

平成28年第2回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成28年6月3日

招集場所 野洲市役所議場

| | | |
|------|-----------|-----------|
| 応招議員 | 1番 中塚 尚憲 | 2番 北村五十鈴 |
| | 3番 稲垣 誠亮 | 4番 栢木 進 |
| | 5番 岩井智恵子 | 6番 高橋 繁夫 |
| | 7番 太田 健一 | 8番 野並 享子 |
| | 9番 東郷 正明 | 10番 上杵 種雄 |
| | 11番 市木 一郎 | 12番 山本 剛 |
| | 13番 丸山 敬二 | 14番 鈴木 市朗 |
| | 15番 矢野 隆行 | 16番 梶山 幾世 |
| | 17番 坂口 哲哉 | 18番 河野 司 |
| | 19番 立入三千男 | 20番 欠 員 |

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

| | | | |
|--------|--------|---------------------------|-------|
| 市長 | 山仲 善彰 | 教育長 | 川端 敏男 |
| 政策調整部長 | 寺田 実好 | 政策調整部政策監 (地域戦略担当) | 大藤 良昭 |
| 総務部長 | 遠藤 伊久也 | 市民部長 | 上田 裕昌 |
| 健康福祉部長 | 瀬川 俊英 | 健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当) | 辻村 博子 |
| 都市建設部長 | 小山 日出夫 | 環境経済部長 | 白井 芳治 |
| 教育部長 | 藤池 弘 | 政策調整部次長 | 川端 美香 |
| 総務部次長 | 竹中 宏 | 広報秘書課長 | 服部 道和 |
| 総務課長 | 赤坂 悦男 | 農業委員会委員長 | 南井 耕治 |

出席した事務局職員の氏名

| | | | |
|------|--------|-------|--------|
| 事務局長 | 立入 孝次 | 事務局次長 | 辻 義幸 |
| 書記 | 吉川 加代子 | 書記 | 佐々木美砂子 |

議事日程

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長(市木一郎君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は19人全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

本日説明員として出席通知のあった者の職氏名はお手元の文書のとおりです。

(日程第1)

○議長(市木一郎君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、第5番、岩井智恵子議員、第6番、高橋繁夫議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(市木一郎君) 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

発言順位は、昨日と同様、一般質問一覧表のとおりであります。

順次発言を許します。

なお、質問にあたっては、簡単明瞭にされるよう希望します。

それでは通告第6号、第13番、丸山敬二議員。

○13番(丸山敬二君) 第13番、丸山敬二です。皆さん、おはようございます。

例の北海道の子どもがいなくなっていたという件ですけど、けさ7時50分に自衛隊の演習林で見つかったようです。というのが、8時半ごろスマホのニュースでぼんと入ってきたんですね。なかなか便利なものやなと思っています。スマホも使いようかなと思っています。

それでは、1つ、中期財政見通しと自主財源の確保ということで一般質問をさせていた

できます。

野洲市民病院の基本計画にかかわる予算が承認され、これから基本設計に入っていくわけですが、一部議員には場所のことやとか将来にわたる財政に不安を感じている方もいらっしゃいます。

昨日の一般質問の中でも類似の質問があったわけですが、一般質問としてどうかと感じました。質問の内容が、市が病院を整備することを是とした質問の内容なのか、または反対の立場で質問しているのか、その辺が私にははっきり見えてきませんでした。是とするならば、過去のことにはさかのぼって質問しているんですね。もう既に議決した内容に。そのことについては、ここからはこう改善してすべきやというのであれば、一般質問にはふさわしいという気もしますが、ちょっと疑問がありました。

内容的にもちぐはぐというか、最終的に市民の税金を投入して野洲病院を買うのちがうかと言うときながら、以前の修正案の中では、病院を即買い取りゃいいというのは、それは何で買い取るのか、税金で買い取るのか、はたまたそうおっしゃる方が買い取って寄付をするのか、その辺がちょっとよくわからなかったんですけども、いずれにしても先ほど議長から話がありましたように、質問、それから答弁についても簡潔明瞭にすべきだと私は思っていますので、一つよろしく願いいたします。

今後発生します大型事業の内容と中期財政見通しの位置付け、財源の確保等についてお伺いをします。

投資的事業としては、財源確保の中には補助金対象になるものがあると思うんですけども、その辺は徹底的に補助金を取っていただき、一般財源からの支出は限りなく抑えていただければいいかと思っておりますけども、これには限度があります。福祉とか教育などへの安定した市民サービスを提供するためには、自主財源をしっかりと確保、そして伸ばしていくことが大事だと考えております。

そこで、しっかりとした中長期の財政見通しと安定した自主財源の確保についてお伺いいたします。

まず、平成27年度野洲市中期財政見通しについて、この27年度の中期財政見通しの4ページのところに、平成26年度歳入決算額と、平成28年度の予算編成のときの、これ、現下の要求の分だと思うんですけど、当初要求の状況についてという速報値の、この2ページに書かれております平成26年度の歳入決算額が微妙に違うんですね。トータルで780万ほど差があるんですけど、この違いについて説明を求めます。

○議長（市木一郎君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 改めまして、議員の皆さん、おはようございます。

それでは、丸山議員の1点目のご質問でございます中期見通しと平成28年度の予算編成過程の速報値における歳入決算の違いということについて答弁をさせていただきます。

まず、予算編成過程の速報値なんですけれども、これにつきましては、一般会計における状況をお知らせさせてもらっております。それに対しまして、中期財政見通しにつきましては、この一般会計の他に企業会計等を除いた特別会計を含めた普通会計をベースとして推計しておりますことから、言われました差異が出ているというものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） 私、それぞれのを拾ってみたんですけども、細かいところで、例えば分担金負担金がふえているとか、使用料の手数料が減っている、繰入金も減っていると。こういったところがあるんですけども、今言われたようなところ、会計別のトータルのとこの差じゃなくて、共通のところでの細かい差になっとるんですけど、この辺はどうなんですか。例えば、今言われた、含んでない会計の分の中のある一部がここに来ているとか、そういう理屈になるんですか。

○議長（市木一郎君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 今、お尋ねの4ページのところにつきましては、中期財政見通しの中の話になってくると思うんですけど、個々の歳入分野のことについてだと思うんですけど、これについては、今申し上げましたように、この時点で中期財政見通しを推計するときに普通会計ベースでさせていただいておりますので、その時点で見込んだ額をここに計上させていただいていると。そして、予算の速報値につきましては、さらに翌年度の予算編成ということもございますので、個々に精査をして積算をさせていただいているというところでの違いが出てきているというものでございます。

○議長（市木一郎君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） わかりました。今までは個別に中期財政見通しというのと予算編成のやつは全く別で動いとったので、そこまで気がつかなかったんですけど、今回また実績という決算額いうところで比べたらちょっと差が出たので、お伺いをしました。

決算額については、当然ながら監査報告の内容と合っていますので、その辺は問題なかったんですけど、そういった違いというのは理解できました。

それでは、次に、同じように見ている気がついたのが、繰越金についてなんですけど、中期見通しでは毎年度1億円が繰越金として入っているんですね。当初予算要求時にはこれが毎年度5,000万円で当初予算要求になっているんですね。作成時期はいずれも10月、11月にかけてやっているんですけど、何でこれが違うのか。それが、しかも決算では毎年度5億前後になっているんですね。この辺の、違いと言えればいいんですか、手法的に何か意図的な手法でこういうふうになっているのか、この辺をお伺いしたいと思います。

○議長（市木一郎君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 2点目の繰越金の計上方法に対してのご質問にお答えさせていただきます。

まず、中期財政見通しにつきましては、実質収支の方を一応2億円という形で設定させていただいております。その半分、1億円については、法に基づきまして財政調整基金の方に積み立てております。そういう設定をさせていただいております。そして、毎年の予算編成の方につきましては、先ほども申し上げましたように、実質的な精査をさせていただいておりますので、繰り越し事業費の状況等も勘案しながら過大な見積もりにならないように、歳入欠陥を起こさないように、5,000万円という形で計上させていただいているというものでございます。

以上、答えとさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） 今の説明ですけども、じゃ、毎年度、今言われた5,000万で計上しているんですけど、決算では、先ほど言いましたように、3億から5億ぐらい毎年なっているんですけど、この予算要求のときに、いや、これをもっと上げるとか上げとくとかいう方法はとらないんですか。

○議長（市木一郎君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） もともと家計のことも一緒だと思うんですけど、予算を編成させていただくときに、歳入がどれだけあるのかというところを当然見積もりさせていただきます。それに対応して歳出の予算を計上していくわけなんですけれど、その歳出の段階で、当初から繰越金の計上を多く見積もることによって、先ほど申し上げましたように、途中で発生します緊急的あるいは不測の事態に対応するときの補正予算のことを考えますと、当初からそう大きく見積もっておくことによって、結果として基金の取り崩

しなど、そのような対応をしていかなければならないという状況になりますので、できる限り実態よりも少な目という形での計上をさせていただいているというものでございます。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） わかりました。でも、この繰越金に対しても、補正でもちょこちょこ出てくるんですよね。足したり引いたり。今回は足すのか出てきたのかな。そういうことがあるんですけど、今、部長の説明にあったように、これは毎年同じパターンやと理解してよろしいですか。

○議長（市木一郎君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） パターンというよりは、手法というのか手段というのか、できる限り、1年間を、基金を取り崩すことのないような方向で予算が最終的に決算が結べたらということを目標に予算編成をさせていただくための手法だと捉えていただければと思います。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） わかりました。

そうしたら、すいませんけど、ここで政策監にお伺いしたいんですけど、今の（仮称）野洲市民病院の整備事業費として80億円というのがあるんですけど、この資金繰りというか歳入の区分、どこから持ってくるんやとか、それからその支出の年度、その辺も計画等立てられていましたら、お伺いしたいと思います。

○議長（市木一郎君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） 皆様、おはようございます。

それでは、3点目の市民病院整備費用の財源と執行年度についてお答えさせていただきます。

市民病院の整備費用は、平成27年度に行いました基本計画精査業務や予算編成などを経た現段階での平成28年度から平成32年度までにおける一般会計と病院事業会計を合わせた総事業費ベースで、約86億3,100万円と見込んでおります。その財源につきましては、病院事業会計における市債として約76億3,600万円、残りは一般会計繰入金などの一般会計の負担額として約9億9,500万でございます。

なお、この一般会計の負担額のうち、約6億9,600万円につきましては、今年度か

ら設置しております野洲市立病院の整備及び運営に関する基金を活用した一般会計から病院会計への貸付金でございます。

それと、各年度の執行予定額につきましては、平成28年度が基本設計費や開設支援業務委託費で、約8,100万円、平成29年度が用地取得費や実施設計費などで約10億2,200万円、平成30年度が建設工事費などで約21億5,800万円、31年度が建設工事費や医療機器整備費などで約46億7,400万円、平成32年度は開設初年度の運営費として一般会計から病院事業会計の貸付金で約6億9,600万円を見込んでおります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） ありがとうございます。

今の金額は、先日情報提供をいただきました県が国の方に病院調書を出したでということにたしか書かれていたと思うんですけど、その金額でしたね。一般会計からこれぐらいやというのは、たしか私も見ました。今ちょっとなかなか出てきませんが、多分間違いないと思います。わかりました。

そうしたら、今の支出年度とかの関係については、後ほどまたこれはお伺いしたいと思いますけども、次のところにいきます。

4番目のところなんですけど、通告文の文言では非常にわかりにくかったかと思います。

何をお伺いするかというと、27年度の中期財政見通し、これ、4ページに表があるんですけど、それと5ページの一番下のところにも歳入歳出の差額が示されております。これが毎年度赤字になっているということについてお伺いをします。先ほど言いましたその文書の中ではわかりにくいと思いますので、急遽、政策調整部長にはメモをお渡ししましたので、ごらんいただきたいと思います。

これ、ちょっと映していただけますか。

（発言する者あり）

○13番（丸山敬二君） こっちのやつはあかんの。こっちやるとしゃべりにくいんや。

この辺、映して。もうアップになりませんか。ならなかったら、いきます。

これは、中期財政見通しをつくった年度と、そのの、今言うところですね。そのつくったときの先の予想のやつです。書いているんですけど、例えば、どれ、いきましようか。これ、いきましようか。

24年度のを作成したときには、23年度の決算と24年の決算見込み額、それと、あと予想が入っているんですけど、当該年度、24年度の立てた25年度以降はこのように赤字になっとるんですね。マイナスです。このマイナスが4億8,000万ぐらいあるんですね。それが26年度に同じように財政見通しを立てたら、先ほど赤字やった25年度のやつが、見込みではプラスの2億7,000万ほどになっとるんですね。次の26年度するときには25年度の分の決算が出ますので、それを見ると、4億3,000万ぐらいになっていると。これ、最初の24年度のを立てたときから26年度までの流れを見てみますと、計画と決算との間に大方10億ぐらいの差があるんです。これは、以前にある議員が、ここのところ赤字になっとるので漫然とやっとるという新聞折り込みをされたことに対して、一応あるときにはこんな市の見解やでというのは出ておりましたけども、この辺の仕組みというか、なぜ10億もの、我々からしたらええかげんな数字を出しとるのどちらうかという気がするんですけど、その辺、説明をお願いします。

○議長（市木一郎君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 中期財政見通しのことでのお尋ねでございます。

丸山議員からは資料をいただきまして、ありがとうございました。

これにつきまして申し上げますと、先ほどの答弁で申し上げましたように、まず、中期財政見通しというものの組み立て方ですね。歳入は絞りぎみ、そして歳出については一定機械的に物件費あるいは扶助費等は伸ばしていっております。歳入の方は絞りぎみでいっておりますので、見ていただきますと、見通しを立てた年の翌年以降の5年間、ずっと歳入、歳出の方については約4億円近く赤字が計上されているという見込みで立てさせていただいております。今の、27年度に出しておりますので、28年度も当然赤字になっております。そこの今度は予算編成にかからせていただきます。そのときは当然歳入も精査をさせていただき、歳出の方も削減する中で、合わせにしております。この時点で、歳入、歳出は合うという形になります。そして、今度、翌年度に決算見込みを立てさせていただいております。この時点が中期財政見通しを立てさせていただく時期と同じころになります。この時点で、あと約半年ほどの歳入、歳出の見込みを立てさせていただいております。そこで出てくる繰越金等を計上させていただきますと、若干の黒字計上になるというところで、一定まず4億円の赤字であったものが予算編成でゼロになる。そして、今度見込みを立てさせていただいたところで一定黒字になっていくと。そして、今度最終的に決算見込みをさせていただくときには、年度で一番大型の補正をさせていただきます12月

を越えて以後の決算になりますので、この時点で最終的に、今、ご説明をいただきました約4億円近い実質的な繰越金が出てくるということで、当初からの、中期財政見通しからの差を言っていただきますと約10億近くあるのかもわかりませんが、当初から中期を見通した段階から決算までの時期の間で、そういう変遷を通して、結果としてそのようになっているというところでご理解を賜りたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） 何かかなり難しいようなんですけど、要は、今言われた節目、節目でものすごく差があるんですね。それで結果として10億ぐらいの差があるというのは、我々とする、何か中期財政見通しとは言いながら、信用がものすごく薄いの違いかという気がします。だから、先ほど言いましたような、議員活動の中に、こんな赤字をそのままやっとなんかというようなことが出ると思うんです。

今は年度ごとにこうなるんやという説明だったんですけど、このときの市の考えとしては、他の近隣もそういうようなやり方をやっていると。最後には、実際の決算は中期財政見通しに反し、全て黒字決算となっているとか、これが当たり前やでというようなことを書かれているんです。その中に、私も言葉が非常に難しいと思うんですけど、成り行き推計という言葉が書かれているんですが、これはどういうのなんですか。いわゆる成り行き推計でやっていると。

○議長（市木一郎君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 今、お示しいただいている、成り行き推計のお言葉を使わせていただいている資料というのは、ことしの3月に議員さんの方から出てきたものに対しての見解を述べさせてもうたときに推計という形で使った言葉で、成り行き推計という言葉で使わせていただいているんですけど、この意味合いといたしましては、当然、先ほど中期財政見通しを立てる段階では一定の大型事業、あるいは将来来るであろう新規事業分というのは、想定をする中で、その時点で限りなく事業を握ってはおります。生半可に、単なる推定という形でやっているものではございません。ただ、申し上げますと、物件費、あるいは扶助費の方になってきますと、一定の係数を掛けさせていただいて、順次上がっていくであろうという推計をさせていただいております。

そういう意味合いで成り行きという言葉を使わせていただいておりますけれども、実際にはその段階で見込める事業等については積算をさせていただいているということでござ

います。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） すばらしい答えです。

私はわからへんから、成り行き推計というのをいろいろ調べてみたんです。そうしたら、成り行き推計という言葉ではなかなか出てこないんですけど、成り行きと推計というのを調べましたら、成り行きは、今言われたように、自然と行く過程というんですか、そういうことを言うとする。推計は、推定して計算するというので、今おっしゃったような、単なる推定だけじゃなくて係数を使うとか、そういう意味合いでのことかなと、何かぼやつとわかってきました。

また、振り返ってみますと、この27年度の見通しの発表があったときも、成り行きでやっているという言葉が言われたみたいなんです。赤でメモってあるんですわ、私。今、何となくわかりましたけど、もう少し勉強していきます。大体のことはわかりました。

そうしますと、次に、先ほど政策監から報告していただきましたけど、新病院の関係の年度展開をお聞きしたんですけど、この辺は今の中期財政見通しの中には入ってないんですか。入っているんですか。

○議長（市木一郎君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） この27年度に策定させていただいた時点については、予算等が否決を受けまして見込みが立てられませんでしたので、この時点では見込んでおりません。

○議長（市木一郎君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） わかりました。

そうしましたら、次に、今後、長期財政も32年度まで出ているんですけど、この辺までに予想される年度ごとの大型事業、ありましたら、ご紹介をお願いします。

○議長（市木一郎君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 27年度の中期財政見通しの中で見込んでおります設計費の中で大型の事業を申し上げますと、まず、幼保一元化の関係、こども園の整備で、年度的には当該年度28年度になりますけれど、約2億円。そして、30年度にまた新たに出てまいりますので、4億5,000万円。そして、野洲駅周辺都市基盤整備が平成28年度で約3億円、29年度で6,000万円。それと野洲クリーンセンターの施設整備で

平成28年度約9億円。そして、29年度5億円。30年度5億円。先ほど申し上げました中期財政を見通す中で新規分、毎年度見ておるのが約3億円という形で一応大型事業の方は予算計上をさせていただいておるということでございます。

○議長（市木一郎君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） 今、言われたのは、中期の中に入っているという解釈でいいんですね。わかりました。

それで、これ、中長期のこういった財政見通しというのは、私はかなり精度の高いものじゃないといかんのかと。やはり、将来的にどうやろうというのはこれを見ますので、そういう意味でいきますと、今、言われたような具体的な事業名とかはここに入っていないんですね。過去のは入っていたんですよ。平成24年までは入ってたのかな。25年から入っていないんです。24年までのやつは、最後の方に主要な件名が入っているんですよ。何で、これ、なくなっているのか。25年度からスタイルがころっと変わるとるんです。何かやたらとグラフや表が多くなっていて、例えば、27年度でも、表の分が同じ表が出てきて、それに基づくグラフを描いてある。ここには27年度の人口推計でグラフが出ていますが、これが一体何を意味してどこに使われているのかもわからない。私、非常にわかりにくいんですよ。もう少しわかりやすく描いてほしいと思います。

この分の、毎年、前段にいろいろ書いてあるんですけど、前年度と同じような内容を、中身を少し変えて書いてあるだけで、やっぱりそれではちょっとどうかと思います。こんなところよりか、やっぱり知ってほしいのはこれやということと、言語データで、現状はこうなっている、それでこのところはこうしないかとか、将来的にはこうなるんやとか、やっぱりそういうのが欲しいと思います。

それと、一番注目するのは、いろんな財政の指標なんかは違うところでまた出てきますけども、そういったところやとか、他の近隣との比較みたいなものは、やっぱりあれば便利かという気がするんです。その辺も今後いろいろ、近隣のとかいうのでなくて、全国的にも恐らく同じようなやり方をしているので、いいところも探していただいて、参考にし、野洲独自のわかりやすいものにしてほしいと思います。

平成26年度の監査報告も見たんですけど、この中にも示されているんですが、経常収支比率が90.6%になっていると。90%以上は財政の弾力性を欠く、いわゆる硬直化が進んでいると言われてるので、これ、監査報告にもそういうことを書かれているんですよ。ただ、これは長期的にどうやというのじゃなくて、その辺もしっかり考えたとい

うような財政を立てていかないかんのかと思います。

やっぱり財政に余裕を持たせるという意味でいけば、自主財源の確保というのが大事なのではないかと私は思いますので、次に自主財源の方に話を進めたいと思います。

事業を計画的、安定的に進めるには、必要な財源確保が一番やということはいふことありませんけども、補助金を除いていけば、自主財源の確保というのが大事やと思うんですね。

本市の自主財源の比率というのを見ても、平成25年度が53.1%、26年度が55.8%、27年度が48%、28年度が57.8%。平均的には53、4%ぐらいになっているんですけど、自主財源の確保についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（市木一郎君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） それでは、自主財源の確保についてお尋ねでございますので、お答えさせていただきます。

自主財源の確保につきましては、当然、市の重要課題として捉えさせていただいております。特に、自主財源の根幹であります市税につきましては、安定的に継続した確保策を講じていかなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） まさにそういうことなんですけども、今、私が先ほど申しました自主財源の比率、県下13市あるんですけど、そのうち野洲市というのはどの辺の位置にあるかというのはわかりますでしょうか。

○議長（市木一郎君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 今、言っていただきました野洲市の方が26年度の決算ベースで56.8%となっております。13市ございますけれど、市の平均が49.8%となっております。ちょっと順位については、今、手元にはございませんので、傾向的には県内の市の平均を上回っておりますので、自主財源ベースとしては確保できておるのかなとは分析をさせていただいております。

○議長（市木一郎君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） 私も過去に何かで見たとき、4位か5位ぐらいのどこやったような気がしたんです。1回またちょっと見といて下さい。そういう意味で、平均が49.8ということであれば、まあまあちょっとそれより上にあるとは思いますが。

それでは、次に、総務省のホームページにこの自主財源の確保について、幾つかの団体の取り組み内容が紹介されておりました、その中には税の滞納者に対する態勢の強化やとか、電話催告システムを導入してというのがあるんですけど、野洲市におきましては、市長も常々お話をされておりますし、そういう税の滞納者に対しては単に取り立てじゃなくて、その裏には何かあるんやろということで、その線を徹底的に洗おうというのか、やろうというので取り組みをされておりました、全国的にもこれは影響を与えとるの違うかなと。去年の年末の新聞に市長のそういった内容が報道されておりました。そして、市民生活相談課でもいろんな取り組みをされておりました、この取り組みも、いつごろでしたか、京都新聞で連載をされておりました。その記事も見まして、やっぱりこういう取り組みはすごいと私は思ったんですけど、市民部長に、この取り組みの具体的な内容についてお伺いをいたします。

○議長（市木一郎君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 市民生活相談課の状況ということでお答えいたします。

平成27年度において、市民生活相談課が生活困窮相談で受け付けた人数は171名でございます。そのうち、多重債務相談については46人いらっしゃいまして、納税推進課からの紹介で受け付けている方が17名ということでございます。多重債務相談を行った結果、手続中も含めてですけれども、6名分、約2,500万円の過払い金が回収または回収見込みとなっております、そのうち64万4,000円分、これが4人分なんですけど、滞納されていた税金に充当されたということでございます。この金額についても、今後ふえていくと。整理が進むにつれて回収も進んでいくということでございます。

それから、納税推進課から紹介があった17名のうち、3人の方が失業中やったんですけども、あわせて就労相談を行いまして、3人の方全て、就労が決定し、滞納されていた方から納税者となったということでございます。

件数等については、総務部長からお答えいたします。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） 平成27年度までの滞納者の数でございますけれども、平成28年5月24日現在、2,295人となっております。

○議長（市木一郎君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） 一気に話をさせていただきましたけど、最初、市民生活相談課の方でどういう取り組みをしているのかというのを簡単にお聞きするつもりで「その内容は

どうですか」と聞いて、その後で、その件数を聞こうと思っただけなんですけど、先にもう件数まで言っていたので、それはそれで。市民生活相談課の取り組みは、大体の方は皆さんおわかりなので、もう結構です。先にいろんなことを言っていました。ありがとうございました。

それでは、次のところに行きますけども、通告と順番を変えます。今、総務部長に答えていただいたので、先、総務部長の方へいきます。

過去にインターネットを使ったインターネット競売というのをやったような記憶があるんですけど、今後そういった差し押さえ品やとか公用車のインターネット競売というのはどのようにされるか、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） 税における差し押さえにつきましては、主に換価性の高い給与ですとか預金を主力に行っております。その中で、動産等におけるインターネット競売については、議員、おっしゃいましたような、過去には実績がございますけれども、近年はちょっと行っておりません。ただ、28年度の予算の中で、インターネット競売にかかわる公売手数料を予算化いたしておまして、必要に応じまして実施ができる状態になっている状況でございます。

それから、公用車についてでございますけれども、21年度、22年度に一般競争入札による公用車の売却を実施しておりますけれども、インターネットによる競売の売却の実績はございません。

今後ということになりますけれども、不要となった公用車の取り扱いにつきましては、買い替えであれば下取りに出しますし、処分の場合は一般競争入札あるいはインターネット競売ということで、最適な手法を検討した上で売却を行ってまいりたいと考えております。

○議長（市木一郎君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） わかりました。できるだけ市の収入になるような方法を考えていただければと。

公用車についても、リースが多いと思いますので、それはちょっとできないと思いますが、一つ税金の確保という意味でよろしくお伺いしたいと思います。

それから、次に、政策調整部長にお伺いをします。

もう今はやっておりませんが、「広報やす」とか封筒への広告について、取りやめの

きっかけになった原因が、我々もいろいろ全協などでお聞きしていますけども、そういったことを、改善を加えて今後、再度そういった広告の掲載についてのお考えはいかがでしょうか。

○議長（市木一郎君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 広告掲載についてのご質問にお答えさせていただきます。

もともと自主財源の確保ということで広告事業を行ってまいりました。今、丸山議員、おっしゃっていただきましたように、平成25年度から広告事業を廃止させていただいております。その時点で、広告をすることにより市の信頼性と公平性を損ねる事案が発生しました。その事案が今後も継続して、同様の事案が発生する可能性があるということでございますので、今後においても現時点では広告事業を行う予定はございません。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） 中止になった発端というのはそういうことなんですけれども、先ほど言いました総務省の事例の中で、広告事業、こんなのやっていますというのがあるんです。その辺で、一般的なのはあると思うんですけど、こういうものはやらないとか、いろいろルールを決めてやるとか、もう方法があるのではないかと思います。ずっとやらのやというのではなくて、これこそ近隣でやるとるのがあれば参考にさせていただくなりして、こういうやつこそ近隣を見たらいいんじゃないかと思えますけども、そういうところで今後も片隅には置いといていただきたいと思えます。

それから、次に、ふるさと納税の促進策ということで、ふるさと納税も同じようなことで、返礼品のことで世間でもいろいろ騒がれておりますけども、返礼品はなくなりましたということですが、いろんな協議の中でなくすということになったんですけど、この返礼品をやっていったらええやないかという意見はなかったんでしょうか。

○議長（市木一郎君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 返礼品実施の意見はなかったのかというお尋ねでございます。

これ、昨年の12月から、もともとは返礼品の実施をしてはどうかというところから検討を行いました。そして、ことし2月の全員協議会の方でお示しをさせていただいたんですけど、課題が多くあるというところを取りやめたというものでございます。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） わかりました。返礼品も過激になつとるということで、家電製品やとか商品券はだめという国の指導があるとか、これはだめという指導で言つとったんですけどあかんから、今度はもっと競争力を持つようなことが今日かきのうの新聞に何か載つとるような気がします。

そういうこともあるんですけど、何かもう地域だけ限定の商品券やとか、そういうような方法もあるの違うかなと思います。隣の八幡なんですと、そういったことで返礼品をいろいろやっていったら、1億か何か集まったとかいうのがあります。野洲市もずっと、毎年3、400万ぐらいですかね。それぐらいなんですけど、趣旨はわかりますけども、やはり喉から手が出るぐらい自主財源というのは欲しいところで、いい方法があればやはりやっていただいて集めるのも1つかという気がします。

そっちだけに走るのじゃなくて、いろんないやり方があればやっていくのも、取り残されんようにだけはしといてほしいという気はします。そういったところで、これは余り無理やりにとは申しませんが。

それでは、最後に、市長にお伺いしたいと思います。

固定資産税、それから都市計画税、この辺は安定的に財源確保できるものと思っております、過去にも検討に入ったことがありますけれども、今後、この都市計画税の賦課、それから固定資産税の超過課税率の制度化ということについては、市長はどのようにお考えでしょうか。お伺いします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 議員の皆さん、おはようございます。

都市計画税なり固定資産税の検討ですけど、これも何回も申し上げますように、一切考えていません。

都市計画税は、制度的にはあってもいいと思うんですけども、1年間議論して、懸念が表明されました。あそこで申し上げたように、4つ、5つの理由を説明しておきましたけれども、都市計画区域の設定に公平性がなかった、これは過去のツケを今さら取り戻せません。その他幾つかありますし、そのときに言ったように、固定資産税の上乗せというのは、これは異常事態だといったことで動いていますから、あり得ません。都市計画税のかわりに固定資産税の上乗せというのは、これは反対をされた方からの提案であって、私は言っていないわけです。そういうことも議論にと言ったら、また皆さんが過剰反応されて言い訳

にされたわけで、私は都市計画税の設定は、あれ以降は一切言っていないし、固定資産税の上乗せも考えていません。

ただ、むしろ今心配なのは、法律で決まった消費税までころっとひっくり返す。決まる時も、私、冗談で言ったと思うんですけど、30人か40人の経済学者を首相官邸に集めて、何回も議論して、あそこまでやった。その法律で決まったものをころっと変える。だから、これは自治体にとってもものすごく厳しいんです。子育て支援でも随分お付き合いで支出が本当にふえています。だから、全国の自治体は本当に窮迫すると思います。でも、それをいきなり固定資産税とか都市計画税というものではないんです。

それと、去年申し上げたと思うんですけども、軽自動車税、2段階で上がっています。本来は二輪車も農業機械も一気に上がる予定だったのに、3月31日に国会で法律を変えて、業界団体の圧力で二輪車と農機具を落としました。1年だけ延ばして、ことしからまた上がっているわけですけども、これはやはりもう深刻な税に対する信頼を失わせる事態ですから、国のやり方は、私、心配ですけど、野洲市は何回も申し上げたように、固定資産税の上乗せも都市計画税も、現時点では考えておりません。

○議長（市木一郎君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） よくわかりました。

今の消費税の問題も、ああいう発言をされた方は変更したのでなくて、「新しい判断」でしたか、そういう言葉を使われたんですね。新しい判断やったと思います。何か流行しそうな言葉です。今のやつは置いといて、新しい判断やということらしいんですけど。

今、市長が言われるのはよくわかりました。合併協定書の中でも、都市計画税は取らないということが明記されております。固定資産税については、市長があれを出されたときに、たまたま病院のをいろいろやっとなるときで、非常にタイミングが悪かったんじゃないかと。だから、私は、それはだめですよと言わせていただきました。

今後、先ほど申しました中期見通しのときなんかで、財政がやっぱり厳しいと思ったのが出れば、検討すべきではないかという気はするんです。市長は現時点ではやらないということなんですけど、財政見通しを見た上での判断というのはいかがでしょうか、市長。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 財政見通しは、先ほど政策調整部長がお答えしたように、成り行きでやっています。成り行き推計ということは私が名付けているんですけども、これは前も言いましたように、いろんな将来予測指標、特に温暖化なんかも、前も言ったと思うん

ですけど、英語のビジネスアズユージュアルの翻訳です。ですから、過去のトレンドで伸ばしていくと。それ以上に材料がないから、いいかげんなものじゃなしに、根拠は過去の流れしかないのです。今の中期財政見通しも、当然、社会保障費とか物件費、これはある程度安定しているものですから、その伸びというのはもう織り込んでおかないとだめなのでなっていますけども、実際予算を組んだり事業をするときにはもう一段精査を加えますから、織り込めるといいますか、吸収できる。だから、今の見通しで税を上げるとかという判断は別のものだと考えています。

国でも、本当に4兆円ないのにやろうと思っはるぐらいですから、私も国の方を心配しているんですけど、野洲市は本当にもう今、やること、きのうも野並議員、おっしゃっていただいたように、学校も保育園も、こども園が1園残っているだけです。過去のツケを随分払いました。学校の耐震化も5割をいきなり100%に持っていったり、保育園も全然計画がなかったですね。

あとは、この間お示しして、今日ご質問をいただいたから、あえて確認しておきますけども、過去に水道料金を無理して1,000円下げている。これは非常に厳しい。粉飾決算。だから、この粉飾決算であったという認識を議員の皆さん方も市民の皆さん方もご理解いただいた上で、ぜひ速やかな、むしろその提案をしていただいた方がいいかと私は思ったんですけどね。これはやはり譲れません。過去のツケで1,000円も下げている。そこに県の企業庁の水も上がってきていますし、そこは深刻だと思えますけど、あとの設備については、病院以外はもうほぼ終わっている。大きなものは終わっていると考えております。

○議長（市木一郎君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） よくわかりました。

先ほど申しました経常収支比率でも、ちょっと硬直化やということですので、この辺も徐々にやわらかくしていただくようなことで、自主財源の確保については引き続き努力をお願いしたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（市木一郎君） 次に、通告第7号、第7番、太田健一議員。

○7番（太田健一君） おはようございます。

大きく2つの項目について質問させていただきます。

はじめに、熊本地震の被害実態を踏まえた災害に強い福祉のまちづくりについて質問し

たいんですけど、この質問を始める前に、熊本地震でお亡くなりになられた方々に対するご冥福をお祈り申し上げます。

それではまず1点目ですが、熊本地震では、2度にわたる連続した地震によって、本来は避難所となっている施設や市役所等が倒壊し、被災者への対応が大きく遅れる結果となりました。今回のこの地震は想定外の2度の連続する地震ということだったのですが、まず、野洲市の災害対応は、こうした連続する地震の想定を行っているのかどうかというのと、それに対する耐震強度等の基準を設けているのかどうかをお尋ねしたいと思います。

○議長（市木一郎君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） では、太田健一議員の熊本地震の被害実態を踏まえた災害に強い福祉のまちづくりの中の1点目のご質問にお答えいたします。

連続する地震にということですが、連続する地震の想定については、想定はいたしておりません。また、耐震強度の基準につきましては、建築基準法の基準に基づいております。市独自では、基準は設けておりません。

以上、お答えいたします。

○議長（市木一郎君） 太田議員。

○7番（太田健一君） 野洲市のエリアは琵琶湖の西岸断層とは外れていて、最大6強ぐらいの地震を想定した現状の災害マップとなっているので、今、お答えにあったように連続する地震ということは想定されていなかったと思います。全国的に今回の連続する地震は初めてのことで、野洲市だけではなくて他の自治体も同じだと思うんですけど、今回のこの教訓を受けて、どのように取り組んでいくかということが一番大事だと思うんです。

専門家は、こうした連続する地震を想定した基準として、1.5倍ぐらいの強度が必要と言われております。そこをどのように捉えて、どこまで想定して基準を設けるとか、取り組んでいくかということが課題だとは思いますが、その点に関してどのように考えておられるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（市木一郎君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 議員、おっしゃいますように、初めて経験したことだったので、おっしゃるとおりでございます。

一般的に1.5倍とおっしゃっている方もいらっしゃると思いますが、現時点であるものは現行の建築基準法でございます。それをオーバーして、強固な建物をということ

は、理論上は可能かとは思いますが、実態どのように設計をするのかとか、費用はどのようにするのかという課題も一方でございますので、これはまた国なりに新たな基準を出していただくところを待たないと、我々で独自で基準を定めるということはちょっと困難、できないのかなと思います。

○議長（市木一郎君） 太田議員。

○7番（太田健一君） 防災の拠点としての市役所機能は、例えば、罹災証明の発行など情報データの管理という面でもとても重要な箇所であります。そうしたもとのサーバーがだめになったら端末だけあっても意味をなさないことになると思うんですが、西別館の2階には情報システム課のコンピューター室があるんですけど、ここの部分は、以前耐震化の点にちょっと課題があるみたいな話をお聞きしていたんですけど、現状どのようになっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） 西別館でございますけれども、こちらは昭和56年6月の建築基準法改正後の、いわゆる新耐震基準に基づいて設計されまして、平成9年の12月に建築をされたものでございます。建物の耐震性ということについては、新耐震基準に基づいてということでございますので、問題はないと考えております。

○議長（市木一郎君） 太田議員。

○7番（太田健一君） きこの矢野議員の質問の中にも、被災者支援システムの運用を準備中ということもあったので、こうしたデータのもととなるところがすごく重要な施設だと思うので、今、国の基準を待つという話をされていたんですけど、待っている間にまた2度、3度ということはどこにでもあり得るということは今回証明されたので、そうしたハード面でなかなか厳しいのであれば、ソフトの面で2度、3度、連続した場合にどう対応していくかということが課題になっていくと思います。

そこら辺のことは今後しっかり検討していただきたいと思いますけど、それを踏まえて、次の3番目の質問に移ります。

熊本地震では、福祉避難所そのものが倒壊して、障がい者や介護が必要な方々などの災害弱者の避難場所の確保が困難となって、車中泊でのエコノミー症候群による死者が出るといったような状況でもありました。今の野洲市内の福祉避難所の箇所と、耐震化の問題がないかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（市木一郎君） 市民部長。

○市民部長(上田裕昌君) 福祉避難所の箇所と耐震化についてということでございます。

市内の福祉避難所の箇所につきましては、社会福祉法人野洲慈恵会の施設であります悠紀の里、それからあやめの里、ぎおうの里、それと周行会の施設であります寿々はうす、以上4カ所でございます。耐震化につきましては、いずれも新耐震基準で建てられておりますので、基準はクリアしていると。問題ないということでございます。

○議長(市木一郎君) 太田議員。

○7番(太田健一君) 特老の3カ所と、寿々はうすだから湖南病院ということで、4です。

そもそも、こうした福祉避難所の存在そのものの場所を知らない市民も多いのではないかと想像します。今回の熊本地震でも、場所を知らなかったという方がかなりおられたということもニュースで流れていました。さらに、熊本地震では、福祉避難所は、自主避難者は対象にならないために、それらの人が入れなくて、劣悪な環境下に置かれたということも問題になりました。

要するに、利用者本人だけでなく、家族や地域の人々への福祉避難所の場所であったり存在ということを周知徹底することが必要だと思いますが、そうした市内の福祉避難所の場所等の周知の方法をどのように行っているのかを伺いたいと思います。

○議長(市木一郎君) 市民部長。

○市民部長(上田裕昌君) 福祉避難所の施設の周知方法につきましては、平成26年度に作成いたしました野洲市洪水・地震ハザードマップに掲載いたしまして、平成27年度に全戸配布を行っております。このような方法で周知しております。

そして、福祉避難所なんですけれども、これは災害や避難者の状況に応じて、そのときに開設される2次的な避難所でございますので、2次的な避難所であるということについても、あわせてこれは市民の皆様には十分理解していただく必要があるかと思っています。

○議長(市木一郎君) 太田議員。

○7番(太田健一君) 今回の地震で一番課題となったのは、見られたかどうかかわからないですけど、きのうもおとといもNHKで福祉避難所の問題を30分ぐらい特集されました。それ以外の報道でも流れているんですけど、要は、ハード面の課題というのももちろんあったんですけど、何より問題なのはソフト面ということが大きな課題となりました。

野洲市の場合は、先ほど言われましたところの3カ所と寿々はうすと、4カ所が福祉避

難所として指定されていますけど、いざ災害となった場合に、それだけでなく、そもそもその施設には入所者がおられて、職員の方々もその対応で手いっぱいという状況なので、地震があったときに避難されてこられても、そうした避難者に対して手が回らないといった状況が予測されます。熊本地震もそれが大きな問題となっていました。そうした避難者を受け入れた場合の介護者の対応をどのようにされるのかを伺いたと思います。

○議長（市木一郎君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 福祉避難施設における対応なんですけれども、これはそれぞれの施設と野洲市福祉避難所の確保に関する協定というのを結んでございます。その協定では、要支援者（避難者）に対し、日常生活上の支援や必要とするサービスを受けるための支援もそちらの施設の方で努めていただくという協定になっておりますので、第一義的にはこのような形になろうかと思えます。

○議長（市木一郎君） 太田議員。

○7番（太田健一君） なかなかその施設内での支援をとすることに課題があって、この後にまた細かくお聞きしたいと思うんですけど、6番目の、野洲市の場合、福祉避難所の避難者は何名を想定されているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（市木一郎君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 福祉避難施設の避難者数の想定についてですが、災害時に避難施設が受け入れ可能な人数ということで計算いたしますと、最大70名程度ということになろうかと思えます。

○議長（市木一郎君） 太田議員。

○7番（太田健一君） これ、4つの施設全部でということですね。全体ですよ。

次の質問なんですけど、実際に災害が起きた場合に想定されている最大70名が収容できる部屋があるのかどうかということを確認されているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（市木一郎君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 福祉避難所なんですけれども、先ほど議員もおっしゃいましたように、入居者がおられる状況でさらにということになりますので、平常時からそのための部屋を確保して、これはこのとき用の部屋というような、そういう部屋を確保していただくものではございません。空きスペースといったら語弊がありますが、そういうところを都合していただいて、確保するというところでございます。

○議長（市木一郎君） 太田議員。

○7番（太田健一君） そうなると僕も想像してしまっていて、僕も実際に、施設にお話を聞かせてもらいに行ったんです。あやめだけは園長さんがおられなかったので聞けなかったんですけど、ぎおうの里と悠紀の里は直接行って聞かせてもらいました。

今、言われたとおり、人数の制限というのは基本的には設けていないとは言われていました。あいたスペースにということ、あいたスペースは通路であったり、あと、ぎおうの里であれば、今はデイケアはやっていないので、そこのデイケアに入れると。ベッドもデイケアのベッドが10から20はあります。悠紀の里に関しても同じような感じで、あいているスペース、入居所があるのでそこには多分入れないということも言われていました。

ただ、問題なのは、入られても、要は毛布であったり布団であったり、そうした寝具が足りないということも言われていました。市からは圧縮した毛布を、悠紀の里であったら10枚、5人分というのをもらっているとか、ぎおうの里でも何枚かもらっていると言われてはいるんですけど、そもそもさっき言われた最大70名に対応できる分の毛布がないということも言われていました。まず寝具の問題、1つはそれですね。それと、もう1つは、要は、ケアをする職員の問題ですよね。さっきも言いましたけど、介護施設なので、福祉避難所なので、入ってこられる方、一般の方ではないですよ。となった場合に、専門の知識を持った方々がいないといけない。実際の災害があった場合は、施設の職員の方も被災されていて、その施設におられない、来られないという場合もあると。さらに、入ってこられた避難者に対応するのに専門の知識を持っている人じゃないと障がいの方であったりそうした人の対応もできないので、そうした職員の手配というかケアをどのようにしていくかということが2つ目の課題に言っていました。

あとは食料ですね。この後にまた食料のことを聞くんですけど、福祉避難所の食料に関しては、基本的にはライオンズクラブさんと協定を結ばれているので、そこから食料を提供されているということで、現施設に入っている被介護者の食料3日分は用意されているということも言われていましたけど、避難されてこられた方々に対する食料の分はまだ用意できていない、そこが課題だということも言われていました。

そこら辺の課題をどのようにクリアしていくかということが大事やと思うんですけど、その点に関してはどのように考えておられますか。

○議長（市木一郎君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 福祉避難所の運営についてお尋ねということで、市の方では、野洲市避難所運営マニュアルというのを定めておまして、こちらの方で大まかなことを

決めさせていただいております。

まず、福祉避難所なんですけど、イメージ的には支援の要る方がそこにすぐ入られるのかというようなことなんですけれども、実際には、指定避難所といわれる一般的な避難所で、まず福祉避難室というものを設定いたしまして、特に配慮の要る方については、まずそこで一般の方と分けて、例えばコミセンでしたら、ホールに加えて2階の和室とか小さい部屋をそれ用にとるということをございます。そこでも対応困難ということになったときに、福祉避難所の受け入れ状況を確認しつつ移っていただくということになりますので、どんどんとそちらの方に人が行かれるということは、マニュアル上は、想定はしていないということです。災害救助法に基づく福祉避難所として設置した場合は、基本的には7日以内ということになってございますので、これは状況に応じて延ばしたりはするんですが、基本的には短期対応のことを考えてございますので、当然不足する分があれば市の備蓄品で賄うということが原則でございますけれども、そこにずっとそのまま長くいらっしゃるといことは一応想定としては今のところはないということでございます。

○議長（市木一郎君） 太田議員。

○7番（太田健一君） いろんなマニュアルの中で定められているということなんですけど、実態は、僕、以前も福祉避難所のことで、障がい者の件で質問したことがあったんですけど、熊本だけではなく、これまでの他の震災のときの事例でも、まず一時的には一般のところに連れて、その中で、今言われた障がいだったり、介護の必要な人は福祉避難室にという話をされていたんですけど、トイレの問題だと、介護が必要な人だとか障がいの方々、トイレをするのにもすごく大変なので、すごく気を使ってトイレに行くのをやめようとなってしまうと、結局トイレを我慢したせいで症状が悪化して亡くなれるとかいうことがすごく課題になっていて、そういうこともあって、東日本の震災後、全国的に福祉避難所が必要だということで作られて、今回、その福祉避難所が実際に地震で使われたのは熊本が初めての事例やったそうです。だから、テレビの映像の中でも、職員の方も入られている方もパニックになって、もう本当に大変な状況になったということがあるんです。

だから、今言われているマニュアルも、もちろん大事だと思うんです。これはこれでつくんですけど、マニュアルどおりに多分いかないということを今回の事例で想定して、どのように対応していくかということを考えていかなければならないということだと思うんです。実際、福祉施設の方々も、僕がお話を聞いたら、今、市が県下の南部、湖南部6区の16の福祉施設で連携して、お互いに施設に入れ切れなければそっちに行く、どうな

のという応援体制を今検討中ということで、もう準備態勢が動き始められているんですね。さらに、BCPという事業計画というものを立てておられて、職員がそういう有事の際に参集できるかということも施設の中でされておられます。そのように、現場では頑張って準備をされているので、市としてもそれを後押しできるようなことを、現時点では、今、答弁を聞いてると現状のマニュアルしかないと言われてたんですけど、今回の地震のことを本当に教訓にして取り組んでいってほしいと思います。

次の質問に移ります。

今回の熊本地震から得る教訓の1つとして、これもよく報道で流れてましたけど、ライフラインの寸断によって、水の確保が困難だということがありました。これは飲料水だけではなくて、トイレであったり生活用水といったものも含めて大事だと思います。コンビニの水が売り切れて入荷できないような状況も報道でよく流れていましたし、そこら辺の災害対応を野洲市としてどのように考えているのかをお尋ねします。

○議長（市木一郎君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 災害時のライフライン寸断による水の確保につきましては、地域防災計画におきまして避難者数最大4,000人と想定して、備蓄食料、水の確保に努めているところでございます。水道施設に影響があった場合なんですけれども、日本水道協会からの支援、あるいは平成18年5月に上水道施設災害応急復興に関する協定を野洲市管工事協同組合と締結しておりまして、上水道施設の復旧に対する作業資材、機材、及び労力の提供を受けるということになってございます。

あと、避難所のトイレについては、基本的には仮設トイレになってこようかと思ひまして、水については、当初は飲料用をまず優先させるということになろうかと思ひます。

○議長（市木一郎君） 太田議員。

○7番（太田健一君） 熊本でもそうしてしっかりした備蓄はされていたけど、結局ライフラインの寸断で届けられないということが課題になったので、その点もまた重要な点だと思います。

今、9番目の質問の答えも一緒にしてもらったので、そこは省きます。

次の10番目です。

京都では、阪神大震災の教訓から井戸マップというシステムを構築されていて、井戸水を活用している方々の井戸を災害時に一般に開放してもらおうという登録制度を行っているんですけど、野洲市内で、個人の家であったり、現在井戸水を使用している方々を把握

しているのかどうかをお尋ねしたいと思います。

○議長（市木一郎君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 市内の井戸水の把握なんですけれども、一般家庭で81軒、それから企業で39事業所となります。それから、それ以外に、例えば畑の井戸水を使っている方もいらっしゃると思いますが、それについては、ちょっと把握はできておりません。

○議長（市木一郎君） 太田議員。

○7番（太田健一君） 過去に野洲川が移動してから、中主エリアの比江などでは井戸の水が出なくなったということで井戸水を使っておられる家庭がかなり減っているという現状を聞いています。今、一般で81軒おられる、事業所も39カ所されている。畑として使っている方々も、把握はしていないけどあるということなんですけど、例えば、京都が行っているような形で、そうした方々と災害時に井戸の水を一般的に使える協定というか登録をしてもらったり、企業の自己水、地下水を大量に使っていると思うんですけど、を、有事の際に市民の方々に対して開放ということがあれば、飲み水としては、例えば企業の水は厳しいと思うんですけど、先ほど言ったトイレの水であったり洗濯であったり、非常時の水の確保としては大きく役立つと思うんですけど、その点はどのように考えておられますか。

○議長（市木一郎君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 今おっしゃったような協定については、実際のところは今締結しているわけではございません。滋賀県の方では、非常災害用井戸認定制度導入ガイドラインというものを持ってらっしゃって、そういう指針が示されていることについてはうちの方でも認識はしておりますが、今おっしゃったような井戸水の使用に関する協定につきましては、水の確保という点では有効かもわからないんですけども、熊本地震の水前寺公園などの井戸が枯れるという例もございますので、実効性の面からいうと、井戸については副次的に捉えなくてはならないと。市としてまず第1番目にすることは、飲料用水の確保でございますし、水道がとまっている場合は水道施設の早期復旧ということが市の役割と考えてございますので、個別の災害協定ということまでは考えておりません。

それから、ある企業の方にも、このようなお話も以前させていただいたこともあるんですけど、企業の使っている水というのは、もう本当のプラントの最深部みたいなところにありますので、それをそれ用に出すとなると設備投資も要りますし、水質の問題、企業さん

にどこまで保証していただくのかといういろいろなことがございますので、企業さんにそこまで負担を求めることも今の時点ではちょっとやりにくいかと考えてございます。

○議長（市木一郎君） 太田議員。

○7番（太田健一君） わかりました。

なかなか課題は多いということで、全てができるということではないと思います。

本当に今回の熊本地震、連続する地震であったり特殊なんですけど、ただ、断層はなかったところに実は断層があったとか、あれほどの規模が起きるとは思わなかったところということがあったので、東日本大震災もそうですけど、要は、想定外という言葉はもう使えないと思うんです。そういうことをしっかり心にとめて対応していけるように、教訓をすごく生かしていかないと意味がないと思うので、しっかりした対応をよろしく願います。

○議長（市木一郎君） 暫時休憩します。再開を午前10時40分とします。

（午前10時24分 休憩）

（午前10時40分 再開）

○議長（市木一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

太田議員。

○7番（太田健一君） それでは、大きく2つ目の項目について質問をさせていただきます。

新病院建設や駅前開発に伴うコミュニティバス運行について質問します。

まず、1点目に、コミュニティバスはこれまでのさまざまな課題克服の経緯を経て、小型化、ハイエースのワイドタイプによる狭い路地への侵入が可能になったり、朝晩の増便、循環コースの新設、土曜の運行再開などで充実が図られてきました。前回の2月予算議会の会派勉強会の質疑の中で、GPS機能を活用した運行管理を検討しているというお話を聞いたんですけど、これについて改めて詳細な内容をお聞きしたいと思います。

○議長（市木一郎君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 太田議員のコミュニティバスの運行に関する質問についてお答えいたします。

まず、ご質問のGPS機能なんですけれども、これにつきましては、利用者の皆様方にソフトウェアをスマートフォンにダウンロードしていただいて、それで現在のバスの走行位置をお知らせしようとするものでございます。コミュニティバス、基本、定時運行ということをしておりますけれども、どうしても天候でありますとか、交通事情により運行の

遅れ等があった場合、利用者にお知らせする方法がなくて、お電話によるお問い合わせのみの対応としてたんですけれども、これを導入することによりまして、バスの運行状況をスマートフォンから確認することができるということでございます。また、お電話で問い合わせがあった場合、市の生活安全課の室内にも同じものがございますので、今どこですということを見ただけじゃなくて電話のお問い合わせにも我々がかわりに見るということで対応が可能なものになってございます。現在、停留所のデータを設定したり、路線のテスト状況の準備を進めてございます。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 太田議員。

○7番（太田健一君） 画期的なシステムの導入をされる予定ということで、利用者もすごく喜ばれると思います。ただ、課題としては、スマホにダウンロードということなので、高齢者の方々の普及率がどれぐらいなのかがちょっとわからないですけど。ガラケーを使っている場合は利用できなかったりとかという課題もあるとは思いますが、導入されればかなりありがたく皆さん活用されていくと思います。

今、テスト段階ということなんですけど、導入時期はいつごろを想定されているんですか。

○議長（市木一郎君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 夏から秋口を予定しておりますが、テストの結果次第で大きく変わりますので、はっきりと申し上げられません。

○議長（市木一郎君） 太田議員。

○7番（太田健一君） 特に、僕が暮らしている三上のエリアは国道8号線の渋滞の課題があって、先ほど言われていた渋滞によってバスの便が遅れるとかということで、苦情も以前聞いていたこともあったので、これの導入であったり、国8のバイパス、将来的には平成30年に突入したら開通されるということで、そういう渋滞解消によってのダイヤの遅れがなくなるということも期待はされると思います。それも含めてよりよくなっていくことを期待します。

次の2番目の質問です。

今後のさらなる高齢化であったり、環境エコロジーのことを考えると、コミバスのニーズは高くなる一方であって、さまざまな課題の克服が求められていきます。

ある市民の方がこのようなことを話されていまして。若いお母さんなんですけど、コミ

コミュニティバスはほとんど利用できてない感じとっています。13年くらい前に、ベビーカーで利用したきり、不便過ぎて使ってないです。ノンステップバスやったのに下げてもらえず、大変な乗り降りであれも悪かった。車椅子用なのかもしれないけど。ということで、このような話をされているのを聞きながら、以前のコミバスの悪いイメージを持ったまま、利用することを控えておられる方もいるのかということも感じます。それがゆえに、コミバスの利便性がさらに高まって、多くの市民の方々に喜ばれる運行というのが求められていくと思います。

しかし、そうした状況のもとで、利用されている市民の方々の声の中には、野洲駅発着の電車とアクセスの時間の短さや、1時間に1本だけというダイヤについての利便性の悪さについて指摘がされています。

まずはじめに、そうした現状の課題に対する対策について伺います。まず1点目に、野洲駅発着電車と、野洲駅発着のコミュニティバスのダイヤについてお尋ねしたいと思います。

○議長（市木一郎君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 野洲駅のJRとの連携ということだと思いますが、コミュニティバスは地域に細かな路線を設定して移動手段を提供しているということですので、そちらの方をまず優先するということがございますので、JRとの接続性までは考慮できない状況でございます。

○議長（市木一郎君） 太田議員。

○7番（太田健一君） 確かにどこに目的を持っていくかということがすごく重要だと思いますけど、このコミバスだけじゃなく、滋賀交通であったり、民間のバスの発着も現状なかなか不便ということを言われていまして、僕も、じゃ、実際、どれぐらい野洲駅に到着してから乗り場まで時間がかかるのかということ歩いて調べたんです。僕は、足は速い方なんですけど、普通にとかゆっくり目に歩いて、一番ホームの遠いところからおのりやすの乗り場まで歩いたら、3分45秒でした。ということは、お年寄りの方々、足の悪い方々が歩くと、多分5分以上はかかると思います。さらに、コミバスは朝晩のラッシュ時は運行してないからあれですけど、そういう時間も考慮すると、本来は10分ぐらいの設定があって出発の時間を決めていくのが、一番余裕がある乗り方だと思います。今、その地域の移動をする、細かいところに入っていくことが優先で、野洲駅から出る便に関しては何ということ言われていたんですけど、これも1つの参考にしてもらって、JR

との連携ということも、利便性を高めるという意味で考えていてもらいたいと思います。

次の3点目の質問です。

運行ダイヤがここにありますがけれども、午前中は2時間に1本であったり1時間に1本という感じで運行ダイヤが組まれているんですけど、それについての課題、対応というのをお尋ねしたいと思います。

○議長（市木一郎君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 細かなダイヤ設定をしようと思いますと、路線を細かく切っ
ていっばいつくる、あるいはバスの台数をふやす、このような対策がどうしても必要とな
ってきます。こうなりますと、課題については費用面の問題が大きく発生してきますので、
この点をどのように考えるかということになるかと思っております。

○議長（市木一郎君） 太田議員。

○7番（太田健一君） 理想としては、例えば30分に1本ぐらい、30分前ぐらいが理
想の運行ダイヤやと思うんですけど、もしくは朝と夕方だけ利用される時間帯に本数をふ
やすとかということが望まれるんですけど、今言われたとおり、そのためには台数をふや
すとか路線をふやすとか、もっと車を小さくしていろんなところも行けるようにするとか、
いろんなことが生じて、経費がどんどんふえて、財政的にも厳しくなることは想定される
ので、すぐにということは厳しいかとは思いますが。

そもそも、全ての皆さんの足をコミバスだけでカバーすることということは、それ自体は
困難なことやとは思いますが、そうしたさまざまな課題の解決も含めて、次の3番目
の質問に移ります。

平成32年10月開設に向けた新病院建設に伴って、以前市長と懇談している中で、コ
ミュニティバスの増便を検討しているというお話でした。これは新病院建設だけの話だけ
ではなくて、駅前南口は健康と福祉とにぎわいのゾーンということで駅前開発計画も進ん
でいます。より一層郊外からのアクセスの重要性ということが求められると思います。

ということを踏まえて、現在の時点で、コミバスの増便であったり、どのような運行ダ
イヤを考えておられるのかをお伺いします。

○議長（市木一郎君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 駅前に新病院ということを考えますと、当然利用者の増加が
見込まれますので、大幅なダイヤ改正をして利便性の向上に努めなければならないと思
います。また、大篠原地先に温浴施設も整備されますので、そちらへ向かう便も必要とい

ことになろうかと考えます。

ただ、それぞれ、どのような機能が、このようにというようなことはこれからでございますので、そちらが見えてくる段階にあわせて、どれぐらいの便数なりが必要かということも見えてこようかと思っておりますので、それにあわせて検討していくこととなります。

○議長（市木一郎君） 太田議員。

○7番（太田健一君） 現時点でははっきりは決まっていないということなんですけど、今、僕はいろんな話もさせてもらったんですけど、そこら辺のことも踏まえて、確実に平成32年には病院ができるということなので、市民の皆さんのニーズも聞いてもらって、その上で利便性の高いコミバスの運営を求めておきたいと思っております。

4点目ですが、新病院建設や、この駅前開発に向けたコミバスの充実ということは、もちろん重要なことではあるんですけど、先ほど言いましたけど、そもそも全てのエリアを現状のコミバスだけで対応していくということは、やっぱり現実には困難かとも考えます。

入町だったり、菖蒲であったり、そうした飛び地のエリアに関しては、なかなかそこもケアしていくということは大変だと思うので、例えば、予約を受けて動かすデマンドタクシーなどを導入して、コミバスと併用して行っていくことも公共交通を充実していく方法の1つと考えますが、それに対する見解もお伺いしたいと思っております。

○議長（市木一郎君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） まず、今のご質問につきましては、大枠は先ほどの質問にお答えいたしましたとおり、今後事業の進捗にあわせて検討していくということがあります。

ご提案のデマンドタクシーなどにつきましては、我々、バスの運行側としては、路線が決まっています、決まった時間に交通手段があってバスが来る、そのことで市民が計画を立てて生活を営まれているということをもまず安心感として提供していこうとしておりますので、まずはバスの充実ということを考えてございます。

○議長（市木一郎君） 太田議員。

○7番（太田健一君） デマンドタクシーなどを利用されている自治体はかなり山間地とかエリアが広いところで、そこで大分活用されているので、そういった面では、微妙に野洲はちょっと変則的なエリアになっているので厳しい面もあるかと思っております。今、言われました大枠としてコミバスでやっていくと、その先に、それでも不足する部分を、またこういったような形で、これだけではないと思っておりますけど、補足していくということも必要だと思うので、また検討してもらいたいと思っております。

このように、何よりも新病院建設に向けて大きく公共交通ということは変わっていくと思うんですけど、今議会でも新病院建設に対する否定的な、もとに戻るような質疑があったりとかしてはいますが、何より大事なのは、新病院ができるということに対して、病院建設そのものもそうですけど、病院事業にかかわる周りの公共アクセスだったり、他の面であったりといったものを前に進めていく、いかによりよいものにしていくか、そこには議員のいろんなアイデアであったり市民の皆さんの声であったりといったものを含めて、一緒になって進めていくことが大切だと思うので、共によりよいものをつくるように頑張っていきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（市木一郎君） 次に、通告第8号、第18番、河野司議員。

○18番（河野 司君） 第18番、河野でございます。

まず、質問に入る前に、熊本地震の話がございました。亡くなられた49名の皆様、そして震災関連死ということで20名の、また不明の方が1人おられます。皆様におかれましては、本当に心からお悔やみを申し上げますとともに、お見舞いを申し上げます。

また、さらには早期の復旧、復興を願っているところでございます。

太田議員も、いろいろこの問題に対して質問されました。かぶるところもございませぬけれども、より大きくこの地震の教訓、また、先の阪神・淡路大震災、また、東日本大震災、これの教訓を踏まえて、今、この熊本、大分の地震の中で、連日報道されてきました熊本、大分の13市町村のトップの方が申しておられます。想定外のことばかり。全てが後手に回って、大変被害を拡大といいますか、手当てが不十分だったと反省をされておられます。

そんな中で、この野洲市、人ごとではございません。向こう30年の間に70%の確率で南海トラフの巨大地震が起こるだろうという想定もされております。そんな中で、我が野洲市も、本当に災害に備えて、防災というのは、自然災害、なかなか難しいわけですが、災害に対する減災、いかに被害を少なくするかという取り組みをしていかなければならないと思うところでございます。

その中で、大きく、今、日本全国の各市町村、取り組みをされているわけですが、まず一番言われますのは、BCPと言われております業務継続計画ということでございます。これ、ビジネスコンティニューイティープランというようなことで、これを早期に策定されておる市町村が日本の中で60%ぐらいあるんですか。その中で、私も野洲市はどうかと思って見たら、野洲市、入っていました。安心しました。滋賀県の中でも野洲市と東

近江の2市が計画をしていることを見まして、本当に、野洲市の対応、いいなと思っているとこでございます。

そんな中で、このBCPの計画でございませけれども、まず、これ、6点ほどございませ。

首長、市長が不在時の代行順位、そして職員の参集体制をいかにするのか、また、庁舎の損壊、半壊した場合、本庁舎の代替え庁舎はどうするのかと。そして、3つ目には、電気、水、食料などの確保をいかに担保するのか。そして4つ目には、多様な通信手段の確保でございませ。昨今、本当に通信手段がいろいろ改良されまして、なくてはならない通信手段でございませけれども、こういうことをいかに確保していくのか。そして、5番目でございませけれども、これも行政データのバックアップ、これをいかに保存するのかということとございませ。それと、6つ目でございませけれども、優先業務の整理。以上がBCPという中で行政に課せられた計画を立てよということとございませるので、これが野洲市の中でどのように計画されているのかをお聞きするところとございませ。

また、先ほどにも太田議員から話がございませけれども、災害弱者、福祉避難所として野洲市、このハザードマップの中で4カ所設定されておりますけれども、先ほど聞いていますと、70名ぐらいの収容ということと、これも地震の想定がどこにあるかということとございませ。この福祉避難所における運営マニュアルがあると、先ほど説明をいただきましたけれども、再度もう少し詳しい説明をいただきたいと思っております。

という中で、この野洲市の防災、減災計画の大きく取り組みということとを今回お聞きします。本当に、市民の災害弱者に対しての安心感ですね。我々も含めて執行部、行政の皆さんは全部、市民の生命、財産を守るという責務を負わされているわけなんです。当然、消防、警察、自衛隊等々はそのためにいつも訓練をしておられますけれども、我々、また行政マンの皆様は、今、いかにその意識を持っておられるのか。ここが一番大事なところとございませ。やはり、意識が高いとその市の市民も安心感も得られるということが一番の大事なことでございませるので、その辺も私は市民部長の答弁の中で聞いていきたい。皆さんの意識がどの辺にあるのかということとをまず聞きたいという中で、質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（市木一郎君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 河野議員の野洲市防災計画の取り組みについてお答えいたします。BCP（業務継続計画）についてのご質問とございませるので、これにお答えいたし

ます。

まず、市長不在時の代行順位と職員参集体制ということでございますが、万が一の災害発生におきます市長不在時の代行順位でございますが、これにつきましては、野洲市地域防災計画で定めてございまして、第1順位は副市長、第2順位を市民部長兼危機管理監と定めているものでございます。

また、地震発生時の職員の参集体制については、同じく野洲市防災計画によりまして、被災状況に応じて担当職員が参加するように定めてございます。

次に、本庁舎の代替庁舎につきましては、災害対策本部に予定しております市役所庁舎がもしも破損してしまったということになりました場合は、まず第一に野洲市防災センター、これは辻町にある消防署のところでございますが、そこがまず第1。それから北野コミセンの横にあります野洲防災センター、これを第2順位と定めてございます。

そして、電気、水等についてですが、市役所及び防災センターにつきましては、非常用発電装置がございます。また、防災センターには太陽光発電と蓄電装置を併設しているということでございますし、災害時の非常用食料につきましては、想定避難者4,000人としておりますので、3食分、約1万2,000食分、それから飲み水は500ミリリットル換算で6,000本分を市内3カ所に分散して備蓄しているところでございます。

そして、通信手段については、基幹系システムの回線なりサーバーが使用不能となった場合は、平成26年3月に災害時における基幹系システム業務継続に関する協定を結んでございますので、基幹系システムをシステム構築保守事業者において構築していただいて、リモート回線を利用して事業継続をするということでございます。

データのバックアップにつきましては、情報システム課において住民記録や税などの基幹系のデータについて耐震あるいは水害対策の施されたデータ保管センターが別の場所にあります。こちらに毎週金曜日、定期的にバックアップを実施しております。

あと、災害時の優先業務につきましては、当然のことながら人命、それから市民の避難生活の確保、それから行政運営の復旧ということになりますが、これが、順番が付いているかといえばそうではなくて、同時的に行われるのかということでございます。

あと、福祉避難所等における運営マニュアルについてということでございますが、白黒版でこのようなものを、今、運用しているところでございまして、中身については、平時における取り組み。これは、福祉避難所の対象となる人の概念でありますとか指定、それから物資などの確保について。これが平時についての取り組みでございます。それから、

災害発生時については、福祉避難所の開設及び運営体制の整備、それから実際の運営、避難者の支援、それから最終的な閉鎖。それから費用負担が発生しますので、この請求についての取り決めなどについてマニュアルで定めておるところでございます。

先の太田議員のご質問にもお答えいたしましたとおり、福祉避難所と申しますのは、2次的に設置するものでございまして、まずは市の指定避難所に避難していただく。避難所の中には特に支障のない一般の方が避難していただく場所と、それから要支援者と思われる方は別の場所を確保するというところが基本でございますので、それ以外にさらにということになった場合に、福祉避難所の協定を結んでいる4施設に、受け入れていただく人数に応じて入っていただくというものでございます。熊本の方では、うまくいけなかった部分もあるとの報道もされておりますが、今のところはこのような内容で実施しているものでございます。

あと、職員の意識という点につきましては、これは災害対策について日常的に思いをはせているところでございますが、特に熊本で発生した近々の状況については、あのような災害が当市で発生したときにどのようにするのかということが日常的に会話に上がるようになってございますので、職員の防災意識については醸成が図られているものと認識しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 河野議員。

○18番（河野 司君） 福祉避難所のマニュアルは一応羅列いただきましたけれども、野洲市における5万の人口の中で、災害弱者という、災害時の要援護者になりますけれども、児童、障がい者の皆さん、そして高齢者の皆さん等々、一応これは何名ぐらいおられるかということは掌握されていると思うんですけども。これは何年か前に各自治体に対してもいろいろ要請されまして、各地域でどういう方、弱者がおられるかとか、そういうデータを集められたと思うんですけども、その数字、あればこれも示していただきたいと思えます。

野洲市の職員さんは全部、その意識は持っていると言明されました。それはどういう経緯をもってそれをされてきているのか。熊本の近々の地震があった中で、よそのまちではございますけれども、大津でも救援隊が行ったりしています。当然、行った職員さんが現状を報告して、我がまちにそういう災害が起きた場合は、これはこうやな、ああやなと、次の次の、いろんな話し合いをされているんですか。その後、野洲市としてはされたんで

すか。やはりそこが大事で、一つひとつの積み重ねを持って行って、これは今日の朝刊、彦根市も想定活断層起因地震で推計というもので新聞発表されています。死傷者3,000人を想定されている。野洲市の想定は、先ほどの話でも、私も聞きませんでしたけれども、進度7ぐらいを想定されているのか、そして死傷者がどれぐらい出るとかいう想定はあるのかないのか。これもないと、今、いろんな説明をいただきましたBCPのこともそうですけれども、1つの想定をどの辺に置いておられるのかということが大事なんです。そやから、市民の皆さんは何か発信、防災、減災に対しては、各自治会、私とこの自治会、当然年に何回か防災訓練をやって、消防署の方に来ていただいて、1つの文書、これ5枚ほどございます。これは各自治会の皆さんの名前も、いろんな役、初期消火班とか避難誘導班、また情報の収集伝達班、町内から一人一人全部、役をいただいているんです。これ、市としても、各自治会に対してどこまで指導をされているか。野洲市、やっぱりこういうようなものを漏れなく、全部に指導してやっていただかないと、ある一定の地域だけというのでは、これはまずいと思いますし、その辺の状況も教えていただきたいと思います。

いろんな避難所の映像を見ていると、本当に混乱ばかりして、なかなか打つ手が後手に回っている状況でございます。こういうことがないように備えておかなければならぬ。やっぱり備えあれば憂いなしということでございますので、その辺の意識が私はまだ見えない。自治会に対しても、市民に対しても、もっと発信をしなければならぬと思うんです。このBCPのこともそうですけど、こういうのを発信して、いざというときには行政としてはこうしますというものがあれば、市民も一定の安心もいただけると思います。でないと、基本的には災害等々、何が起こっても自分の身は自分でまず守るのが先決でございます。それから、自分の周りの皆さんの安全を抽出することが基本でございますけれども、それができない方、やっぱり弱者の方らの不安が今あると私は思うんです。だから、皆さんに対しての不安を少しでも軽くするように、行政としてこういう発信をしていただきたい。BCPの策定等々を想定した対応というもの、こうしていこう、ああしていこうというものが要と思うんですけれども、その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（市木一郎君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） まず、災害時に支援が必要となる方の把握の状況なんですけれども、こちらにつきましては、75歳以上の高齢世帯、それから介護保険の要介護認定者、それから障がいのある人など、これでことしの4月1日現在で4,082人と認識しております。これは台帳に登録するようになってございますので、その台帳登録者が4,

082人ということでございます。

次に、職員の意識などをどのようにということでございますが、これはアンケートなどをとったわけではございませんけれども、先の熊本の地震のときに、県なり市町村から応援に行ってはります。このときの報告会を県で実施されまして、それに生活安全課の職員が出ておりまして、資料等もいただいてきておりますので、これに関してはまた上手に利用していただけたらと考えてございます。

それから、災害時、地震ということと言いますと、想定なんですけれども、幾つか想定がありまして、琵琶湖西岸帯のケース1、2、3、それと花折断層、東南海・南海地震というようなことがあるんですが、一例を言いますと、西岸断層帯のケース1、多分一番近いところなんですけれども、これで家屋の全壊が1,397、それから死者数が、早朝の場合を想定していますと35人、それから避難者が同じく早朝で656人、避難者は3,600人ぐらいという推計が出てございます。

そして、自治会の指導なんですけれども、これは年間上期に自治会のリーダー研修会を実施してございます。自治会長さんでありますとか、防災の役についてくださっている方をお集めして、その時々に応じた内容で研修をしてございます。ことしは、第1回目をこの間実施したんですけど、避難所の開設の模擬訓練で、何人かのグループになっていただいて、自治会長さん役、あるいは役員さん役、それから防災担当役みたいないろんな役割を持っていただいて、名簿をつくるとか、参照するとか、現場を見に行くとか、そのようなシミュレーションをして、まず共助の部分を学んでいただいたということになります。どうしても行政の手が災害を受けた皆さんのところまで行くにはタイムラグがありますので、ご自身で自分の身を守る、それから、次は隣同士でということになるろうかと思われまますので、自治会の皆さんにそのような研修をしていただいて、何かあったらこのようにいうことができるような研修をするようにしてございますので、自治会としては研修を積んでいってくださっていると思います。

弱者の不安等々につきましては、自治会でお願いをいたしまして、これは手挙げ方式にはなるんですけれども、災害時に1人で対応ができないような方を登録いたしまして、何か起こったときは助けに行ってくださいというシステムもつくってございますので、こちらもより広めていただけたらとは考えてございます。

以上、答弁とします。

○議長（市木一郎君） 河野議員。

○18番（河野 司君） 総括ということで、あと質問ではございませんけれども、今、市民部長から説明をいただきました。これは当たり前といたら当たりの話をされているということでございますけれども、やっぱり一歩踏み込んで、もっと発信しなあかんと思うんです。市民の方にもそうですし、広報、毎月出されています。1つの防災、減災のコーナーというのは、そのページを1つつくってもうてでも、発信し続けないと、平時が続くと油断が生まれますので、こういうことを心がけて発信をしていただきたいと思います。

また、BCP、これまだ、概略だけいただきましたけど、もっと細部にわたってまで計画をしないと本当のいいBCPにならないと思いますので、その辺も早急に取り組んでいただくようお願い申し上げまして、質問を終わります。

以上です。

○議長（市木一郎君） 次に、通告第9号、第5番、岩井智恵子議員。

○5番（岩井智恵子君） 第5番、岩井智恵子でございます。

新市民病院整備事業について、基本計画にあたっての基本的な考え及び野洲病院との関係についてお伺いします。

平成23年4月の野洲病院からの提案を受けたことをきっかけに、検討から始まった野洲市の野洲市民病院整備事業は、平成32年度の開院を目指してようやく基本設計作業が始まることとなり、大きな前進を見ることとなりました。この間に、多くの市民から寄せられた署名、自治連合会や守山野洲医師会との懇談会等、市民の期待の厚さと議員としての決断の重さを痛感いたしました。

そこで、大きく2点、基本設計にあたっての基本的な考え方及び野洲病院との関係について質問をさせていただきます。

これまで進められてきました可能性検討、構想、基本計画策定の調査、検討、策定業務も重要でありましたが、基本設計策定業務はそれ以上に重要で、新病院の将来のあり方、その成否を左右するものではないでしょうか。そのためには、市長がよく言われています透明性、公正性、そして競争性を最大限に保って、優秀な設計業者を選定する必要があります。

そこで、1点目として、公募型プロポーザルにより、基本設計業務に携わる事業者の選定を行うにあたっての基本的な考え方を市長にお伺いします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 岩井議員の新病院の基本設計にあたっての基本的な考え方、特に事業者の選定にあたっての基本的な考え方のご質問にお答えいたします。

ご指摘のように、現在、公募型プロポーザル方式によりまして、基本設計の業務に携わる事業者の選定を行っているところです。

その事業者というのは設計の成果を提出してくれる業者ですので、今、ご指摘のように、ものすごく重要であります。どういう考え方で発注していくかといいますと、まず、どういう病院にするのか、これは基本計画でも明らかにしています。それを体現する建物にならないといけないわけですから、常々申し上げていますように、まずは市民の方に利用していただきやすいこと。病気になって下さいという意味じゃなしに、利用していただきやすいという意味は、病気になったときには速やかにということですし、健康づくりとか、予防とか、検診とかといったいわゆる日常的にも使っていただける病院であるという意味で使いやすい病院というのがまず第1です。

次には、中で働いていただく医師とか看護師とか医療専門職、そしてそれを支える事務職員が働きやすい職場環境が実現できるような建物でないとだめですので、市民が利用しやすい、かつ、中で働く人にとってもいい建物ということです。

それと、公共施設、往々にするとつい過大になってぜいたくになるんですけども、そうじゃなしに、まず頑丈、堅牢で、そして機能的な建物。野洲市は、近年はもうそういうふうにしてしまして、余り飾りのない建物を優先していますけども、病院も同じことで、つい病院になると何かホールを設けたり玄関を豪華にしたいとかいうことが起こりがちなんですけども、この際にそういうものをということではなく、今、申し上げたような建物を基本にしてやっていただきたい。それで、やはり駅前ですから、景観とかアメニティーとかいった配慮、そして環境負荷も少ないような建物にしていきたい。

最後に、でき上がってから、やはりメンテナンスとか維持補修にお金がかかっては困りますから、そういった面でも経費が抑えられる。あと、医療の技術が変わったときに機器を入れ替えたり更新する場合がありますけども、それに関しても余りコストがかからなくてスムーズに医療機器とか設備の更新ができる。場合によっては将来の増築とかも出てきますから、そういったことの余地も含めた設計をしていただきたいと思っています。

それを誰がやるかといいますと、専門の設計業者ですけども、これも広く国内全ての設計業者を対象にして、これまでの実績があつて、能力がある事業者に広く呼びかけて、応募してもらって、選びたいと思っています。

次に、選ぶ手続ですけれども、これも誰かがどこかでこそっと決めないように、国内で1、2の審査員を依頼しまして、それも各分野、医療の分野、設計の分野、あるいは景観の分野等も含めて依頼して、公開で選定をしていただこうと考えています。

そういう中身、対象者、それから選び方、今、申し上げたようなことですし、あと、病院の設計だけじゃないんですけれども、運営も含めて、きのうもお知らせしましたように、地方創生で国のお金が付きましたので、自治体病院のあり方というシンポジウムを近々開こうと思っています。そこで、病院の成功例、場合によっては失敗例も含めて発表いただいたり、今の日本の医学界で、最先端で活躍いただいている方にも集まっていただいて、市民参加で意見を交わして、それも業務設計の、かたくなれば知見、情報として取り組んでいって、最終的にいい設計ができるように取り組んでいきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（市木一郎君） 岩井議員。

○5番（岩井智恵子君） 市民の方に利用していただきやすい、いわゆる使いやすい。それから職員の方が働きやすいなどのことを、今、上げていただきました。肝心なことはいくら見ただけではなく頑丈であること、機能的であること、また景観やアメニティーなど、いろんなことにおいても、市長はしっかりとそこらを立てておられると思いますし、国内の審査員の方にもちゃんとそういうことも当たってもらおうということで、思ったよりはすごく安心をいたしております。

次に、2点目に、公募型プロポーザル方式による事業者選定に関しては、一般的に行われる方式や先行事例がありますが、今回の新市民病院の事案においては、特にどのような項目、要件をもって業者の評価を行おうとされているのか、政策監にお伺いします。

○議長（市木一郎君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） それでは、2点目の、どのような項目や要件をもって事業者の評価を行うのかということにつきまして、お答えいたします。

本業務委託の事業者の要件、評価方法につきましては、先日（5月13日）、公告を行い、同日に議員の皆様にも配付させていただきましたプロポーザル実施要領にも示しておりますように、平成18年度以降において、公立病院における一般病床150床以上の新築及び改築などの設計業務を3件以上行った実績を有し、一級建築士50名以上が所属する事業者を対象としております。この応募資格を有した者を対象に、今回業務に携わる各技術者の技術や実績を評価する1次審査を行った後、2次審査として公開の審査委員会による

事業者からの技術提案のプレゼンテーション及びヒアリングの審査により評価し、業務受託者を選定してまいります。

ここで求める技術提案では、患者に優しい施設、患者と職員の導線やゾーニング、建設コスト及びランニングコストの削減、施設の環境性能に対する考え方などを求めており、本業務に対する取り組み意欲、また技術提案内容の的確性、それと独創性及び実現性について評価を行い、決定してまいります予定でございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 岩井議員。

○5番（岩井智恵子君） ただいまは、150床以上の病院を3件、あるいは一級建築士が50名以上というような要件の中の1つを言ってくさっています。事業者の選定はとても重要なことではありますが、この新市民病院の整備費用にも、これは大きくかかわってまいりますので、十分に選定には心を配っていただきたい。また、東京オリンピックの会場のことでも、皆様もご承知おきと思いますが、相当に費用が膨らんでくる。これはもう当たり前かのような感じで伝えられますけれども、こういったことのないように。費用面ではやはり最後まで心配は付きまとうもので、この選定がいかに大きな差が出るかということ懸念いたしております。特にその点は重要視をしていただきたいと思っております。

次に、3点目に、市民のためのよりよい病院を設計するために、事業者が選定した後は、そこにお任せというのではなく、設計作業経過の公開と専門家の客観的な評価、また市民の意見を聞くなどの手続が必要ではないでしょうか。その点、どのようにされるのか、政策監にお伺いします。

○議長（市木一郎君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） それでは、3点目の設計作業経過の公開と専門家の客観的な評価、市民の意見を聞く手続の必要性についてお答えいたします。

基本設計業務の客観的な評価につきましては、平成27年9月に設置した（仮称）野洲市民病院整備運営評価委員会の中の部会として、本年5月、基本設計や実施設計などの計画について調査、審議を行うため、有識者や専門家で組織する専門部会を設置しています。

基本設計業務の実施におきましては、設計の進捗における各段階において、公開にてこの専門部会を開催し、専門的な見地で客観的に評価をいただき、その内容を基本設計に反映してまいります予定をしております。

また、基本設計がある程度まとまった段階におきまして、市民説明会なども開催したい

と考えております。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 岩井議員。

○5番（岩井智恵子君） 専門部会を公開において行う、また、その後、市民にもちゃんと意見を聞けるという手続を踏んでいきたいということがありますので、独断的にならない点では、十分なところは、ちょっとまだ先のことですが、このように述べていただいたことは、とても安心する材料だと思います。

次、4点目に、計画では基本設計の中で、その後の実施計画及び施工の発注方式を明らかにすることとなっておりますが、現時点ではどのような方式を選択肢として想定され、先行事例等から見て、そのメリット及びデメリットをどのように評価されているのか、政策監にお伺いします。

○議長（市木一郎君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） それでは4点目の実施設計及び施工の発注方法についてお答えさせていただきます。

今後の工事等の発注方式として検討する対象といたしましては、まず1つ目に、設計、施工の従来からの分離発注方式、それと2つ目に設計、施工の一括発注方式、一般的にデザインビルド方式と言われます。3つ目に、実施設計段階から施工者が関与する方式、一般的にE C I方式と言われております。現在、この3種類の検討を想定しております。

それと、また、国土交通省の直轄工事における技術提案、交渉方式の参考となる手続等を定めた資料からこのようなことを調べた結果、デメリット、まず1つ目の設計、施工分離発注方式につきましては、設計事務所が実施設計から工事監理までを行うため、設計意図が詳細に反映され、建築としての品質が高くなる半面、設計、施工を別々の事業者が発注することから、連携した技術の採用やコスト削減はやや難しくなり、施工者独自の技術やノウハウを設計、施工に生かすににくい面がございます。

続きまして2つ目、設計、施工一括発注方式（デザインビルド方式）につきましては、実施設計と施工を一括して施工者が行う方式でございます。このため、施工者のノウハウを活用した実施設計が可能になります。また、実施設計段階から施工の準備ができ、工期短縮やコストダウンなどの期待が持てる半面、施工者に偏った設計になりやすく、発注者としてのコストや品質管理に関するチェック機能が働きにくくなる可能性がございます。

続きまして3つ目の設計段階から施工者が関与する方式（E C I方式）、これは実施設計

段階から設計者に加えて施工者が技術的な協力者として参加することから、施工者の提案を加味した実施設計を行うことが可能になり、工事実施時における設計変更などの発生リスクの軽減が期待できます。また、実施設計段階から施工者が施工計画の検討などを行うことができるため、工期の短縮やコストダウンなどに期待が持てます。反面、設計者と施工者の提案が相反する場合や、施工者の技術提案を受けながら実施設計を行うことから、事前に施工者と設計者の責任の範囲と区分を明確に定める必要があるということでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 岩井議員。

○5番（岩井智恵子君） ただいまは3方式のメリット、デメリットを言われたわけです。

私、全部覚えきらないんですけども、それぞれのデメリットについて、それを何かうまく調和したような一番いい方法がとればいいんですが、今、聞いている中では、ECI方式がいいかと思ったりしながら聞いていたんですけど、これは、デメリットを踏まえて、どのようにして決めていかれるんですか。お伺いします。

○議長（市木一郎君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） この場合の契約の方法でございます。

施工者とは、実施設計に対する技術提案等を業務とする技術協力業務委託契約と技術提案をしていただくために、まず契約をします。この契約に基づいて、契約に至るまでの交渉手続や、万一の場合に交渉不成立のときの手続に関する基本協定などをつくります。

この基本協定に基づき交渉を行い、交渉が成立した後に工事の最終的な請負契約が成立するというところでございます。

そういうことでよろしいですか。私の言っていること、違いますか。

○5番（岩井智恵子君） ちょっとずれている。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） ECIに限ってと聞いたんですけど、違うんですか。

（発言する者あり）

○議長（市木一郎君） 岩井議員。

○5番（岩井智恵子君） わかりました。3つの方式の中で、デメリットを勘案した、何かその適切な選定方法があるのであれば、そういうあたりをどのように考えておられますかということで、「3はいいなと思ったけれども」というのを前置きしたのでややこしくなっていて、すいません。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） それぞれ今申しましたメリット、デメリット、それぞれございますので、まだ、私、申しました段階では、入り口のお話ですので、この課題をメリット、デメリットについてしっかりと基本設計の業務の中で客観的に明らかにしていくということです。市場性もございます。おっしゃったように、オリンピックの事業などもございますので、市場調査なども行いまして、その中で客観的にこのメリット、デメリットをしっかりと把握していく。その中で、やっぱりいいことばかり、悪いことばかりもございませんので、先ほど言いました有識者、専門家の意見も聞きながら、しっかりと客観的に合理的な検討を行った後に、今、言いましたような項目について結論を出して、判断をしていくということでございます。

○議長（市木一郎君） 岩井議員。

○5番（岩井智恵子君） ありがとうございます。

この点というのは非常に重要なことだと思いますので、この点について時間をかける、検討するという事は、大切なことだと思います。ぜひ十分な検討の上で、野洲市の新市立病院に一番沿った業者選定の方式を選んでいただきたいと思います。

次に、最後の5点目となりますけれども、病院の設計にあたっては、野洲駅南口周辺整備構想に位置付けられている駐車場及び交流・商業施設との連携が必要となりますが、どのように考えておられるのか、政策監にお伺いします。

○議長（市木一郎君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） それでは、5点目の病院の設計にあたりまして、駐車場及び交流・商業施設の連携についてお答えさせていただきます。

今回の病院の基本設計におきましては、隣接する駐車場と交流・商業施設への効率的かつ安全な人の導線を確認することで、駅前に設置する各施設機能の相乗効果を見込んでおり、南口整備構想の一環として必要な機能の1つとして検討してまいりたいと考えております。

具体的には、市道野洲駅下水門線を横断する形で、2階部分になるんですけども、駐車場と病院を接続する渡り通路を設置することによりまして、安全で利便性の高い導線を確認するというところでございます。

また、市道野洲駅下水門支線線路側の交流・商業施設との間には、現在の歩道になっております道路部分の上部にデッキを設置し、2階部分において相互の施設の導線を確認し、各施設利用における利便性の向上を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 岩井議員。

○5番（岩井智恵子君） 駐車場に至りましては、やはり安全性が一番問われますと共に、特に病院という若い方よりも年齢のいかれた方が利用されると思いますので、狭いとか駐車場に入れにくいということでは、やはりこれは病院の駐車場としては適さないと思いますので、そのあたりも十分考慮していただけるとありがたいと思いますし、通路が上の方にあるというのは安全性から見ても大変いいことだとは思っております。

私自身、病院もさることながら、交流・商業施設の連携が大変重要だと考えております。検討の上にも検討をいただいて、相乗効果が一層高められる。これが病院だけがぼんと建つので何だかんだと論争するのではなく、私は、いつも言いますように、この観光案内所もいつも言っているんですけども、やはり相乗効果というものを大変期待している部分もあって、野洲駅前の建設にすごく賛成している部分は、大きくそこにあります。

この相乗効果が一層高められることを確信しておりますが、今後において、連携の重要性について、どの程度大きく捉えていただいているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（市木一郎君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） 連携の重要性は、今、おっしゃるように、当然利用していただく方が安全にご利用できる、利便性が高いということはもちろんです。あと、バリアフリーとユニバーサルデザインですね。車椅子の方でも、どのような方でもきちっと快適に利用できる。この点も十分考慮して、施設を配置していくことはもう絶対必要なことと考えています。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 岩井議員。

○5番（岩井智恵子君） 政策監としては、病院本位の回答になるかと思うので、そこらはもう精いっぱいのところだと思いますけれども、私が先ほど言いました商業的な面におきまして、そこらの相乗効果を高める認識をさらに高めていただきたいと思いますと思います。

次に、新市民病院整備事業に関しての2つの項目として、野洲病院との関係及び対応について質問をさせていただきます。

野洲病院支援継続可能性に関する提言書では、現野洲病院については、医療リスク管理等、多少の課題はあるものの、人材とマインドに支えられて医療機能は全体的に遜色なく、

地域医療連携方法等においては高いレベルを保っていると評価されています。

しかし、野洲病院の施設は狭いことや、老朽化とともに顕著に不具合も多い状態であり、また、構造及び機能上、耐震工事の実施が困難な上、制約の多い現地での建て替えは難しく、敷地の拡大も極めて困難な状況だと思っております。これらのことは、医療の機能や患者の安全にかかわる基本的な課題ですが、野洲病院の財務及び資産状況から判断して、この課題の解決に要する資金を自力で調達されることは困難であると見受けられるとして、施設及び財務面では極めて厳しい状況であると評価しています。

新市民病院整備は、野洲市民の中核的医療サービスを守ることが目的であって、民間の野洲病院救済策ではありません。しかし、市と病院との間には、過去からの複雑な債権、債務関係など、整理解決が必要な問題が多くあります。また、一方では、提言書でも評価されているように、人材とそのマインドに支えられた高いレベルを保っている医療機能は、有効な資源として引き継ぐ必要があります。

そこで、第1点目として、野洲市としてはこのような状況にある野洲病院を新市立病院の開設までは健全な運営ができるように支援していくとされていますが、改めてそのことの確認と、支援にあたっての基本的な考えについて市長にお伺いします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 岩井議員の新病院を整備するにあたっての野洲病院への支援についての考え方のご質問にお答えいたします。

今、岩井議員もご指摘になりましたように、野洲病院がこのまま医療行為を行っていくということはさまざまな問題があります。そして、それがそのままであれば、市民の中核的医療が守られないということで、新病院構想を進めてきたわけです。

けれども、新病院が立ち上がるまでは、野洲病院に可能な限りいい形で市民の医療を守っていただきたい。前々から例で言っていますように、100が必要だとしたら、今、野洲病院で提供されている医療行為は70ぐらい。最大やったとしても80ぐらいしかいかない。過去にはそれが60とか55だったわけです。今、なぜ70までいっているかというと、新病院構想が掲げられて、それが動いているので、野洲病院の医師はじめ保健師さん等の士気が高まっている。あるいは、展望があるので、よそに行こうと思っておられた職員さんもとどまって、新しい病院で働きたい、市民のために貢献したいと思っておられる。士気が高まると共に、一方では滋賀医大はじめ、そのバックには京大がありますけども、医師の派遣が行われています。典型的には岡田院長、まさに新病院があつて来ていた

だいているわけで、去年2回、病院構想が否決されたときには、ご本人、病気になって休んでおられたぐらいです。そういった中で、今、野洲病院が動いている。新病院があつて、野洲病院の機能が高まっているということでもあります。

一方では、新病院ができるまでの間、いい医療をしていただかないといけないという意味では、財務とか施設、機器、課題がある部分は野洲市が最大限支えていくと。財政的あるいはさまざまな支援を行っていくと。

この2面、もう1回整理しますと、新病院があるから野洲病院、そもそもがいい機能を果たしている。でも、それを果たすためにはお金も機器も要ります。ですから、その両面で野洲病院を位置付けて支えていくということです。

それと、あと、債権、債務関係、さまざまありますけども、これは当初から言っていますし、きのうの稲垣議員にも申し上げたように、制度的に解決する。野洲病院の債権、債務は自らの責任を持って解決していただく。その中で、民間の債権者もおられますし、市も債権者であります。あるいは土地もお貸ししている。これも同じルールできちっと解決していくということで基本的に考えています。

いずれにしても、今、野洲病院の機能が高まっているので、それを最大限發揮していただいて、新病院にうまくつないでいただくという方針でもって、さまざまな取り組みを進めていきたいと考えてます。

以上、お答えです。

○議長（市木一郎君） 岩井議員。

○5番(岩井智恵子君) 新市立病院の期待で職員の方が士気を高めているということが、野洲病院が、今、うまく機動している大きな原因の1つではないかと私も思っております。これがもう全然希望が持てなかったら、ここまで、たとえ32年といえども維持はできないと思います。そういう中では、支えていってもらっている、お金はもちろんですけども、いろいろ機器を支え、制度的に解決する。要は、ただお金を出すのではなくてルールの中で解決をしていくということ、今、しっかりと行って下さっていますので、やはりこの線はきちっとしてもらいたいと思って、また、支援のほども最後までよろしく願いたいと思います。

2点目として、新市立病院の開設までの間に野洲病院との関係で想定されているいろいろな課題としてどのようなものがあるのか、また、その対処方法についてどのように考えておられるのか、政策監にお願いします。

○議長（市木一郎君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） それでは、2点目の新市立病院の開設までの間に野洲病院との関係で想定される主な課題と対処方針についてお答えさせていただきます。

大きく分けて3つの課題があると考えております。

1つ目は、野洲病院の健全な医療体制を維持していただき、新病院の医療資源としてしっかり引き継ぐ、活用することです。

2点目は、現野洲病院の体制で、適正な労務管理に取り組んでいただくこと。

3つ目は、本市と野洲病院の間には土地の問題や債権、債務が存在するため、今後、適正な債権、債務の処理が必要になってくるということでございます。

野洲病院自身は、去る平成28年2月に市民病院計画の実現に向けての決意を公に表明され、その中で市民病院契約に賛同する旨を明らかにされていることから、今申し上げた3つの課題とも円滑に推進できるものと考えておりますが、より確実かつ体系的に取り組むことができますよう、これらに係る基本的な事項についての協定書を野洲病院と締結する方針で、現在検討をさせていただいております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 岩井議員。

○5番（岩井智恵子君） 今後、新市立病院の開設までには、今、言われたような想定される種の課題の他にも想定外のことも上がってくるかもしれません。その種々対処は大切なことであり、この問題点が長く先送りされないように、一つひとつにきっちりとした対処をしていただいて、新市立病院の開設へとつなげていただきたいと強くお願いいたします。この質問は終わりたいと思います。

○議長（市木一郎君） 暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

（午前11時55分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（市木一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

岩井議員。

○5番（岩井智恵子君） 大きく2番目の質問をさせていただきます。

地域包括支援センターの活動状況と今後の配置について。

現在、野洲市では、地域包括支援センターを市の直営方式で3中学校区ごとのチーム編成でサービスを行っていただいております。そんな中、今年度は認知症相談の充実にも取

り組むということですが、今後ますます高齢化が進む中、家庭及び地域の状況変化により、センターの役割はより一層重要となります。

そこで、以下の質問をさせていただきます。以下、健康福祉部政策課に質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず1点目として、3中学校区ごとのチーム編成方式での実施は2年目となりますが、現在の活動状況をお伺いします。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子君） それでは、1点目の3中学校区ごとのチーム編成方式での現在の活動状況についてお答えいたします。

各中学校区を1日常生活圏域として、保健師、介護支援専門員、社会福祉士の3名が1チームとなって各圏域の高齢者の相談を受け、適切な機関、サービスなどにつなぐと共に、健康、生活面などの継続的な支援を実施しております。平成27年度の相談件数につきましては延べ約2,500件で、前年度の約2倍となっております。また、地域で実施しております介護予防教室では、各圏域の担当者が地域の実態や課題の把握、対応に努めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 岩井議員。

○5番（岩井智恵子君） ただいまは校区ごとの活動状況について言われましたけれども、今年度2,500件、これは2倍の数字に当たるということです。それだけこの支援センターの活動というものがいかに大きいか、そして期待されるかがうかがえるわけですが、この3校区内でいろいろ明らかな特色があればお伺いしたいと思います。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子君） 3中学校区の圏域ごとの特色でございますけれども、具体的なデータは、今、持ち合わせておりませんが、やはりそれぞれ圏域の特徴はあると思っております。そういうことを含めて、それぞれの必要な支援をさせていただいているという状況でございます。

○議長（市木一郎君） 岩井議員。

○5番（岩井智恵子君） 突然ちょっと質問したものですからあれですけども、地域性というか校区内的にいろんな変化があるのかと思ひまして、質問させていただきました。

2点目として、従来の方式と比べてどのような改善が図られているのかお伺いします。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子君） 2点目の従来方式と比べてどのような改善が図られているかについてお答えいたします。

高齢者の増加に伴いまして相談の件数も増加している中で、相談内容をチームが共有して緊急性の判断をすることにより、迅速な対応、また支援を行っているところでございます。

相談の中で、高齢者虐待が疑われる場合には、高齢福祉課と連携して対応しておるところとなっております。定例的に開催しております虐待対応会議においては、対応を評価し、終結に至るまでの支援を行っております。

圏域ごとにチームが設置できたため、より組織的な対応、また支援が行えるようになったと考えております。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 岩井議員。

○5番（岩井智恵子君） 課題、検討、改善の繰り返し。途上だと思いますけれども、スピーディーな対応、対処といったものが要求されるのは当然のことだと思います。

ただいまは連携ということを出されましたが、やはり、どんな場合でもそうだと思いますけれども、いろんな機関との連携は非常に重要なものであると思っております。特に、改善の中で、こういうことは心しているということがあれば教えていただきたいです。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子君） やはり、ご本人でありますとか、また介護をされているご家族の方、本当に寄り添いながら適切な支援をする必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 岩井議員。

○5番（岩井智恵子君） ありがとうございます。

やはり、家族の方、ご本人はもとより、寄り添う支援というのを本当に心から続けていただきたい、ご支援していただきたいと願っております。

3点目として、これらによって見えてきた課題も数あると思いますけれども、その点についてお伺いします。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子君） 3点目の課題についてでございますけれども、高齢

者虐待につながる要因といたしまして、介護者の認知症に対する無理解、また家族の就労困難による経済的困窮などがございます。認知症理解の啓発を含む認知症施策の充実、また生活困窮者支援所管等とのさらなる連携などが課題であると考えております。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 岩井議員。

○5番（岩井智恵子君） 大変広範囲で、しかも深刻な問題の中でいろいろ対処していただいていることを本当に感謝申し上げます。

次、4点目として、最終的な計画では、それぞれのチームを中学校区の地域に設置するということですが、その見通しについてお伺いします。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子君） 4点目のそれぞれのチームを中学校区に設置することについてお答えさせていただきます。

地域の実情に合った地域包括支援ケアシステムを構築していくために、地域包括支援センターの機能強化が求められているところでございます。野洲市におきましても、より効果的な地域包括支援センターの機能強化に向けまして、身近な日常生活圏域ごとの相談窓口の設置など、地域包括支援センターのあり方について検討を進めているところでございます。

その中で、まず、市民の方々に相談をしていただきやすい環境整備を図るために、中主中圏域であります北部合同庁舎に地域包括支援センターの総合相談機能窓口を設置する方向で、今、検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 岩井議員。

○5番（岩井智恵子君） ありがとうございます。

広範囲で、しかもこれだけのいろんな、2,500件という相談が上っている中で、やはり小さな校区に分かれてしっかりと設置をされ、活動されることはいい方向性だと思います。

5点目として、その場合の職員の配置はどのように考えておられるか、お伺いします。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子君） 5点目の職員の配置についてでございますけれども、地域包括支援センターの野洲市本来のあり方を踏まえた機能を検討する中で、人員の配

置につきましても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 岩井議員。

○5番（岩井智恵子君） やはり、特色を生かした中で、人員の配置というのも重要な課題ではないかと思いますが、そのあたり、よく検討されまして、配置の方もしっかりとやっていただきたいと思います。

6点目といたしまして、センターが市の直営方式であることや、3中学校区ごとのチーム編成で、以前よりもきめ細かくサービスを行っていることは高く評価できると考えています。

しかし、市のホームページでは、サービス内容及び活動実績等の情報提供が全くといってよいほどされていません。市民ニーズにきちんと応えていくためには、できるだけ親切で丁寧な情報提供は大変重要であると考えますが、この点についてのお考え、今後の改善策についてお伺いします。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子君） 6点目の情報提供についてでございます。

議員ご指摘のように、情報共有は非常に重要であると考えておりますので、今後、地域包括支援センターの事業でありますとか、サービスの情報をホームページに掲載するなど、多くの方にご利用いただけるよう周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 岩井議員。

○5番（岩井智恵子君） ますます地域包括支援センターの役割は重要であり、市民にとっても大変頼りにされているところでございます。3中学校区におけるチーム編成、その校区に合った活動をされ、さらには今後もきめ細かなサービスにさせていただけるよう期待しております。チーム編成方式は2年目ということで、まだまだ課題はあると思いますが、課題を検証しつつよりよい市民のニーズに応え、地域ごとの絆を深めてほしいものでございます。

今後の展開について、これだけは活動目標だということがあれば、お伺いします。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子君） 地域包括支援センターといいますものは、やはりそれぞれ地域に合った支援が必要であろうと思いますので、そのことにつきましても考えな

がら、地域包括支援センターのあり方というものを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 岩井議員。

○5番（岩井智恵子君） ありがとうございます。各地域に合ったきめ細かなサービスをこれからの活動としていただけますようお願いを申しまして、この質問は終わりにしたいと思います。

最後に、大きな3番目として、野洲市の墓地開発についてお伺いします。

野洲市の墓地開発について、1年前の一般質問で、さくら墓園の今後の方向性についてと題し一般質問をされましたが、さらなる市民の声として、あえて質問をさせていただきます。

ゆりかごから墓場までという言葉がありますが、先日、私は一市民の投げかけにはっとしました。特に新興住宅にお住まいの高齢者にとって心配なことは、お墓のないことや「お墓のないことを心配したことがあるか」という内容でした。私はまさしく野洲生まれの野洲育ち、おまけに在所から他に移り住んだ経験ありません。正直、代々のお墓もあり、この問題に向き合ったことなどありませんでした。今さらながら、自分の身勝手さを恥じました。

早々、さくら墓園の実態を尋ねますと、平成28年3月末現在で、AからFブロックで使用許可区画数は1,552区画で、空き待ち予約申込者は57人とのことです。予約申し込みは昨年で終了となっています。また、墓石が未設置となっている区画は今なお419区画で、横ばい状態です。契約時の規定はさることながら、とりあえず墓地は将来のために確保しておきたい。迫った事情がない限り、墓石までそうそう設置できるものでもなく、逆に、市といたしましても、課題と捉えながらも、ほぼ契約上の問題がない限り、促すわけにもいかないのが現状ではないでしょうか。安心、安全で住みよい野洲市に永住を求め、やっと最終章までたどり着くもまたしても岐路に立たされる、これも否めない現実です。まず、こういったお墓を求める声も多いのではないかと思います。どのように考えておられるのかお伺いいたします。

環境経済部長にお願いします。

○議長（市木一郎君） 環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君） 岩井議員の野洲市の墓地開発についての1点目のご質問につきまして、お答えをいたします。

現在、さくら墓園におきます墓石が未設置の区画数は397区画でございます。これは5月末現在でございます。いずれも契約に基づきまして、適正にご使用いただいている状況でございます。さくら墓園は、都市計画決定に基づき、大山川の改修で廃川敷地となった区域と、それに隣接します旧松田墓地を合わせた区画を整備したもので、計画当初における法の趣旨からも新たな区画の増設は考えておりません。

お墓はお寺、宗教法人や自治会、民間事業者等によりまして運営されているものがありますが、いずれの施設も適正に運営されていることから、民間事業者による運営が可能な施設でありまして、墓地の需要に十分対応できるものと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（市木一郎君） 岩井議員。

○5番（岩井智恵子君） ただいまちょっと聞き漏らしたというのか、十分に対応しているというような文言があったと思いますけれども、それはちょっとどうかと私は思います。

ところで、野洲市の4月1日現在の高齢化率を見ますと、全体では65歳以上は約1万2,400人、75歳以上は約5,400人、計約1万7,900人です。学区別の上位3位では、65歳以上の高齢化率は三上学区が35.9%、兵主学区が31.6%、篠原学区が16.4%で、75歳以上の高齢化率は兵主学区が16.4%、篠原学区が14.9%、三上学区が12.8%となっています。この比率からもわかるように、確実に高齢化の波が押し寄せてきています。

ある方は、「野洲に移り住んだときはさくら墓園の第2期募集期間中で、欲しかったけど若かったし、ずっと先送りしてきた。今、この年になって、欲しいと思っても現実はかなわない。このごろでは仕方なく夫婦のどちらかのお墓に入れられないか実家に頼むしかない」と言って、決めかねていると。また、「子どもには迷惑をかけられんしね」と言われました。

団塊の世代が高齢化し、医療だけでなくお墓の問題もますますクローズアップされていくでしょう。野洲市の高齢化率を踏まえ、今後において、そのあたりはどのように捉えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君） 先ほど、1点目の私の回答の中で、十分に対応できるものと言いましたのは、さくら墓園のことではなく、民間の墓地の整備によってできるということで申し上げました。さくら墓園のことではございません。

2点目の高齢化率と墓地事情の関係につきましてでございますけれども、本市の高齢化率

と墓地に関する考え方が、高齢化率が上がることで墓地の需要に相関関係があるかどうかは、判断はできないと考えております。

○議長（市木一郎君） 岩井議員。

○5番（岩井智恵子君） この率とお墓の要請は一体ではないとおっしゃられたんですけども、少なくともその傾向は確かにあると私は考えております。

野洲市民でありながら、一代頑張って生き抜いて、最後は愛着のある野洲市ではなく他に求めなければならない現実を受けとめ、立派な公園式のお墓にこだわることなく、検討次第では、方法は種々あると思います。前回と同様、今後も市の経営に難色を示されるのなら、民間企業の墓地開発も視野に入れ、早急にお墓の提供体制を構築していただきたいと思いますが、その点についての考えをお伺いします。

○議長（市木一郎君） 環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君） 先ほどもお答え申し上げましたとおり、この件につきましては、民間事業者による墓地開発を早急に提供する体制づくりということでございますけども、民間での提供が可能なものと考えておるところでございます。

○議長（市木一郎君） 岩井議員。

○5番（岩井智恵子君） 民間での対応が可能というのは、ちょっと具体的にお願いいたします。

○議長（市木一郎君） 環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君） 墓地につきましては、地方公共団体が、野洲市はさくら墓園で整備しましたけども、何も行政自体が整備すべきものというのか、民間で十分できる事業でございますので、拡張も考えておりませんということで申し上げます。

○議長（市木一郎君） 岩井議員。

○5番（岩井智恵子君） ただ、市民の高い声もあるということ踏まえていただいて、民間で対応できるというのもあるんですけども、市民にわかりやすく、例えば民間にそういうものを委ねるならそういう方法を示していただけたらありがたいと思います。これは難しい問題もあるとは思いますが、市が決してそういう責任を負わなければならないというところもないとは思いますが、そういう声もあるということ踏まえて、今後、民間の依頼についても、窓口を広げるといって、別に市が経営しなくてもそこにいるんな意味で意見を述べていく、積極的になっていくということは大事かと思っておりますので、今後ともこの点も、そういう声もあるということを入れて置いていただきたいと思

ます。ありがとうございました。

以上で質問を終わります。

○議長（市木一郎君） 次に、通告第10号、第16番、梶山幾世議員。

○16番（梶山幾世君） 第16番、梶山幾世でございます。

5月の定例会において次の2点について質問をさせていただきます。

まずはじめに、「新生児の聴覚検査に公費助成を」について質問いたします。

生まれつき聴覚に障がいのある先天性難聴は、1,000人に1人から2人の割合でいるとされております。早目に補聴器をつけたり、適切な指導を受けたりすることで、言語発達の面で効果が得られると言います。逆に、発見が遅れると、言語の発達も遅くなり、コミュニケーションに支障を来す可能性があります。

新生児聴覚検査は、専用の機器を用いて寝ている赤ちゃんの耳に音を流し、脳波や返ってくる音によって聴力を調べます。痛みはなく、検査は数分で終わるようです。生後3日以内に行う初回検査と、その際に要再検査とされた赤ちゃんを対象に生後1週間以内に実施する確認診査があります。これらの検査に係る自己負担額は、医療機関によって異なりますが、1回当たり5,000円程度かかり、費用面が壁になって、検査を受けないと判断する母親も少なくないと言われております。

この検査は、2012年度から母子手帳に結果を記載する欄が設けられるなど、国も積極的に推奨しております。検査費用は、地方交付税による財源措置の対象となっておりますが、初回検査を公費で負担する自治体は1割にも満たないようです。厚生労働省は、ことし3月、全自治体に公費助成の導入など、受診を促す対応を求める通知を出しております。

新生児聴覚検査を受けた子どもは、早期療育に至る確率が受けていない子どもより20倍も高くなり、コミュニケーション能力は3倍以上も上昇するという研究結果が出ているようです。人とのコミュニケーションは、孤立を防ぎ、その後の人生を大きく左右することになります。早期発見が重要です。全ての赤ちゃんが聴覚検査を受けるためには、新生児聴覚検査の公費助成の導入が必要と考えますが、見解をお伺いいたします。

次に、食品ロス削減の取り組みについてお伺いいたします。

食べられる状態なのに捨てられる食品ロスは、家庭やスーパー、ホテルやレストランなど、あらゆるところで見受けられます。農林水産省によりますと、日本では年間2,801万トンの食品廃棄物が発生しており、このうちの4割近い642万トンが食品ロスと推計されております。

既に、先進的な自治体ではさまざまなロス対策が行われております。長野県松本市は、宴会の食べ残しを減らすため、乾杯後の30分と終了前の10分は自席で食事を楽しむ3010運動を進めておられます。また、NPOの活動としては、消費期限が迫った食品を引き取り、生活困窮者へ無償提供するフードバンクが有名であります。国連は、2030年までに世界全体の1人当たり食品廃棄物を半減させる目標を採択いたしております。

そこで、本市におきましても、まず1つ、学校や幼稚園、保育園など、養育施設における学校給食や食育、環境教育などを通して、食品ロス削減のための啓発を進めるべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

2点目、家庭における食品在庫の適切な管理や食材の有効活用の取り組みをはじめ、飲食店等における飲食店で残さず食べる運動や、持ち帰り運動の展開など、市民、事業者が一体となった食品ロス削減に向けての取り組みを進めることが重要だと考えますが、見解をお伺いいたします。

3点目、本市の災害備蓄食品については、これまでは消費期限後に廃棄してきたものもあると思われませんが、今後は民用備蓄食品の有効活用の観点から、例えば消費期限6カ月前などにフードバンク等への寄付等を検討してはどうかと考えますが、見解をお伺いいたします。

最後、4点目、宴会後30分、終了前10分は食事を楽しむ時間に、いい取り組みとします。本市も進めてはと思いますが、これについての見解もお伺いいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英君） それでは、梶山議員の1点目の質問、新生児聴覚検査の公費助成の導入についてのご質問にお答えいたします。

新生児聴覚検査につきましては、出産した病院で行う任意検査となっております。また、平成24年度より、母子健康手帳に新生児聴覚検査の結果の記載欄が設けられたことによりまして、検査の受検状況については、市の方で把握が可能となっているところでございます。

本市の状況でございますが、平成27年度の受検結果でございますが、4カ月児健診の受診者、492名ございましたが、このうち384名、78%に相当する方が受検されておられまして、そのうち3名が、再検査が必要という結果でございました。また、検査の未受診理由では、分娩先病院で検査が実施されなかったという理由が41名いらっしゃい

まして、未受診者に占める割合は38%となっております。また、本県の平成27年度の新児聴覚検査に関する結果によりますと、医療機関36機関のうち、33医療機関で実施されておりまして、県内の新児の78%が受診されているという結果でございます。ほぼ本市と同様の受診状況になってございます。

また、公費助成を実施している自治体は、先ほどご紹介がございましたが、全国的にも極めて少なく、県内でも、現在、助成をしている市町はございません。

聴覚障がい、早期に発見され、適切な支援が行われた場合には、聴覚障がいによる音声言語等への影響が最小限に抑えられることから、新児期に発見をいたしまして療育につなげることが重要と考えますことから、新児の早期受診に向けて、引き続き母子健康手帳交付時や妊婦健診等の機会等を活用して、新児聴覚検査の普及啓発を行いたいと考えております。

しかしながら、公費助成につきましては、県内の産科を有する36の医療機関のうち、3医療機関では新児聴覚検査が受けられないような現状にございます。全ての医療機関で検査を受けることができる環境等の体制整備が優先すべき課題と考えております。体制整備に向けた役割といたしましては、こちらは県の役割になってくるかと思っております。この取り組みを期待しているところでございまして、現時点での公費助成は考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 教育部長。

○教育部長（藤池 弘君） 梶山議員の食品ロス削減の取り組みについての1点目、教育施設における啓発についてのご質問にお答えします。

各校園では、ゼロのつく日を残食ゼロの日にしたり、残食ゼロの日の取り組みの中で、楽しくなるように明るく、和やかな給食の場づくりを呼びかけたりしているところでございます。また、学級担任は、毎日の給食にかかわる中で、偏食しないでバランスよく食べることの大切さを伝え、感謝の気持ちで残さず食べることの習慣を身につけることができるように指導しているところでございます。今後もこういった取り組みを続けてまいりたいと考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（市木一郎君） 環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君） 2点目の市民、事業者が一体となった取り組みについて

のご質問にお答えをいたします。

食品廃棄物の中でも、本来食べられる物にもかかわらず捨てられている食品ロスの削減は、国内において重要視されておりまして、野洲市においても食品の食べきり、使いきりの呼びかけ、賞味期限等への正しい理解の普及啓発等の取り組みを促進していく必要があると考えております。

そうした中におきまして、市民の実践的立場で活躍をされております野洲市ごみ問題市民会議において、食品ロスをまちの課題として位置付け、現在、市民の効果的な周知方法等について話し合っている状況がございます。

また、食品廃棄物につきましては、野洲クリーンセンターに毎月2トン以上搬入されている事業者を中心にしまして、減量指導を実施しております。ごみの減量化及び資源化の推進等をお願いしているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（市木一郎君） 環境経済部長、4点目は。続いて答弁。

○環境経済部長（白井芳治君） 4点目の宴会時の取り組みについてでございますけれども、先ほど答弁しましたとおり、野洲市ごみ問題市民会議に、まずは投げかけていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 災害備蓄食品の期限後の有効活用についてお答えいたします。

消費期限が到来します災害用備蓄食料につきましては、以前から市の総合防災訓練の場で参加者の皆様に訓練の一部として提供しております他、市主催の自主防災組織等リーダー研修会において各自治会自主防災組織に働きかけまして、自治会において実施される防災訓練の際に使用していただくようにお知らせしています。

また、粉ミルク等については、無駄に廃棄にならないように保育園などに提供してございます。また、本市におきます生活困窮者支援事業といたしまして、アルファ化米でありますとか、今、申し上げました粉ミルク等も提供しておりまして、備蓄食料の有効活用を図っているところでございます。生活困窮者の支援に備蓄食料を提供することは、食べ物に困っている人や施設に届けるというフードバンクの理念に合致しているのではないかと考えております。

以上のことから、市民が自主的に実施されます防災訓練活動に提供することを想定し、

有効的な活用がされることを前提に無駄なく補充をしているところでございます。

○議長（市木一郎君） 梶山議員。

○16番（梶山幾世君） それでは、再質問させていただきます。

まず、新生児の聴覚検査に公費助成をとということで、考えられてないということなんですけども、現在78%の方は受けておられるということで、そのうち3名の方が、再検査があったということです。今、国の方も、厚生労働省もこの3月29日付で、県の方にも市に連携をとということで、この新生児聴覚検査事業について平成18年度をもって国庫補助を廃止し、平成19年度の地方財政措置において少子化対策に関する地方単位措置として、総額において大幅な拡充がされるようになっていると。所要の財源が確保され、市町村に対して地方交付税措置がされたことを申し添えているということで、この検査の実施の中で、いろいろと新生児の訪問指導等の際に母子健康手帳を活用して新生児聴覚検査の受診状況の把握、先ほど把握していただいていることを報告していただきましたけれども、また、保護者等に対し検査の受診推奨を行うこと、また、新生児聴覚検査の受診結果を確認し、要支援児とその保護者に対する適切な指導を行うこと。

大きな2点目として、新生児聴覚検査に係る費用について、公費負担を行い、受診者の経済的負担の軽減を図ることと2点目に書いてあるんですけども、これは、あと22%の方が受けておられないということもあり、100%を目指している取り組みだと思んですけども、この厚労省からの国の施策に対しての市の見解はどのように考えておられるのか、この点をお伺いします。

もう1つは、赤ちゃんが全員本当にすくすくと問題なく、そういう検査を受けないことによって将来コミュニケーションがとれなかった赤ちゃんがいたということのないように、100%の方にしっかりと受けていただくためには、国からも推奨いたしておりますので、公費助成を考えていただいて、これは市町の考えで、今、滋賀県ではどこも取り組んでおられませんけれども、これから、それぞれがまた取り組みの方向で向かっていくと思います。全額補助でなくても、一部公費助成という形で啓発していければ100%に届く取り組みができるのではないかと思います。この考えについての見解を再度お伺いしたいと思います。

それから、次に、食品ロス削減を目指してということで、環境経済部長の方から取り組みを伺いました。これについて、私も、ごみ問題市民会議の中で食品ロス削減に取り組んでいるということを、今、聞かせていただいたんですけども、これは具体的にどのように

食品ロス削減に向けて、この会議の中で取り組まれているのか、再度お伺いしたいと思います。

今の長野県の松本市の例なんですけども、私もよく宴会に行って、皆さんが乾杯の後すぐに動かれて、最後、終わるころに何も食べていなかったということで、帰りに結構いっぱいおいしい料理が残っている現状を見ながら、何か後ろ髪を引かれる、もったいないという思いで帰ることが再々あったわけなんですけれども、今回の松本市の例を拝見させていただいて、いい取り組みだと思いました。直接伺ってみましたら、3年ほど前に、ある議員がこういった食品ロスの削減の質問をされたときに、みんなで考えていこうということで、質問の内容ではこういう提案はなかったようなんですけども、その後、職員の方が悩んで、考えられて、この3010というのは、松本市の職員の方の提案だったそうでございます。それで、いいことだからということで、すごく啓発されて、宴会のときには司会者から「乾杯の後は、30分は動かないで自席で食事を楽しんで下さい。テーブルの方たちと歓談を楽しんで下さい」とアナウンスがあるそうです。そして、中締めというんですか、終わる10分前には、また「終了10分前でございます。皆さん、自席に帰られて、目の前の食事はきれいにいただいて帰りましょう。残さないで食べましょう」というアナウンスがあって、それで皆さん自席に戻って、残された食事を食べて帰られる。こういうのが3年前から行われて、食品の食べ残しがかなり減ったと聞いております。また、そういった宴会の中でも、それぞれの体制はありますけれども、各テーブル等の仲間との交流が深まって、メリットがありますよということで、またこういった取り組みを県民とか姉妹都市にも、今、普及して、姉妹都市も見習って取り組んでいただいて、また、「食糧庁白書にも私どもの取り組みを載せていただいております」という声も聞きました。また、3010と書いた丸いコースターの上にグラスが置かれているということで、それぞれが意識して3010に取り組まれているということでございました。

こういったいい例がありますけども、こういった取り組みをこの食品ロス、ごみ問題市民会議に全て委ねて、こういった啓発が十分できるのかどうか、先ほどのことも踏まえてお伺いしたいと思います。

それから、次に、教育関係は啓発していただいておりますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それと、災害備蓄食品、私たちも防災訓練に行くと、温めて御飯をいただけるような内容とか、乾パンとかいただいて帰っておりますので、ここで全て廃棄しないで済んでいる

のかという思いもありましたけれども、その辺も確認の意味で今回質問させていただきましたが、全て廃棄ゼロと捉えていいのでしょうか。再度お伺いたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英君） それでは、梶山議員の再質問にお答えさせていただきます。

まずは、国からの発出文書についての考え方等についてのご質問がございましたので、こちらの方からお答えさせていただきます。

発出文書の見解について、若干相違があるようでございますので、この点についてまずはお答えさせていただきます。

国の方からは、おっしゃっていただいております3月29日付で、これは、厚生労働省の方からになりますが、都道府県、政令市、あるいは特別区の母子保健主管区に対してまず文書が発出されております。これは、新生児聴覚検査の取り組みの充実について要請をするものということでございますが、この際に、これは平成18年度まで国庫補助で事業を進めていたものでございますが、19年度からこの経費に係る部分が一般財源化され、地方交付税として措置をすることを参考として、当時の文書を添えられていると聞いております。これを受けまして、滋賀県の方から5月25日付で、この要請を求める文でございますが、これも同様に国から付いている平成19年当時の財源の変更を内容とする文書を添付されて発出されてございます。この内容につきましては、公費の助成の創設を促す内容ではなく、まず、新生児の聴覚検査が、初期段階で対応することは障がいを発達への影響を早期に発見し療育することが極めて重要だという内容になってございまして、この意義の周知を医療機関あるいは療育機関との支援体制づくりにより進めると。1点目は、この検査の意義の周知というところに力を入れていただきたいと。それと、医療、療育機関との体制づくりを進めてほしいという内容であるように思います。ただ、財源の中で、当時の変更理由を付けて、その辺の状況を説明されていると。一般的に、地方財政措置によって、交付税になることによりますと、基本的な、一般的な考えでございますけれども、重点化して取り組むべき事業が次のステージとして交付税を受けた市町村がそれぞれの事情で重点化すべき事業により配分を行うことが通例でございます。それと期間が、当時平成19年度から数年たってございますので、現在、十分な交付税措置がされているというところも、なかなか難しいと思っております。

現に、この少子化対策といたしましては、算定が個別算定ではなく、包括的な経費として算定されておりますので、その辺については十分な検証はできませんが、こういった事情から、この文書については、そういう助成制度を創設して下さいという内容ではないと私は理解しております。

それともう1点でございますが、今回、こうやって早期対応をしていくための市の取り組みといたしまして、今、この検査で3名が、検査が必要ということになってございますが、現在、出生後においてさまざまな乳幼児健診等を実施しております。この機会におきまして、発育に問題がある場合については発達支援センター等々と連携をとりながら必要な専門的な医療機関、例えば、県立の小児保健医療センターとか、そういうところにつながり、その辺の体制は構築をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君） ごみ問題市民会議でございますけども、もともと野洲市廃棄物減量等推進審議会という審議会がございます。そこでの分別収集計画等の件につきまして、市長から諮問されるわけなんですけども、そのことによりまして、今、言いました野洲市ごみ問題市民会議に対して審議会から意見照会をされるわけです。そこにおいて、いろいろごみの減量につきまして審議されて、審議会に対して提案をされるという仕組みになっています。

そういった中で、具体的には野洲市の現状におきますごみ処理の問題を抽出されたり、その問題における課題の設定をされたりしております。協議された結果につきましては、基本的に買い物から出るごみの削減を図ると。当然のことでございますけども、そういったこととか、家庭における生ごみの資源化によって、ごみの減量を図る、こういった中から食品ロス削減の取り組みの重要性を認識していただくというものにつながっていくと考えております。

それと、ご提案いただきました3010の取り組みでございます。乾杯後30分以内は食事に専念する、終了間際10分以内は食事を十分とるというご提案です。

まずは、先ほど申しましたように、ごみ問題市民会議で紹介をした上で、また審議会の方へ持っていきまして、組織的に取り組む方がより効果的な取り組みができると思っております。ただ、まずは私が参加します宴会におきましては、そういった取り組みを実践していきたいと思っております。

○議長（市木一郎君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 備蓄品で廃棄する物はないのかということですが、捨てている物は原則ありません。

○議長（市木一郎君） 梶山議員。

○16番（梶山幾世君） ありがとうございます。

先ほど、健康福祉部長の方から、今の段階では公費助成は必要ないと捉えていいんでしょうか。

今、さまざまそういう指示はないということではあるんですけども、これから各市も、100%に向けての取り組みの中で公費助成ということは考えていかれるのではないかと思っております。

新聞で拝見したんですけども、確認まではそこにしてないんですけど、岡山県では、この聴覚検査の公費助成体制整備で各市100%の検診ができたと出ておりました。国庫補助が廃止された後、かわりに地方交付税として市町村に事業費が配分されて、県費で事業を行っていたけれども、2008年度からは市町村の判断に任せて行ってきたと。市町村が独自の補助制度を創設して頑張ってくれたということで、県の健康推進課の方がコメントしておられます。岡山県では、事業を継続してきたことで、2014年度の検査実施率は89%に上り、この課は、委託契約を結んでいない医療機関を含めると県内の実施率はほぼ100%になるということで、こういう取り組みもされているところがあります。置かれている環境が若干違うかもわかりませんが、全ての赤ちゃんが本当に安心してすくすくと、聴覚障がいによってコミュニケーションが図れないという成長段階でないことが目的でございます。まだ78%ということで、100%を目指すためにはどうすればいいかをしっかり考えて取り組んでいただきたい。そういう思いでございますので、最後に見解をもう一度お伺いしたいと思います。

備蓄は廃棄ゼロということでよかったんですね。それは安心いたしました。

あと、全体的な食品ロスゼロを目指してということで、国の方も、今、公明党といたしましても、公明党食品ロス削減推進プロジェクトチームを掲げまして、5月18日には安倍総理に提言を出しております。

6点ほどあるんですけども、国民運動の抜本的評価のための法整備をしていくということで、食品ロス削減推進法を制定してはどうかという提案です。2点目は、加工食品等の製造、流通、販売における食品ロス削減。3点目、飲食店等における食品ロスの削減。4

点目、家庭における食品ロスの削減。5点目、未利用食品を必要とする人に届ける仕組みの確立。最後6点目に、災害に備えた食料の確保。このような提言を出しまして、安倍首相もそういった提言を受けて、つい先日なんですけれども、これからしっかりとそういった法整備とかさまざまな減量、数値目標の設定とか取り組みたいという返事をいただきました。また、23日にも、参議院の決算委員会でも我が党の国会議員が食品ロス削減を目指すことに対する質問をいたしております。世界では本当に食べる物もなく困っている人たちがいる中で、日本はこんなに食品ロスがあるということは、世界的に見ても大きな問題だと思いますし、これから、私たち野洲市民の一人ひとりが、食品を無駄なく、買ったものは食べるとか、消費期限が過ぎたのを見過ごしてそのままほかしてしまうとか、そういうことのないようにお互いが啓発し合いながら、私も含めてですけれども、無駄な食品を出さない取り組みを一生懸命してまいりたいと思います。頑張ってまいりたいと思います。

それでは、再度、健康福祉部長の答弁を求めます。よろしく願いいたします。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英君） それでは、先ほどの新生児の聴覚検査についての公費助成の再度のご質問にお答えします。

検査の重要性につきましては、当然大事なことであるとは認識してございます。ただ、このためには、現時点としては、取り組みがなかなか難しい状況があるということをご理解いただきたいと思っております。

その1つは、県内の医療機関の中でも、検査を受けたくてもできない医療機関があるというのが現状でございまして、先ほど答えの中にもありましたように、まず分娩先での検査が実施できないと回答された方が未受診の中で約4割弱いらっしゃいます。これが実情でございます。それと、分娩先の病院でそういうところがあっても、なかなか希望により検査されなかったという方が3割弱いらっしゃいます。こういった意味から、まずは全ての医療機関でそういう検査が実施できる環境を整えるということが公費助成を考えるよりも前もってすべき事項ではないかということがまず1点でございます。

それと、医療機関の中で、保護者の希望ということもございまして、従事者の方に逆に保護者にその必要性を説明いただいてご理解いただくことが必要になるかと思っておりますし、市の方でも妊娠期から各種相談でありますとか検診等がございまして、こういう中でお母さんの方にその重要性みたいなところはお伝えしておりますし、今後もさらに続けてま

いりたいと考えております。

また、その辺は県と歩調を合わせながら、進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○16番（梶山幾世君） ありがとうございます。

○議長（市木一郎君） 次に、通告第11号、第1番、中塚尚憲議員。

○1番（中塚尚憲君） 第1番、中塚尚憲です。

新病院に対する県との協議記録簿（要旨）についてご質問します。

県担当課より、調書には病院の必要性ではなく、「公立病院の新設の必要性を示す必要がある」と発言されておりますが、公立病院の新設の必要性についてお伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） それでは、1点目の公立病院の新設の必要性についてお答えさせていただきます。

平成23年4月に、野洲病院から本市に公設民営の手法をとった新病院整備計画の提案がされました。これは、現野洲病院が市の財政支援に依存しない自立的な経営ができず、老朽化した病院施設や設備も自力で更新できないとして、事実上経営継続の限界を表明されたものです。このことを踏まえ、平成23年以降における専門家や有識者の参画による各委員会における検討や市議会の審議を経て、市内に必要な中核的医療施設を確保するためには公立病院として新設することが必要であることを決定しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 中塚議員。

○1番（中塚尚憲君） 5月27日に、事務局の方から、今回、一般質問の内容で重要な書類、最新の情報があるかどうかという形で多分伺いに行かせてもらったときに、ちょうど26日、市長の決裁で平成28年公立病院の新設、建て替え等に関する調書、県のコメント付きのものが返ってきている物がありまして、そこで無理言って、お願いして出してもらったと思うんです。そこの中においては、県の担当課より、現野洲病院の施設が耐震化できておらず老朽化もしていることから、建て替えの必要性は認められると。この調書の書く欄というのは、新設、建て替えに関する調書を書く欄だと思うんですけれども、いまだに5月26日に戻ってきている段階、僕らの手には5月27日です。前回の採決、2回同じものを出されて、順調に進んでいるようにお伺いしていたと思うんですけれども、なぜここまで来てまだ新設という部分がこの調書の中のコメント、新設に関して書かれて

いるはずなんですけれども、県からのコメントでは建て替えの必要性は認められるというコメントだけが入っていると思うんですけれども、この点に関して、その後、市が、今、考えておられる新設、言うたら、今、調書に書かれていることは伝わっていなかったわけですから、それ以外の表現方法で新設がどうしても必要やという方法を、これから多分県に、もちろんそこを調整して調書に書いていかれると思うんですけれども、現在考えられている新設に係る必要性をお答え下さい。

○議長（市木一郎君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） 今、中塚議員、おっしゃった調書に関連しての質問なんですけども、この調書はお渡ししているのが、最初の調書2ページ物の調書と、あと6ページ物の調書、これ、一連の調書になっています。

私、今、回答として新設の根拠を答弁させていただいた内容が、2ページ目のいの一冊に載っております。この箱の中、ちょっと字、小さいんですけど見ていただきますと、これがいの一冊のスタートのこの事業の根拠なんです。だから、こういうことから始まって、今、県のコメントが出ているわけなんです。

ですから、この根拠と言われても、5年前から、私、言いましたような、県と有識者、専門家による検討が継続して、病院の施設も古い、狭い、不具合もたくさんあると、それと今までの9億円の支援、損失補償なども行っても、これ以降の健全経営がなかなか見いだせないということでこのような計画があって、昨今の野洲病院の経営がよくなってきたというところもございしますので、そのあたりがいま問われている根拠ということになります。

この調書は、この局部だけ見ていただいてもなかなか意味が通りません。全体を理解していただいた中での判断いただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 中塚議員。

○1番（中塚尚憲君） 僕が質問したのは、これ、それぞれの欄で県の意見が書かれていますよね。トータルで見たら、総括のところを見ればいいわけですよ、普通に考えたら。それがわざわざ1つの欄ごとに県のコメントが入っているということは、適切にここの文書の中において、そこは認められる、認められないというのが順番にコメントされていると僕は認識しているんです。今の回答であれば、県から建て替えの必要性は認められるというものという意見に対する回答は持ち合わせていないという形ですか。具体的に教えて

下さいという質問です。

○議長（市木一郎君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） 建て替えの根拠といいますのは、ですから、施設が老朽化していると、東館も耐震化できていない、耐震化が非常に困難な建物、ということが、あえてその狭い範囲でおっしゃることでしたら、そのような回答になると思います。

以上です。

○議長（市木一郎君） 中塚議員。

○1番（中塚尚憲君） ごめんなさい、僕の質問は、新設の必要性についてだけしか問うてないので、それに、新設の必要性として書かれている文書やのに、県からのコメントは建て替えの必要性はあるというコメントが返ってきていること自体に、文章が成立してないんじゃないかという部分において、そこを踏まえて新設の必要性は何ですかとお伺いしております。何度も同じことを聞いておりますので、新設の必要性について、その後の言葉をお願いします。

○議長（市木一郎君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） 新設の必要性とおっしゃるんですけども、ですから、建て替えというのは、今現在の野洲病院の敷地は狭い、東館も耐震化できていない、今の建物を耐震化できないということは建て替えということですよ。ですから、今の野洲病院の敷地でそのまま建て替えるということは非常に困難であるというところは、もう明らかになってございます。ですから、そのあたり、新設というところで、別の場所に新設を行うという説明を県の方にもしております、そのあたりの判断、建て替えということでございます。

以上でございます。

○1番（中塚尚憲君） 答えになっていないんですけど。今、建て替えという回答をしはったけど、僕は新設についての……。

○議長（市木一郎君） 中塚議員。

○1番（中塚尚憲君） すいません。

ややこしくなるので、回答を持ち合わせてなかったらなくて答えていただいた方が。

今の回答も建て替えについてしか教えていただけていません。この必要性のところでは記入してはることも、今言われているようなことが、実際書かれております。ということは、市としては、新設について、こうこう、こうですという形で出されている調書やと思うん

ですけれども、それに対する県のコメントが新設の必要性のことは一切触れられずに、現在の野洲病院の耐震化と老朽化という部分の、建て替えという部分、ここの調書を書くところが新設か建て替えに対する調書を書けるところなので、野洲市は新設について書いてあるはずなんですけれども、県側には建て替えの必要性は認められるという部分しか伝わっていないんですね。ということは、説明が足りていないんやと僕は理解しておるんです。なので、改めて新設の必要性というのは何でしょうかというのを何度も聞かせていただいているんです。これ以外の回答で。

○議長（市木一郎君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） 中塚議員がおっしゃっている新設というところの建て替えとの違いが、私、よく理解できないんですけども。

あくまで新設、建て替えの理論を言われるのは言っていたらいいんですけど、野洲病院の今の計画の現状は、私、申しましたとおりのことでございますので、それそのままを県の担当にも伝えて、この調書ができておりますので、その結果でございます。

以上です。

○議長（市木一郎君） 中塚議員。

○1番（中塚尚憲君） 今の発言で理解されてない、新設を建て替えについても理解されてないという方がこのような新設を申請してはるということはわかりました。

そうしたら、次に進みます。

市担当課より、その協議の中でしょうけれども、県が野洲に……。

（「ちょっとすいません」の声あり）

○1番（中塚尚憲君） ごめんなさい、今、質問の最中ですよ。いいんですか。どうするんですか。

○議長（市木一郎君） 暫時休憩します。

（午後2時10分 休憩）

（午後2時12分 再開）

○議長（市木一郎君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

中塚議員。

○1番（中塚尚憲君） そうしたら、続きの質問をいたします。

市担当課より、「県が野洲に成人病センターの分院を建ててくれるのであれば、この問題は一気に解決する」と、この県との担当課との中で発言をされておりましたが、この提案

をまず県に打診されたことがあるかどうか、事実確認、お願いいたします。

○議長（市木一郎君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） それでは、2点目のご質問、市担当者が、「県が野洲に成人病センターの分院を建ててくれるのであれば」と発言していることに関する質問にお答えをいたします。

この発言は、現市立病院の計画が唯一の手法であることの反証としてあえて申し上げたことです。このようなことですので、市議会にはご提案はいたしておりません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 中塚議員。

○1番（中塚尚憲君） 今、言葉の中で反証という言葉を用いられていると思いますけれども、この文書で反証とはどのような意味で使われているか、まずお答え願います。

○議長（市木一郎君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） 反証といいますのは、この市立病院の計画の最善の方法、あえてこの方法ができないのであればこのような方法もあるのではないかというふうなことです。この分院を建てていただくということが本来の目的じゃございません。もし仮にできれば、このような方法もあるという仮の方法としてお話ししたということでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 中塚議員。

○1番（中塚尚憲君） 僕が思っている反証と使い方が何かちょっと違うような気がしているのですが、ここで反証を使われるのは、回答として何かおかしいように感じるんですけれども。

反証というのは、反対している部分の証拠を示すとかそういう部分やと思うので、間違っている部分の証拠を示すとかという形なんですけれども、間違っている部分というのが、今、言われている成人病センターの分院を建ててくれるというものに当たるんですよ。

1回質問してもいいですか。

○議長（市木一郎君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） 間違っているというよりも、仮にこのような対応を県にしてもらえるのであればということでございます。

以上、答えとさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 中塚議員。

○1番（中塚尚憲君） そうしたら、希望を持って質問されているということだと思うので、その担当課の方は、普段からそのような案を持ち合わせておられるんだと思います。次に行きます。

そうしたら、その案を市議会においても提案されたことはありますでしょうか。

○議長（市木一郎君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） 先ほど申し上げましたとおり、市議会にはご提案をさせていただいておりません。

以上です。

○議長（市木一郎君） 中塚議員。

○1番（中塚尚憲君） このような大事な場で、わざわざそんなような言葉を使って発言されるというのは、ちょっと課題認識が怪しいというのが、この文書を読ませていただいたときの僕の印象でした。多分、現場にいたら「何や」という感じになると思います。言うたら、同じように調整をしに行ってはるわけですから、そんな投げやりな意見を言うような場ではないと僕は思いますので、少し課題認識がどうかと思っております。

そのまま次に行きます。

市担当課より、「平成26年に出した調書は課題認識の低い職員が精度の低い試算に基づいて勝手に記入し、必要などころの決裁を経ずに出したもの」と発言されておりますけれども、この場で課題認識の低いと評価される具体的な理由を教えてください。

○議長（市木一郎君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） 3点目の、市担当者より「平成27年度に出した調書は課題認識の低い職員が精度の低い試算に基づいて勝手に記入し必要などころの決裁を経ずに出したもの」と発言していることに関係するご質問についてお答えしますが、年度は27年じゃなしに26年度でございます。

○1番（中塚尚憲君） ごめんなさい、26年と言いましたね。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） まず、課題認識の低い職員と評価される具体的な理由について申し上げますと、当時の担当職員は、総務省まで提出されるこの書類を必要な庁内協議や機関決定、そしてしかるべき決裁も経ずに県に提出しております。このことは課題認識が低かった職員という客観的な評価になると考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 中塚議員。

○1番（中塚尚憲君） 今の理由なだけで、県の職員さんに対して、身内のそのような、自分と比較して低いと評価されているんだと思うんですけども、前文で先ほど質問させていただきまして投げやりな意見を言われているような課題認識、どっちが高い低いかというのは、僕にしたら余り変わらへんぐらいやと思います。言うてはることは同じようなものです。それがこんな大事な場で、しかも身内を課題認識の低い職員と評価され、言葉でそういうふうに使われているというのは、先ほどの必要な決裁とかいう部分においてだけの理由にはならないと思うんですけども、その辺の見解をお願いします。

○議長（市木一郎君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） 何遍も言いますけど、このような、今日手持ちの、先にお渡しした総務省の調書、中塚議員が重要視されているような、それほど大切な書類です。この病院事業においても、今後進める上においても。ですから、そのような重要な書類を、今、言いましたような取り扱いをしたと、必要な庁内協議、機関決定、決裁も経ずに取り扱ったということでございます。

ですから、こういうことをもとに、昨年度末に対象の職員に一定の処分が下っておる事実もございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 中塚議員。

○1番（中塚尚憲君） 今の回答やと、個人が悪いんではないですよ。言ったら、そのグループのシステム、マニュアルがしっかりできていないからそのような結果になった。2次、3次のストップ機構が働いてないからそういうことになっていると、僕は思っております。確実に、個人を否定するというような今の説明にはならないと思います。

次に行きます。

精度の低い試算は誰が行ったのか。この職員が行ったのか、それ以外なのか、複数おられる場合であれば、その辺も教えて下さい。

○議長（市木一郎君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） 次に、精度が低い試算は誰が行ったのかということでございますけれども、まず、この基本設計策定支援業務委託を受託したコンサルタントの担当者、それと先ほど申し上げた当該職員を含む当時の担当部、担当課に所属した複数の職員になります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 中塚議員。

○1番（中塚尚憲君） そうしましたら、このコンサルと担当の複数の方が、先ほど言われたような必要な協議とか決裁とかを経ずに、内々だけで決めて出されたという形だと思うんですけども、そうしましたら、なぜこのようなことが起こったのか、その原因はもちろん追究されていると思いますので、お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） この基本計画の策定経緯に係る検証の結果報告を昨年の7月16日に市議会の全員協議会の方に出させていただきます。この結果、私らのできる範囲でかなり検証をさせていただいたんですけども、一定、県の担当者の関与とか、いろいろ複数の現象があったんですけども、最終、その究極の原因というところまではつかんでおりませんので、このようなことが起こった原因というのは特定してございません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 中塚議員。

○1番（中塚尚憲君） このような大事な協議についてまだ原因究明もされていない。しかも結果報告という形だと思うんですけども、今言われているものは、今言われている内容であれば、失敗した原因の人を特定する作業であって、なぜそれが起こったのかというのを特定する作業ではなかったように感じます。言ったら、職員さんの中のメールのやりとりを見たりであったり、そういうのではなくて、なぜそのように相談する相手がいなかったのかとか、または具体的にマニュアルの部分の原因を探すというのが普通やと思うんですけども、なぜこのときは、誰が悪い、あれが悪いみたいな、個人を特定することだけに原因を究明されたのか、お教え下さい。

○議長（市木一郎君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） 本来このようなコンプライアンスの原因究明というのは、その全容をしっかりとつかんで原因も特定して再発防止を図るのが目的です。

でも、今回そのような取り組みもしておるんですけども、何せ関与されていた方が庁内だけにとどまっておられませんので、そのあたりの検証の限界というところがございます。あえて言うなら、この全協の資料には、市長名で、のようなことがございましたという、この検証でわかった事実の関係書類も全て付けて、県の方にはご報告をさせていただいて

おります。でも、そのあたりの、その後の報告もいただいておりますので、結局、このあたりで、私どもが調べさせていただいた範囲でとどまっておるということでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 中塚議員。

○1番（中塚尚憲君） 身内の恥をさらしただけやと思います。その原因は親の責任であると思いますので、しっかりしていただきたいという考えです。

次、精度の高い試算を出すために必要なものとは……。

○議長（市木一郎君） 暫時休憩します。

（午後2時25分 休憩）

（午後2時26分 再開）

○議長（市木一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中塚議員。

○1番（中塚尚憲君） 精度の高い試算を出すために必要なものとは、お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） 次に、精度の高い試算を出すために必要なものがございますけれども、一般論として、十分なバックデータを収集しておくことがまず必要です。さらに、それを客観的に、正確に分析作業を行うことが必要であると考えております。

以上、答えとさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 中塚議員。

○1番（中塚尚憲君） 今の回答であれば、先ほどの精度の低い試算の中では、それは当てはまらないということですか。

○議長（市木一郎君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） そのとおりだと思います。

○議長（市木一郎君） 中塚議員。

○1番（中塚尚憲君） わかりました。

次に、現在、県へ提出までの市担当課内での必要な手順をお伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） 提出するまでの手順といたしましては、既に協議概要をご報告済みの1月28日の県協議の後、書面や電話、県担当者と市担当でメールでのやりとりを相当数行い、調書の提出に向けての文言調整や資料の作成などを行ってまい

りました。そして、去る5月12日に市長決裁を得て、当該調書を知事に提出したところ
でございます。

県からは、その翌週の5月19日に滋賀県市町振興課課長及び……。

○1番（中塚尚憲君） ごめんなさい、そんなところ、聞いていないです。どういう手順
かだけなので。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） はい。提出したところでは。

以上です。

○議長（市木一郎君） 中塚議員。

○1番（中塚尚憲君） 今の手順の中で、県とのやりとりの文書をつくるとか、それで最
後に市長の決裁やと思うんですけども、その文書のやりとりの話を聞いていると、前回
失敗されている個人でやりとりという部分は、どのあたりが改善されているのでしょうか。

○議長（市木一郎君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） そのような詳細な点は、今、ここでは持ち合わせて
おりませんが、今日見いただいているその県のコメント、それが全てでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 中塚議員。

○1番（中塚尚憲君） すいません、そのコメントも本議会ですので、言葉でお願いいた
します。

○議長（市木一郎君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） この調書の県のコメントを全て、今、ここで読み上
げるということでございますか。

○1番（中塚尚憲君） いや、今、ご自身が言わはったので、それは文書に残さないとか
かんのかなと思っただけです。

○議長（市木一郎君） 暫時休憩します。

（午後2時29分 休憩）

（午後2時31分 再開）

○議長（市木一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中塚議員。

○1番（中塚尚憲君） 今、先ほど、県の調書のコメントを全部読めと言ったのは、長く
なりますので省かせていただきます。

次に行きます。

この責任は誰にありますでしょうか。

○議長（市木一郎君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） 先ほど申し上げましたように、原因がいまだわかりませんので、私の方から臆測で無責任なことを申し上げることはできません。

以上です。

○議長（市木一郎君） 中塚議員。

○1番（中塚尚憲君） 市にとって大事な中身に対して、誰も責任をとらへんというような無責任な病院建設だと僕は思っていなかったもので、少し驚きました。

○議長（市木一郎君） 暫時休憩します。再開は午後2時50分といたします。

（午後2時32分 休憩）

（午後2時50分 再開）

○議長（市木一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中塚議員。

○1番（中塚尚憲君） 先ほどの質問で1点だけ漏らしていたので、追加で聞かせて下さい。

先ほど職員の異動に関する事で、処分という言葉が使われておりましたけれども、前々から市長は、人事は全くかかわっていないというような形でお伺いしていたんですけれども、そのあたりの事実関係をお教え下さい。

○議長（市木一郎君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） 残念ながら、私の所管では、そのご質問にお答えすることができませんので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（市木一郎君） 中塚議員。

○1番（中塚尚憲君） 処分という言葉が使われたのは事実で間違いないですよ。

○議長（市木一郎君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） はい。

○議長（市木一郎君） 中塚議員。

○1番（中塚尚憲君） それでは、次に行きます。

県担当課より、平成27年11月公表された中期財政見通しで、不足額が出るという見

通しを示す一方で、「現状以上の負担が可能であると書かれても担保がない。公営企業として市立で病院事業を実施するには病院の必要性に加えて繰り出しの負担を背負えるかという問いは重要になる。重要な事業であると主張するからこそ、将来にわたって負担可能であるということを担保していくべき。市の財政が破綻してしまうと、病院機能もなくなってしまう。公立病院の新設、建て替えにあたっては、建て替えにあたっての調書には、総務省より説明が求められている項目、また、償還の見込みがあることは記載同意の要件でもある」と県担当課が発言されておりますけれども、ここで県が求める現状以上の負担が可能になる担保とは何か、簡単明瞭に、具体的な施策でお答え下さい。

○議長（市木一郎君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） それでは、4点目になりますけれども、ただいまのご質問にお答えいたします。

今回、病院整備、事業段階に移すにあたりまして、県から求められた担保とは、その実態的な推計。といいますのは、この事業の一定の繰入金、一般会計からの繰り出しで病院会計は繰り入れなんですけれども、その額が必要でございます。ですから、この繰り入れをしっかりと、基準内繰り入れなんですけれども、それが賄える一般会計の財政の推計を今回資料として行っております。それによって、安定的な市の財政運営、それと病院会計の健全な運営を担保させていただいたということでございます。

それと、この資料、県の方に何回も確認いただきまして、これを県も是認されたということでございます。

以上、答えとさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 中塚議員。

○1番（中塚尚憲君） 質問は具体的施策をお伺いしているのであって、先ほど丸山議員の中期財政見通しと自主財源の確保の中でも具体的な財源確保の方法をお伺いしてはったと思うんですが、固定資産、都市計画税はやらない、ふるさと納税もやらないなど、内々はお伺いしているんですけれども、それでは市民、議員、含めて納得できない部分、具体的に見えてこない部分というのはあると思うんです。そこで具体的に施策、例えば何々を削るから、人件費を削るからとか、わかりませんが、税金を上げるためにできる施策という部分を具体的に1点でもあれば、そういうことを考えてはるんやなという、明瞭に見通しになると思いまして、具体的に、簡単明瞭に、具体的な施策はどんなのを考えてはりますかというご質問をさせていただいたので、質問の回答がちょっと違うと思いますの

で、もう一度改めて質問いたします。

○議長（市木一郎君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） 私、申しましたのは、先ほどの中期財政見通しが収支の面で病院の操出金と比較しますと合わないところがございますので、そのあたりを確認するため、特別に県の方からこのあたりの確認の指示がございましたので、推計なんですけど、10年間の実質的な市の財政の収支の計画をつくりました。これによって、具体的に言いますと、年間約4億程度の黒字を見出しながら、病院の方にもしっかりと基準内繰り出しができるという資料をもってこの担保というところの説明を県の方にしております。

施策でいいますと、その資料の中には、やはり1億円程度の財政の縮減の課題もございまして、そのあたりもどうやって削減していくかということが今後の課題になってあります。ですから、そのあたりは今後の財政運営上の課題として捉えて、施策として進めていくということになります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 中塚議員。

○1番（中塚尚憲君） 具体的な施策をお伺いして、今のような回答ということは、そういう回答という形で理解させていただきます。

次、行きます。

「国が公立病院改革を進めている今日、対症療法的な赤字補填は社会的に許されないと認識しており、そうならない経営をやる。公立病院は赤字の塊だというイメージは10年前の話である」と市の担当が発言されておりますが、前回、採決後の守山医師会との懇談会において、市長より「公立病院の赤字は、適正に経営しての赤字であればそれは必要な赤字である」と発言がありました。この点の市長と担当課の認識の差があるように感じたんですけども、理由を教えてください。

○議長（市木一郎君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） それでは、5点目の公立病院の赤字について市長と担当課とに認識の差があるのではという問いにお答えさせていただきます。

市長の発言の意図は、患者ニーズや医療供給システム、医療施策の変化に適合するように診療報酬が改定されるという現制度のもとでは、その過渡期においては経済的なギャップが一般的に生じ得ます。それを患者に返さないようにすることで生じてしまう赤字は公立病院として必要な赤字であるということで、公共サービスにおける費用負担の概念を述

べられたものです。これをご理解いただきやすいように、商売を例にとりますと、原材料の仕入れ価格が上がったとき、当分の間利益幅を落として品質を維持するのか、すぐに品質を落としたり値上げしたりするのか、安定性が求められる公共サービスの提供としてどちらを選択すべきかということをございます。

一方、市の担当課の発言は、実際の市民病院の健全経営に臨む際の考え方といたしまして、赤字が出た場合に、改善のための努力をせずに対症療法的な赤字補填を漫然とやる親方日の丸的な従来型の病院経営はあり得ないということを述べたものであり、市長の論述とはその趣旨や観点が異なるものです。よって、2者の認識には差がないと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 中塚議員。

○1番（中塚尚憲君） 必要な赤字であればという形だと思うんですけども、公立病院で子育て支援などをうたわれていますし、診療科目で産科という部分が、収支、合わへんから人数も希望が丘がほぼとっているんで、先生、いていただいても、そこの収支がとれへんという理由、現在、産科がなくなっていますよね。婦人科は残っていますよね。産科はなくなっていますよね。そこの部分において、ここの赤字は、産科が、赤字が出るという部分においては、公共性という部分においても、そこよりも収支の方をとられたという認識でしょうか。

○議長（市木一郎君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） 産科の方は市内に民間の施設がございますので、そちらの方であえて対応していただくと。その領域まであえて市民病院が、今、中塚議員がおっしゃるようなリスクを冒してまで踏み込む必要はないと判断した結果でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 中塚議員。

○1番（中塚尚憲君） わかりました。

そうしたら、次、行きます。

市担当より、「総務省ヒアリングの結果をいただけるのはいつごろか。前回の採決までにいただけるありがたい」と発言があります。この前回の採決というのは、3月23日のことだと思います。そのヒアリング結果というものは受けたのか受けてないのか、お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） この総務省のヒアリング概要は、担当者レベルのメモです。メモレベルの情報が5月30日、県の担当から市の担当の方にEメールで来ております。

以上です。

○議長（市木一郎君） 中塚議員。

○1番（中塚尚憲君） ヒアリング結果があったのか、なかったのかという質問やと思います。メモレベルがどちらに入るのかはちょっとわかりにくいので、有無についてなので、すいません。

○議長（市木一郎君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） ヒアリング結果の概要というところでご連絡をEメールでいただいております。担当者レベルのメールです。全く公式なものではございません。

以上です。

○議長（市木一郎君） 中塚議員。

○1番（中塚尚憲君） そうしましたら、その概要というものも議長から申請したら出していただける内容でしょうか。

○議長（市木一郎君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） 担当者レベルのメモなので、これを後どういうふうに取り扱われるかというところがまだ確定しておりませんので、出さないことはございませんけれども、そのような向こうの言い分の根拠でありますとか、こちらの今後の対応方針でありますとか、そのあたりの信憑性というのが、なかなか低うございますので、出すのは出しますが、それは慎重に取り扱われるべきものと考えております。

以上です。

○議長（市木一郎君） 中塚議員。

○1番（中塚尚憲君） ありがとうございます。

なぜ欲しいかといいますと、求めてはるとき、ここがメモ書きかもしれませんが、3月23日、言ったら前回の採決にかかわる重要な部分やから、これまでにくれというメモやと思うんです。なので、その中身というのも、やっぱりこれからの病院建設における大事なことが書かれていると思いますので、その「知る」という部分においては、ぜひ求

めていきたいと思しますので、またご協力お願いします。

次、進みます。

(「はい、済みません。ちょっとここで」の声あり)

○議長（市木一郎君） 暫時休憩します。

(午後3時03分 休憩)

(午後3時06分 再開)

○議長（市木一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中塚議員。

○1番（中塚尚憲君） 次、行きます。

この文書の続きですけれども、市担当より、「来週明け」、2月1日になると思いきけれども、「には今回の資料への意見をお願いします。再来週明け」、これは多分2月8日の週になると思いきけれども、「には公文書付きでこの調書をお渡しする。県のコメント内容の提供はいつごろになるか。3月初旬までに県のコメントが付いた調書をいただきたい」と発言されておりますが、これの県のコメントが付いた調書のあり、なしについてお伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） この県のコメントが付いた調書というのは、過日、皆様にお渡しした、今、中塚議員のお手元にある総務省ヒアリングの県のコメント付きの調書のことでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 中塚議員。

○1番（中塚尚憲君） そうしましたら、前回の採決よりも全く早い段階でこの調書を欲しいというような市からの申し入れやと思うんですけれども、なぜこんな2回の採決も超えた後ぐらいのこれだけの期間がかかってしまったのか、その理由をお願いいたします。

○議長（市木一郎君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） それにつきましては、中塚議員、先ほどからご確認していただいていますように、正確にこちらの内容を県または国の方に伝えるために、先ほど言われました担保できる資料などをしっかり作成しながら、県と協議を進めながら、その調書をつくったということでございます。ですから、その作業に必要な時間がこの期間として必要になったということでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 中塚議員。

○1番（中塚尚憲君） この文書の中には、市側からこの日までに提出するので返してくれという中身で書いてあるので、その協議が延びるのであれば、このような日付を打つ必要がなかったのかなと、今、回答を聞いていて、ちょっと不思議に思ったので、そのあたり、ご説明をお願いいたします。

○議長（市木一郎君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） 問われている趣旨が、3月を期限としたのではないかということでしょうか。

○1番（中塚尚憲君） 質問が返ってきました。

（「私の方も確認させていただきます」の声あり）

○議長（市木一郎君） 中塚議員。

○1番（中塚尚憲君） 今、ご自身では、調整をしている間の時間がかかって、今、ちょうど言うたら26日決裁に戻ってきたということになったという話をされているように感じるんですけども、では、この当時に、なぜこの日付を切って、言うたら、この日までにやるという多分仕事やと思うんですけども、それをされた部分における県のコメントというのが、何でこんなに延びたのかという話をお伺いしております。

○議長（市木一郎君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） 今、問われていますその協議録の記録を見ますと、来週明けには今回の資料の意見をお願いすると当方から申しています。公文書付きで調書をお渡しして、県のコメントの内容はいつごろになるのかと。当然、中塚議員、言われるように、3月の議会の重要な日までに、私らも本来欲しかったんです。だから、こういうことを言っているんです。でも、実際、なかなかそのあたり、根拠など結構難しい微妙な内容もございますので、そのあたりを、県も私どもも双方しっかり確認する時間として、このような時間を用意したということでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 中塚議員。

○1番（中塚尚憲君） わかりました。

延びるといえるのはわかります。慎重に進めていただいているという部分においては、すぐいいんですけども、やはり情報開示というのは、その間、議員側においたら採決が

あたりとか重要な判断をする時期を超えてしまっていると思うんです。なので、最低限でも、何かそこで持っている情報、さっき順番にやりとりはしてるという話でしたので、そこまでの話でも構わない、最新の情報というものを、やはり議員側にぜひ提供できる環境を今後築いていただきたいという形で、次の質問に移ります。

(「議長、休憩」の声あり)

○議長(市木一郎君) 暫時休憩いたします。

(午後3時11分 休憩)

(午後3時17分 再開)

○議長(市木一郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

中塚議員。

○1番(中塚尚憲君) 先ほど、資料提供をすぐにとという要求をしたんですけれども、町内協議を終えた後、速やかに議会の方へ提出していただくよう、お願いしておきます。

(「議長、すいません」の声あり)

○議長(市木一郎君) 暫時休憩します。

(午後3時17分 休憩)

(午後3時18分 再開)

○議長(市木一郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

政策調整部政策監から発言を求められておりますので、これを許可します。

政策調整部政策監。

○政策調整部政策監(大藤良昭君) それでは、今の新病院に関する県との協議記録簿の要旨の中塚議員からのご質問の1点目、病院の新設、建て替えの件でございます。

野洲市の場合は、本来新設という考えでございますけれども、しかし、県に対して、今回のケースは、野洲市には、野洲病院とある前身の病院があるが、この調書は建て替えとして書くべきか新設として書くべきかと確認をさせていただきました。この結果、県からは、今回のケースは、野洲市としては新設であるが、現病院があるので、建て替えとして記入して下さいという指示がございましたので、この調書の中には建て替えということで、県も新設ではなく「建て替えは必要」という表記になっておるといことでございます。

以上、ご報告させていただきます。

○議長(市木一郎君) 中塚議員。

○1番(中塚尚憲君) 次、行きます。

公共機関における禁煙の取り組みについてご質問させていただきます。

前日も同じように、野洲市役所内に限ってですけれども、分煙の取り組みについてお伺いさせていただきました。

その後、3カ月弱しかたっていませんけれども、速やかに、おかしなぐらいスムーズに進んでいったようには感じておりますので、このまま見送ろうと思っていたんですけれども、ネットで受動喫煙に対するニュースを見たので、改めてもう少し踏み込んでお伺いさせていただこうと思って、今回質問させていただきます。

5月19日のニュースにて、横浜市で職場での受動喫煙によって心臓病を再発したとして、民事訴訟で会社側は100万円支払うことで和解したというニュースが飛び込んできました。やっぱりまだ受動喫煙という部分においては、会社側は、しっかりした分煙の取り組みであったり禁煙の取り組みをしていないとそういう可能性があるという部分で引っかかって、そこからまた資料を探してみたいです。そうすると、1月23日のニュースで、政府は、受動喫煙防止のため対策をとらない施設管理者を罰則付きで規制する新法の検討を内閣官房や厚生労働省、農林水産省、国土交通省などによる検討チームを立ち上げ、学校、病院、官公庁など、公共施設は全面禁煙とし、2020年東京オリンピック、パリオリンピックに向け、世界的に見て遅れているとされている受動喫煙対策を強化するというような文言があったんです。その前には、健康増進法で努力義務という部分だけしか僕はそのときは知らなかったもので、さらに強い罰則が出てくるというものを目の当たりにして、そうしたら、公共機関においては、今後どのように対策をとっていかれるのかとさらに突っ込んで聞かせていただきたい。将来性の部分も聞きたくなかったので、ここで質問させていただきます。

すいません、ちょっと前段が長くなりました。

前回の一般質問後の禁煙の取り組みについてお伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） 中塚議員の公共機関における禁煙の取り組みについての1点目のご質問、前回の一般質問後の禁煙の取り組みについてでございます。

28年の2月、先回の議会の閉会后、庁舎施設内における受動喫煙を完全に防止しようということで、庁舎建物内は全面禁煙といたしまして、それまでの本館、この建物の3階、それから東別館の2階の建物内にございました喫煙所をそれぞれ、この平成28年3月末日をもって閉鎖いたしました。平成28年4月1日から執務建物から一定離れている庁舎

裏の倉庫前を屋外喫煙所として設けてございます。

また、北部合同庁舎、それから中主防災コミュニティセンターにおきましても、従来は庁舎の出入り口付近に喫煙所が2カ所ございましたけれども、これも閉鎖いたしまして、新たに屋外喫煙所として庁舎の執務建物の開口部から一定距離のある文書庫前に1カ所設けております。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 中塚議員。

○1番（中塚尚憲君） ありがとうございます。

具体的に減らした数等を教えていただいたんですけども、多分、もっと具体的にいろいろしていただいていると思うんです。のれんを付けたり、看板を出したりとか、いろいろ変わっている点というのは見受けられているんですけども、職員に対して、努力義務という部分で、移動してそこに行ってくださいとか、喫煙者にもちょっと頑張ってくださいかなあかん部分が出てきたと思うんです。そのときに、喫煙場所のエリアについてであったりとか、その辺、細かく伝えられているかどうか、確認させていただいてもいいですか。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） 喫煙場所のエリアというのは、その……。

○1番（中塚尚憲君） どこまでの範囲が喫煙場所なのかが。あそこやと……。わかりません。

○総務部長（遠藤伊久也君） 当然、あそこで見た限り、ちょっと囲っておりますので、その範囲内で喫煙をしていただくというのが。具体的に何メートルとかそんなふうには指示はいたしておりませんが、喫煙場所ということで職員には周知をさせていただいております。

○議長（市木一郎君） 中塚議員。

○1番（中塚尚憲君） ごめんなさい、今、何で聞かせていただいたかという、僕もそのつもりやったんです。そのために入り口の両方にのれんが立ってあって、その中が喫煙所というのがわかるようになって、すごくわかりやすくなったんです、ここで吸ってはるなって。

ただ、きのう、議会終わり、夕方になるんですけども、風が強かったと思うんですけども、のれんから出ている人も見受けられているんです。言ったら、公共機関ですよ。まち中で個人がやっているのとはちょっと話が違うと。公共機関に置いている喫煙場所と

いうのは、やっぱりそれなりに真摯に受けとめてしていただかないと、示しがないと思っただけです。そういう例というのは、御存じありますか。本当にそこでやっている、やっていないという、そこら辺はしっかり監督してはるかどうか、お伺いします。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） のれんのかかっている、それ以外での喫煙があることを認識しているかというご質問だと思うんですけども、当然そういう場面も、私も見かけたことがございます。そこをきちっとどこまでやるかということになりますと、そこは常識の範囲というのもあると思うんですけども、一定、その1歩出たらだめかと言われると、そこを厳罰にというところまでは必要はないのかなと考えております。

○議長（市木一郎君） 中塚議員。

○1番（中塚尚憲君） わかりました。

今、思っただけは野洲市がそういう形で分煙に対する取り組みの姿勢というのをお伺いしました。

あと1点、そのまま車で道路側に出ていくときに、右手に駐輪場があると思うんですけども、あのあたりまで煙が来ていたんです。ちょうど暑かったので、窓をあげながら帰っていったんですけども、そこまで受動喫煙の可能性について、言ったらあそこというのは小学生も前の歩道であつたら通って帰ったりもしますし、駐輪場ということは車に乗れへん方、若い子も入ってくるでしょうし、自転車に乗っているお母さんとか子ども連れというのも可能性はあると思うので、その辺に対する取り組みがまだちょっとできていないなど。本当にきのう、ここまでおいが来ている、僕自身が吸わないので敏感過ぎるのかもしれないですけども、実際、受動喫煙において、公共機関という部分においてはもうちょっと厳密に規定しはってもいいのではないかと思いますけど、そのあたりいかがでしょう。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） そこまで煙が行くかどうかというのは、どこまで影響があるかというのは、ちょっとはっきりはしないんですけども、そのあたりを突き詰めていきますと、学校あたりですと敷地内全部禁煙というような取り組みもありますけども、現段階ではこの施設の状況等もございまして、喫煙の環境面もございまして、今までこういう段階で進めてきておりますけれども、今後につきまして、またそういうことも検討させていただきます。

○議長（市木一郎君） 中塚議員。

○1番（中塚尚憲君） ありがとうございます。次に進みます。

野洲市健康福祉センターでの禁煙の取り組みについてお伺いたします。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） 野洲市健康福祉センターでの取り組みでございますけれども、平成21年度までは建物内は完全禁煙としまして、屋外に喫煙所を設け、分煙という形をいたしておりました。平成22年度より敷地内は全面禁煙という格好にいたしております。

○議長（市木一郎君） 中塚議員。

○1番（中塚尚憲君） ありがとうございます。

次に、野洲図書館での禁煙の取り組みについてお伺いたします。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） こちらは、施設内は完全禁煙といたしまして、屋外喫煙所につきましては、建設当初から平成27年の5月までは正面玄関の入り口付近に喫煙の場所を設けておりました。受動喫煙の防止ということで、平成27年の5月以降は、一定屋外の離れた場所で屋外喫煙所という形で設定をいたしております。

○議長（市木一郎君） 中塚議員。

○1番（中塚尚憲君） ありがとうございます。

次に、その他の公共施設における禁煙の取り組みについてお伺いたします。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） 野洲市が所管しております公共施設のうち、健康福祉センターのような市民の健康維持を目的とした施設、あるいはまた保育園、あるいは幼稚園等の主な利用者が未成年であるような施設につきましては、今、既にもう敷地内を全面禁煙といたしております。一方、成人が主な利用者でございます施設につきましては、今のところ原則建物内を禁煙といたしまして、屋外に喫煙所を、建物から一定離れた箇所に設けるような形といたしております。建物内における受動喫煙を最大限防止という形で、現在のところそうした措置をいたしておるところでございます。

なお、一部の施設におきましては、屋外喫煙所を指定しているものの、その立地あるいは現施設配置等の条件によりまして建物開口部からの距離が十分でない施設が見受けられるということから、これらの施設については、今後早急にまた改善をしていくべく検討し

てまいりたいと考えてございます。

○議長（市木一郎君） 中塚議員。

○1番（中塚尚憲君） その受動喫煙の危険性があるという施設を、わかる範囲で構いませんのでお教え下さい。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） 改善する余地がある施設ということで、今、屋外喫煙所はございますけれども、建物の開口部と近接しているというようなところで、各コミュニティセンター。コミセンやすは除きます。他のコミセンですね。それからB&G海洋センター。あとは、ちょっと敷地が狭小なところということで、各消防団詰所、こうしたところについては、屋外喫煙所が設けられていない。それから、屋内の喫煙所で分煙という形をとっているところということで、防災センター、あるいは祇王の分団詰所といったところが今後何らかの改善の余地があると考えております。

○議長（市木一郎君） 中塚議員。

○1番（中塚尚憲君） ありがとうございます。

今、改善の余地があるというような形でお伺いしておりますけれども、野洲市での禁煙に対する姿勢、最初に述べさせていただいたように、国の方から健康増進法以降で罰則付きという部分でちょっと強目の公共機関での禁煙を求められる部分が出てくるかと思えますけど、その辺を踏まえて、野洲市というのは今後どのように考えてはるかだけ、お伺いさせて下さい。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（遠藤伊久也君） 今も申し上げましたけれども、所管しております公共施設、一部改善する余地はあるというものの、建物から一定離れた屋外喫煙所を設けるという格好で、今、なっておりますけれども、22年2月25日には、厚労省からの通知にもありますように、受動喫煙の防止対策ということで、多数の方が利用する公共空間、これは原則として全面禁煙ということもあるべきということも出ておりますし、今回の、今、中塚議員がおっしゃったこともございますので、今後のこうした法整備の動向等を踏まえながら、禁煙対策、前向きに取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（市木一郎君） 中塚議員。

○1番（中塚尚憲君） ありがとうございます。終わらせていただきます。

○議長（市木一郎君） 次に、通告第12号、第14番、鈴木市朗議員。

○14番（鈴木市朗君） 第14番、鈴木でございます。

今日は、私、2題の質問を提出させていただきます。

今日はまた早朝より、農業委員会の会長さんがわざわざ農地法第3条第1項についての私の質問にご参加いただきまして、本当にありがとうございます。私の質問に対して、ご教授のほどをよろしくお願い申し上げまして、質問をさせていただきます。

まず最初に、訂正をお願いしたいんですが、以下お尋ねする中で、1番の農地法第3条第12項という、ちょっとパソコンの間違いで、これ、第1項の規定でございますので、ご訂正のほどをよろしくお願いいたします。

農地法第3条第1項については、私が申し上げるべきことではないんですが、やはり優良な農地を散逸させるようなことがあってはならないという1つの決まりということで私は理解しております。ですから、今回、この野洲市における優秀な美田を市民の財産として残すべき考え方を会長さん等からご説明をお聞きしたいという趣旨でございます。

それとか、平成28年4月1日、滋賀農政第220号農政法第3条第1項の規定による許可は、同条第2項第1号の規定により当該農地がその権利を取得しようとする者またはその世帯員、要するに取得者によって耕作の事業に付されることが確実であると認められる場合に限って許可するとされ、権利移動統制の厳正な運用に努めておられます。

しかしながら、許可に係る農地の所有権を取得した後、短期間のうちに権利移動または転用（以下農転）がされる事例が依然として散見されることは、農地の効率的な利用及び農地法の施行上から見ても看過し得ない。滋賀農政第220号は、このような事例を防止するために出された通達だと私は思います。

そこで、まずお尋ねをいたします。農地法第3条第1項の規定による許可申請にあたっての措置はいかがされるのですか。

○議長（市木一郎君） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（南井耕治君） 鈴木議員お尋ねの農地法第3条第1項の規定による許可申請にあたっての処置についてのお答えをいたします。

農地の取得をしようとする場合は、許可申請には取得の目的の確認及び取得後の短期間でなされる転用等の抑制を図るため、必要な書類添付がされます。短期間での転用抑制のための書類とは、取得後3年以上は耕作の事業に供する旨の誓約書でございます。

以上です。

○議長（市木一郎君） 鈴木議員。

○14番(鈴木市朗君) ただいま説明を受けました。私もこれはよくわかっております。

取得後、3年3作というのが基本になっております。その基本が、例えば、所有者、権利者が取得後、自分が耕作しないで、これは請負耕作でも何でもいいです。その場合の、要するに法人農家やったら法人農家、これも全部やられます。大農家やったら大農家でこれはほとんど自分とこで耕作されます。ところが、場所が離れていたり、さまざまな地理的要件が厳しい場合は、違う方に耕作をお願いされます。違う方に耕作をお願いされる場合は、これは自作と言えるんですか。言えないんですか。

○議長(市木一郎君) 農業委員会会長。

○農業委員会会長(南井耕治君) お尋ねになった場合、権利取得した後、誰かに貸しているとかそういう場合のお尋ねだと思うんです。それでよろしいですか。

○14番(鈴木市朗君) はい。

○農業委員会会長(南井耕治君) 作業委託とか小作とかあるんですけども、違いといいますのは、作業委託につきましては、収益権というたらおかしいけど、収益されるお金を自分のとこでまたやるという形で、小作につきましては収益されたのは小作の方でありまして、その後、幾らかの小作料を支払うという形ですので、両方共、持っておられる方がどちらを選んでいるにしろ、それも作業委託の範疇に入るかと思えます。

○議長(市木一郎君) 鈴木議員。

○14番(鈴木市朗君) 確かに会長がおっしゃることは私も理解しています。

でも、実際、作業委託であるのか、作業委託でないのかというその見分け方が、判別がつかないんです。そういう判別をつけるには、どのような方法で判別されるんですか。

○議長(市木一郎君) 農業委員会会長。

○農業委員会会長(南井耕治君) 今も申し上げましたように、作業委託につきましては、例えば、お米がとれるとします。お米、とれた分は作業委託の場合は全部地権者というか権利者の方に戻ります。それで権利者の方がお売りになるか何かやって、その権利はあります。小作につきましては、小作された方がお売りになって、1反当たり1俵とか、あるいは8,000円とか、そういう形で地権者の方にお支払いになるという形で、そういう形で作業委託と小作の区別はされていると思うんですけども。

○議長(市木一郎君) 鈴木議員。

○14番(鈴木市朗君) 要するに、収益権の問題と小作の問題と、これ、2通りあるわけですね。小作の場合ですと、これも3年3作に当たるわけですか。

○議長（市木一郎君） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（南井耕治君） はい。具体的には、農業経営基盤強化法、特に集積、利用権の設定とかありますけども、こういう形も、そういう形になると思うんですけども。

○議長（市木一郎君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） 例えば、5反要件を満たしている者が遠距離で水田を確保しますね。例えば1町歩なら1町歩確保しますね。それを全部小作に出すと。それも、だから、3年3作という解釈でいいわけですね。

○議長（市木一郎君） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（南井耕治君） 極端な例でおっしゃられておるんだと思うんですけど、そのようなところに、私も、今、該当していないんですけども、農地法あるいは農業委員会法というのは、1つは有用な農地の確保あるいは集積とかありまして、もう1つは担い手の育成になりますし、法的に言うたら、おっしゃるのは、そこで耕作されていたら、私は支障はないかと思っています。

○議長（市木一郎君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） その辺の判断は市の農業委員会サイドで決定をされるわけなんですね。

○農業委員会会長（南井耕治君） はい。

○14番（鈴木市朗君） 例えば、今まで、私も農業をやってまして、しばらく農業を離れていますので、知識がないので、1つだけ教えてほしい部分があるんです。

今、中間管理機構というのができていますね。あれはどのような役目を果たす機構なんですか。

○議長（市木一郎君） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（南井耕治君） これは、先ほど言いましたように、土地の集約あるいは担い手が、土地が集まりやすいようにということと、出し手がまず手を挙げてこの田を出しますということと、それと買いたい人がこういったのを買いたいということで、マッチングというたらおかしいんですけども、うまく合って、耕作放棄地をなくすための施策だと思います。

○14番（鈴木市朗君） わかりました。ありがとうございます。

○議長（市木一郎君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） 次に、取得後3年を経過しない土地について、転用等の許可申

請がされる場合は、どのような扱いになりますか。

○議長（市木一郎君） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（南井耕治君） 先ほど申しましたように、3年3作、これは3条の条件になっております。そのような場合では、そういうので転用の目的がありましたら、原則的には申請の取り下げをお願いしております。ただし、耕作を主体的に取り組んでおられる本人とかが事故とかあるいは病気等になって耕作されなくなるような場合があります。この限りではございません。

○議長（市木一郎君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） ということは、当初の3条許可による取得者が当該農地の耕作を廃止することとなった理由の中に、今の会長の回答は当てはまるわけなんですか。

よろしいですか。

（「もう一度言って下さい」の声あり）

○14番（鈴木市朗君） もう一度言いますよ。

今の会長さんの回答では、当初の第3条許可による取得者が当該農地の耕作を廃止することとなった理由の中に、取り下げとか病気とか、さまざまなものが入ってくるわけですね。

（「はい」の声あり）

○14番（鈴木市朗君） それともう1点、お聞きしたいのが、誓約書等さまざまなものを出していかんことには、3条第1項の許可がおりない。これ、もう当然なんですけど、その中で、要するに機械の整備率、それから労働力人口、反別によって変わってくると思いますが、そうしたものはどのような形で精査されるんですか。

○議長（市木一郎君） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（南井耕治君） 3条申請なんですけど、許可での確認は、もう一度確認しときますと、全部効率利用要件というて、必ずその土地を申請者あるいは世帯者が効率的に利用して耕作を行うことができるかという確認と、農作業常時従事要件、これにつきましては、その申請者あるいは世帯員等が取得を行う耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるとか、あるいは下限面積が、先ほど鈴木議員がおっしゃいましたように、野洲市では50アール、5反になっていますし、それとか地域との調和要件です。これは、よそさんというか、その周りの土地に迷惑とかあるいは集約化とかそういうことがないかということと、そういうようなことがありまして、特に、農業委員につきまして

は地区割りしますし、意見委員の方でその辺の調整もありますし、その辺が条件ですし、法自体はよりよい農地を維持保全することが目的ですし、そういうことで機械やらそういうのも当然チェックの事項に入っていますし、労働日数も入っていますし、どんな機械を持つかもチェック事項に入っています。

○議長（市木一郎君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） ありがとうございます。

次の質問に入ります。

農業委員会は、当該申請が知事の許可権限に係るものである場合にその意見書のその他の参考事例の欄に、先ほど申しあげました（2）の検討事項について記載するものとする。これはただいま会長さんから回答いただいたものということで、私の方としては特段申し上げることはございません。

ただ、私が一番心配するのは、小作で3年3作という件について、例えば、ある企業が5反要件を満たしていると。それで農業者の資格を取っているということで、ある企業が10ヘクター、100ヘクター、ぼんと買いますわな。それは現実的な話じゃないとしても、そのときに企業は小作にぼんと出すという可能性も発生せざるを得んと思うんです。今、農業に関するTPPの問題もございませうけれども、農業に関する、企業が新しく目を付けているということが、食糧事情が、今はこういうふうなんです、これからの食糧事情がどう変わっていくかわからない時代に、企業がそういうことに参画した場合、企業自体が農業に進出してはだめですよという1つの縛りがあれば、ところが、企業が、例えば、企業の社員名で5反要件を満たして、10町歩、50町歩買って、個人名でやって、企業がどんどん参加してきた場合に、野洲のこの優良農地が企業に買い占められるとか、さまざまな部分がありますね。今、問題になっているのは、水田じゃないですけども、北海道あたりで中国の方が山林なんかボンボン買収しているでしょ。特に大事なことは、水源地のあるところを買収にかかっているんですよ。だから、そういうような事例は今後出てこんとも限らんわけですから、その辺の小作ということについての縛りを今後の農業委員会としてもどういうように取り組んでいかれるのか、その辺はしっかり議論をしていただく必要があるかと思いますが、いかがでございませうか。

○議長（市木一郎君） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（南井耕治君） 鈴木議員の危惧されていることは私らも同様なんですけども、法人要件というて、許可の要件に3条のところにも、先ほど抜かしましたけど法

人要件もありますし、それともう1つ、企業が持つ、持たないという形でありますし、特に近くでは兵庫県の養父では特区が設けられまして、それについても市の方が1回まとめて借りて企業に出すとかいうような方向で進んでいるようですので、危惧されることはお互い危惧してしますので、その辺も、ご意見、重々考えて、考慮して、今後、農業委員会の運営に図っていきたいと思います。

○議長（市木一郎君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） はい、ありがとうございます。

では、最後になりますが、市内においての農地の権利移設は、過去5年間で何件ぐらいで、面積はどれぐらいあったかということをお願いできますか。

○議長（市木一郎君） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（南井耕治君） お答えいたします。

市内において、農地の権利移設または過去5年間の件数と面積についてお答えいたします。

平成23年度から平成27年度の5年間につきまして、農地の所有権移転につきましては、農地法第3条1項の許可につきましては、件数は184件、面積は39.6ヘクタール、平米でいきますと、39万6,425平米になっております。農地法第4条1項8号の届けにつきましては18件、これは0.27ヘクタール。平米換算しますと、2,744平米です。それと、市街化調整区域農地での所有権移転を伴う転用につきましては、5条申請につきましては83件、面積は5.5ヘクタール、5,500平米です。市街化区域農地での所有権移転を伴う転用につきましては、農地法第5条1項6号につきましては113件、7.27ヘクタールで7万2,725平米となっております。

以上です。

○議長（市木一郎君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） ただいま丁寧なご回答をいただきまして、本当にありがとうございます。

資源豊かな野洲市の農地を守っていってもらうのがやはり農業委員会さんのお役目でございますので、私も会長さんの今の回答を聞いて意を強くしているところでございます。

しかしながら、市の財源確保、さまざまなことによって、市街化区域に地区計画によって編入していかなければならないという事例もございます。それはやはり市の際たる財源確保の一環としてやっていくべきものであって、5条申請によって農地が減る、そうする

と、野洲川ダムの受益地であるがためにダムの維持、管理にも支障が出てくると思いますが、今後におきましても、農業委員会さん、一つ野洲の優良な農地を末永く守っていただくことをお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

本日は本当にありがとうございました。

次に、震災対策と病院建設についてお尋ねしたいと思います。

熊本地震で被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。また、行方不明になられた方、一日も早い発見ができますことを心から願っているところです。お亡くなりになった方は、心より追悼の意を表したいと思います。

さて、今後、いつどこで震災が起こるか想像もつかない昨今、本市での震災の備えが十分であるのか懸念を抱いております。せんだっての質問の中でも、震災と防災対策の質問等々ありましたが、野洲市ではそれに先んじていち早く市内の洪水マップ、地震マップを各戸に配布され、そのマップによって市民は安心を享受できているのかと私は感じて、感謝を申し上げたいと思います。

さて、そこでお伺いいたしますが、これは新耐震基準法施行前の、昭和57年以前の建物、その一般住宅建築の戸数はいかほどですか。

○議長（市木一郎君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） それでは、鈴木議員の耐震対策と病院建設についての1点目でございますが、昭和57年以前、新耐震基準法施行前の一般住宅建築戸数につきまして、お答え申し上げます。

新耐震基準の基準法施行前の住宅につきまして、昭和56年6月1日からの改正建築基準法適用前に建築確認を受けた住宅がご質問に相当するものであると考えておりますが、その正確な戸数については把握してございませんので、お答えすることはできません。

ただし、昨年度策定いたしました野洲市耐震改修促進計画の中で、平成25年に総務省が実施いたしました住宅土地統計調査から昭和56年以前と昭和57年以降の建築物についての推計による住宅数はございますので、その数を申し上げますと、昭和56年以前は木造、非木造、合わせまして4,654戸、昭和57年以降は同じく1万2,736戸となっております。

以上、お答えとします。

○議長（市木一郎君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） ありがとうございます。

以前、この耐震診断をされたところに、当時の行政としては補助金を出して耐震診断をなささいという施策が出ておりましたが、結果、これ、4、5年続いていたと思うんですね。耐震診断をされた件数と補強された件数、耐震診断を受けても、要するに診断によって補強していくということはかなりの経費がかかるのでかなり少ないと思いますが、その件数はいかにほどになっていますか。

○議長（市木一郎君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） それでは、鈴木議員の2点目の耐震診断件数と補強された件数についてお答えさせていただきます。

ご質問の耐震診断件数につきましては、個人で実施されました件数についての把握はしておりませんので、全体数としてお答えすることはできませんが、市がかかわった木造住宅耐震診断員派遣事業の実績件数に限って申し上げますと、平成16年度から平成27年度までの実績でございますが、271件となっております。

次に、補強件数でございますが、先ほどの野洲市耐震改修促進計画の中で、これも住宅土地統計調査から国の推計値比率を用いた値によりますと、木造住宅が3,739戸のうち88%に当たります3,290戸、非木造住宅915戸のうち24%に当たります220戸が耐震性能不十分戸数に該当するものでございまして、そのうち補強済み戸数につきましては、これも推計値になりますが、木造、非木造合わせまして150戸となっております。

以上、お答えといたします。

○議長（市木一郎君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） ありがとうございます。

熊本地震を踏まえて、私も病院建設等を兼ねてこういう質問をしているわけでございますが、テレビ等で見ておりますと、57年以降の新耐震基準法で建てられた家屋が倒壊しているという事例もございます。それはどういうことが原因かということもテレビでやっていたけれども、それは今、この場で私が申し上げることでもないわけですので、市民の安心安全を守るために耐震については行政の方も一つ力を入れていただきたいという思いでございます。

そして、もう1点の私の狙いは、野洲病院です。この野洲病院について、私は今回、力点を置いて質問したいと思います。

税法の定める建物の耐用年数と法的耐用年数の差異について、聞くところによると、法

的耐用年数というのはいないんですね。建築学会が出している耐用年数というのがあると聞きしているんですが、税法で定める耐用年数というのが、例えば、木造、鉄骨、鉄骨の場合は3ミリと4ミリがございます。それで、RC、鉄筋ですね、その耐用年数をお教え願いますか。

○議長（市木一郎君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） 鈴木議員の3点目の税法の定める建物の耐用年数と法的耐用年数の差異につきまして、お答えします。

ご質問の税法上の耐用年数につきましては2つの基準がございます、1つは財務省令による減価償却に係る耐用年数。これは所得税法に基づくものでございまして、もう1つは総務省の告示による経年減点補正に係る耐用年数。これは固定資産税を規定している地方税法に基づくものでございます。

一方、建築基準法をはじめ都市建設部に関連する法令につきましては、耐用年数に関する規定は、先ほど鈴木議員もおっしゃったように、法的な定めはございませんので、ここでは税関連の2法の基準についてお答えをさせていただきたいと思っております。

それぞれの耐用年数を住宅の主体構造別に所得税法上、地方税法上、この順番で申し上げますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、鉄骨造でございますが、3ミリメートル以下では19年と20年、3ミリメートル以上4ミリメートル未満では27年と30年。4ミリメートル以上では34年と40年になってございます。

次に、鉄筋コンクリート造でございますが、これにつきましては、47年と60年になってございます。

なお、木造につきましては、所得税法上では22年に対し、地方税法上では評点によって15年から35年の幅がございまして、その中で20年が最も建築数の多い年数になってございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） ありがとうございます。

私が申し上げておりますのは、あくまで税法の定める耐用年数でございます。その差異について、ただいま説明を受けました。

次に、4番目として、特定医療法人御上会野洲病院、現野洲病院の耐震状況及び経年の

耐用年数について伺います。

○議長（市木一郎君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（大藤良昭君） それでは、4点目の現野洲病院の耐震状況及び経年と耐用年数についてお答えさせていただきます。

現野洲病院の各建物の耐震状況につきましては、東館は昭和56年改正の新耐震基準以前の建物でございますので、耐震診断の結果、現在の耐震基準における耐震強度を満たしていないということが確認されています。また、東館の構造上、耐震補強が困難であることから、現在も耐震対策は未実施になっております。

また、野洲病院の各棟の建築年と建築年数につきましては、東館は昭和55年竣工で築35年、西館は平成3年竣工で築24年。北館は平成11年竣工で築16年になっております。

また、国が定めております減価償却資産における病院建物の償却年数は、先ほど都市建設部の方から60年、47年という報告があったんですけども、私の方の確認では、法は建物の用途別に分かれておりまして、店舗、病院用の建物は39年という例がございます。このことから、各棟の残存年数は、東館は4年、西館は15年、北館は23年になります。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） ただいま政策監から回答をいただきました。私もそれなりに資料等を調査して、質問をさせていただいております。

次の項目に入ると、前後する可能性があるのですが、ご容赦を願いたいと思います。

野洲政風会が、設計予算が可決した後にこういうものを新聞折り込みで配布されております。

ただいま政策監の回答、また、私のこの資料を挙げてみても、既に東館、西館というのは耐用年数を迎えているわけなんです。一番新しい北館でも、耐用年数はあと残り23年なんです。皆さん、見られてもわかるように、西館の場合、野洲の小学校から道路を挟んで西館を見てごらんください。あのクラックの状況、あれ、ただごとじゃないですよ。恐らく鉄筋に雨水が浸透して、中の鉄筋は腐食して、膨張して、コンクリートを圧迫しているというような状況に近いわけです。そのような状況の建物を、このビラから見ると、新築の半分以上でやれるとか、さまざまなことが書いております。これは、もっと調査して、市民に正確なものを伝えるのが議員の役目だと私は思います。私のところにも、「鈴木さん、こ

「ちがええね」とおっしゃる方もおられました。いや、そうじゃないよ。例えば、建物の構造体はそれであっても、病床はどうしようもないんですよ。現病院は、床面積が53.5平米であり、最近の同床規模病院の平均値は72.4平米。比較すると19.1平米の差があるんです。これは医療法で定める多床室での1床あたりの必要床面積6.4平米が確保されておらず、変則上、これは違法状態で、今、やられてるんです。違法状態なんです、これ。野洲病院の何は。これは、皆さん、もう共有されていますね、これは皆。共有されているものですよ。

この問題だけじゃなしに、さまざまな諸問題があるにもかかわらず、こういうようなことを出しておられる諸君に、私は異議を申し上げたいんです。そしてまた、ファックスでいただいた理事者側との懇談会、実現していませんわね。これに対して、理事者側は懇談会したら、自信があつたらはっきり受け入れたらいいんですよ。それから、耐震判定のI s値。これも全ての建物において充足されてないですよ。

そういうさまざまな事案があるにもかかわらず、いかにも正当な理由らしきものを付けて、これを出しておられます。市民は混乱されますよ。今、言うたように、多床室での個人のプライバシーも守れない、介護の人も付き添えないというような状況の中で、これは医療法としては不適格、こんなことは、もう皆さんよく御存じだと思います。199床全て改築しようと思ってもこれはできないですよ。それから東館を建て替える。まず場所がないです。建て替えるにしても場所がない。その間の医療業務、どないされるんです。それでさえ、湖南広域で構成している小児救急、それもないでしょ、今。野洲病院、できないんですよ。前回のときも言いましたが、湖南広域にも出ておられる議員さん、恥ずかしくないのかというような思いですよ、私は。草津、守山、栗東、全て小児救急、やっていますよ。やってないのは野洲だけです。

だから、一日も早く、市民が安心して暮らせる病院をつくり上げていくのが我々の責務だと、私は思います。

今、駅前がどうか、何がどうかと。例えば、皆さん方も視察に行かれたでしょ。愛知県名古屋市緑区の大高駅駅前にある南生協病院に行かれたこと、あるでしょ。本当の駅前ですよ、あそこは。病院の中を歩いて改札口に行かれる。病院へ入るまでにはそれなりの店舗が集中している。そして、300メートルほど行ったところにはイオンがあります。そうした中で病院を展開しておられます。運営は良好です。そうしたことを私たち議員が視察に行くと、目の当たりにしているにもかかわらず、どうして理解ができないのか、それが

不思議でたまりません。そんなもの、政務活動費を使うて研修に行った意味がありません。費用が無駄です。だから、私が言うのには、今度、うちの常任委員会では、加賀温泉駅前に新しくできた加賀市民病院、駅から歩いて200メートルほどのところです。そこに加賀市民病院が建設されております。環境経済常任委員会、所管外れですが、どうしてもそこへ研修に行こうということで決まりました。だから、駅前での病院というのがどういうものなのかということを我々議員としては的確に判断していかなければならないと思っております。

最後に、野洲病院支援継続可能性調査業務委員会報告書が示すように、野洲病院は業務継続が困難、2月議会では予算……。

(「議長。休憩、お願いします」の声あり)

○14番(鈴木市朗君) 設計予算が可決されるにもかかわらず、会派の反対議員から新聞折り込みに広報されている内容について、市長の見解を求めたいと思います。

以上です。

○議長(市木一郎君) 市長。

○市長(山仲善彰君) 鈴木議員から野洲市議会のある会派からの新聞折り込みの内容の見解を求められました。

きのうも同じ意見がありましたけども、それは当事者からでしたし、付加情報もありましたので、本来は、きのうご説明したように、その当事者にも公開での話し合いがかなわなかったもので、十分な情報がないからお答えしないという予定だったんですけども、直近にその方の情報がもう1つ付加されたみたいなのが出たのでお答えしました。

鈴木議員は他会派ですので、今の野洲市議会の雰囲気からしたらもうコメントしない方がいいかと思います。残念ながら、もう何か自由な議論ができないような雰囲気になりますから。

ただ、従来から申し上げているように、一言だけ申し上げます。大半はきのう図らずも申し上げましたから、別の観点から。

耐震化ができてない。野洲病院かどうかは別として、耐震化ができてない財産を市が取得する。これは不適正です。背任行為になります。過去にもそれをやっている。デットが付いている、借金を寄付いただいているわけですし、それと同じことを繰り返してはならない。この一言で全てがご理解いただけるのではないかと思います。

以上、お答えといたします。

○議長(市木一郎君) 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） いろいろ申し上げました。私の見解としては、申し上げましたとおりでございます。

やはり、市民の負託に応えるためには、一日も早い新しい病院建設をすることを切に望みまして、私の質問を終わらせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

○議長（市木一郎君） 農業委員会会長より発言を求められておりますので、これを許可します。

農業委員会会長。

○農業委員会会長（南井耕治君） 先ほど鈴木議員の方から質問いただきました件で、当市内の5年間の農地の権利移動の件数と面積という問いがあったんですけども、そのとき、私、面積を言い間違えまして、訂正させていただきます。

市街化調整区域の農地で所有権移転を伴う転用で、第5条ですね、権利移動と、第5条の1項なんですけども、面積の方が5,500言うたんですけども、これが間違いで5万5,000でしたので、申しわけございませんでした。よろしくお願いします。

（「ありがとうございます」の声あり）

○議長（市木一郎君） 暫時休憩します。再開を午後4時40分とします。

（午後4時25分 休憩）

（午後4時40分 再開）

○議長（市木一郎君） 9条第1項の規定により午後5時までとなっておりますが、議事の都合上、会議規則第9条第2項の規定により本日の会議時間を延長したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市木一郎君） ご異議なしと認めます。よって、会議時間を延長することに決定いたしました。

引き続き一般質問を行います。

次に、通告第13号、第2番、北村五十鈴議員。

北村議員。

○2番（北村五十鈴君） 第2番、北村五十鈴です。

大きく2点、質問いたします。

最初に、農政新時代の展開に向けて、お伺いします。

まず、我が国の基幹的農業従事者数は、平成26年で168万人とされています。その中で、年齢階層別は40代以下16.9万人、全体の10%、30代以下8万人、全体の5%と少ない中、反対に65歳以上が106万人、全体の65%を占めていて、農業をめぐる現状は高齢化や後継者不足に厳しい現実となっています。

では、まず、この基幹的農業従事者数と年齢階層別に関して、本市の数字を推移も含めて伺いたします。

○議長（市木一郎君） 環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君） 北村議員の本市の基幹的農業従事者数についてのご質問にお答えします。

農林業センサスの数値でありますけれども、基幹的農業従事者数の数値であります。2005年、平成17年調査では30歳代以下は10人、40歳代以下は28人、60歳以上が419人です。ちなみに専業農家は118軒となっております。

2010年、平成22年調査では、30歳代以下は20人、40歳代以下は34人、65歳以上が400人、専業農家は99人となっています。

2015年、平成27年調査はまだ公表されておられませんけれども、推移といたしましては、若い農業者が少し増加傾向にある一方で、専業の高齢者の離農が専業農家の減少にあらわれていると思っております。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 北村議員。

○2番（北村五十鈴君） そんな中、日本農業の未来に向けて、国からいろんな見直し策が出ていますが、まず、大きな転機を迎える米の生産調整廃止について、伺いたします。

昭和46年から約50年間続いた米の生産調整ですが、平成25年、政府は5年後、30年産を目処に主食用米の生産調整を見直し、行政による生産数量目標の配分に頼らず生産者が自らの経営判断や販売戦略に基づいて需要に応じた生産ができるようにすることを決定しました。また、26年産から米の直接支払い交付金を半減し、29年産をもって廃止することとしました。

農家にとっては、この米の生産調整の歴史は、余りありがたい政策とは言いがたく、米政策改革大綱を踏まえて、国が一律的に転作面積を配分するネガ面積配分方式や、国が生産数量を配分するポジ数量配分方式に変更したり、個別所得補償の名称を経営所得安定対

策に変えたりと、どちらかと言えば度重なる変更で農家は翻弄されてきました。それに、今回の見直しに至っても、大きな課題が2つあると思います。

1つ目は、生産者やJAなどの集荷業者、団体が中心となって自主的に取り組む体制になりますが、需要に応じた生産を実施できるかどうかで、農業者がマーケットを見ながら自らの経営判断で米をつくるようにする。そんなことが果たしてできるのでしょうか。過剰作付が生じれば、米価の大幅な下落が生じ、大きな打撃を受けます。現に、平成19年は、生産者、生産者団体に生産調整を目標として取り組んだ最初の年でしたが、過剰作付が生じ、米価下落が起きています。

2つ目は、主食用米から飼料用米への転作が円滑に進むかどうかです。政府は輸入に頼っている我が国の畜産の現状から、トウモロコシを飼料用米に置きかえると450万トンに上ると試算していますが、問題は米づくりが盛んな地域と畜産が盛んな地域が必ずしも一致していないことや、県を超える広域の輸送が必要になると、その輸送費もネックになると考えます。このように、不安が多い政策決定が迫っている中、TPPと重なり、農家の不安は大きく、先行きの見えない中どう備えればいいのか、県や市の指針が気になることだと思われまます。

そこで、まず、本市の現状をお伺いいたします。

現在生産調整されている面積と、飼料用米に転作した場合のコンタミに対する対応をお聞かせ下さい。

○議長（市木一郎君） 環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君） 平成27年産の生産調整面積は、669ヘクタールであります。これは転作率約32%でございますけれども、また、主食用米の取り組み実績は15ヘクタールとなっております。

コンタミ、いわゆる異品種混入でありますけれども、その対応は基本的に主食用米と飼料用米の区別は、作付や収穫時期をずらすこと等により、コンタミの恐れはないものと考えております。

○議長（市木一郎君） 北村議員。

○2番（北村五十鈴君） しかし、改定もやむなしの現実も確かにあります。

昭和37年には米の1人あたり年間消費量は118キロでしたが、50年後の平成24年には56キロと半減していて、米にだけ交付金を払い続けることには国民の理解も得られない時期に来ていると思います。だから、米の生産調整を見直すことにより、何をどれ

だけ作付けるかを生産者の自主的な判断に委ねることには、誰も異論はないと思います。

しかし、問題は、どうして農業経営を安定させていくか、その仕組みをつくるかだと考えます。

では、あと、2年に迫った生産調整廃止に対して、現時点での本市の方向性や考え方、生産者への周知、その他備え方をお聞かせ下さい。

○議長（市木一郎君） 環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君） 国が示します需要見通し及び生産見通しをもとに野洲市の生産数量目標を示しまして、本市の特色であります麦、大豆を基本とした転作を引き続き行う方向で、今後、滋賀県そしてJAと調整、検討してまいりたいと考えております。

○議長（市木一郎君） 北村議員。

○2番（北村五十鈴君） 次に、平成27年9月4日公布、平成28年4月1日に施行されました農業委員会等に関する法律の改正についてお伺いします。

農業委員会がその主たる使命である農地利用の最適化をよりよく果たせるようにするために、新たな農業委員会制度が始まりました。大きく変わった点の1つが農業委員の選出方法で、地域の農業をリードする担い手が透明なプロセスを経て確実に農業委員に就任するようにするため、公選制を廃止し、首長、村長が市町村議会の同意を得て任命する方法に改正されました。中でも、第8条、首長、村長は農業委員の任命にあたっては、年齢、性別等に著しい隔たりが生じないように配慮しなければならないこととされ、そのため、それぞれの農業委員会の区域内での農業者の年齢別、性別構成を踏まえた上で、若者や女性が推薦を受け、または募集に応募するように働きかけを行うなど、若者や女性について適切な人数を任命することが重要であるとしています。ですから、あらかじめ若者や女性の定数の枠を設け、その枠だけ満たせばよいといった運用は適当ではありません。

それでは、現在の本市の農業委員の年齢別、性別構成を教えてください。

○議長（市木一郎君） 環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君） お答えします。

60歳代が14人、うち男性が13人、女性が1人でございます。70歳代が9人。全て男性でございます。80歳代が1人。男性でございます。

以上です。

○議長（市木一郎君） 北村議員。

○2番（北村五十鈴君） 続いて、定数についてお伺いします。

改正後、農業委員の定数については条例で定めることとされていますが、農業委員会の会議を機動的に開催できるようにするため、現行の半分程度にすることとされました。この改定に基づき、本市の場合の定数を現行及び改定後、共にお聞きいたします。

○議長（市木一郎君） 環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君） 現在の農業委員の任期は平成29年7月までとなっております。現行の定数は24人です。法改正後の定数につきましては、議員おっしゃるとおり、現行の半数程度とされておりますので、来年、29年7月までに今後検討していく予定でございます。

○議長（市木一郎君） 北村議員。

○2番（北村五十鈴君） では、今お知らせいただきました改正後の予定定数を12人とした場合、本市としての若者や女性の適切な人数はどう考えておられるのかお伺いします。

○議長（市木一郎君） 環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君） 先ほど回答いたしましたとおり、今後の定数等の検討の中で、その件についても検討してまいりたいと考えております。

○議長（市木一郎君） 北村議員。

○2番（北村五十鈴君） 次に、今回の改定には、農業委員とは別に、担当区域における農地等の利用の最適化推進のための現場活動を行う農地利用最適化推進委員を新設すると思いますが、農業委員との立ち位置はどう考えたらいいのでしょうか。

○議長（市木一郎君） 環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君） 国では、農地利用最適化推進委員につきましては、主に今後、耕作放棄地の発生防止、解消のための現場活動とされておりますが、本件につきましては、今後、協議、検討していく必要があると考えております。

○議長（市木一郎君） 北村議員。

○2番（北村五十鈴君） 今回、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律、農業委員会等に関する法律の改正以外に、農業協同組合の改正や農地法の改正の3本立てになっており、また、趣旨には農業の成長産業化を図るため6次産業化や海外輸出、農地集積、集約化等の施策を活用する経済主体等が積極的に活動できる環境を整備する必要がある。このため、農協、農業委員会、農業生産法人の一体化見直しを実施するとあります。環境の整備をするから、農業に携わる者が創意工夫して積極的に最適化を考えて下さいと受け取れます。

そこで、今回の改正された3本立ての法律により、本法律改正の及ぼす影響についての見解と、実際、何がどう変わるのか、どんな変化が考えられるのか、また、市の方向性、考えをお聞かせ下さい。

○議長（市木一郎君） 環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君） 今回の法改正におきます1点目の農業協同組合法の改正では、地域の農協が地域の農業者と力を合わせて農作物の有利販売に創意工夫を生かして積極的に取り組めるようにされておるところでございます。

2点目は、農業委員会等に関する法律の改正では、農地利用の最適化の推進に取り組み、より体制を強化し、農地の有効利用を進め、農業経営のさらなる発展を図るものとされておるところでございます。

3点目は、農地法の改正でございますが、担い手である農業生産法人の経営の発展、6次産業化などの効果が考えられるところでございます。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 北村議員。

○2番（北村五十鈴君） 先にお聞きいたしました生産調整廃止も農業委員会の改革も、TPPを踏まえた農政新時代への転換に向けて農業をめぐる現状に対する改革だと考えます。

だとしたら、農政新時代とはどんな未来を言うのでしょうか。私は、生産者の持つ可能性と潜在力がいかんなく発揮でき、夢と希望の持てる日本農業の未来を目指していると考えます。そしてその具現策として、国が示したのが平成27年3月に閣議決定されている新たな食料・農業・農村基本計画です。この計画は、これまでもおおむね5年ごとに見直されてきましたが、今回の目玉は食料自給率の目標をカロリーベース、生産性ベース共に平成37年までの指標を初めて公表したことだと思います。その上で講ずべき施策を幾つか挙げています。例えば、和食の保護・継承の推進、農林水産物・食品の輸出、都市・農村交流等です。しかし、本丸は、農業の持続的な発展であり、そのための担い手の育成、確保だと言っています。その上で、より具体的な策の1つとして、女性農業者の能力が最大限発揮できる環境の整備としています。もともと農業における女性の就業率は50.7%と高いのですが、その就農内容は、多くの女性が嫁として、家業としてという位置付けであって、労働力として手伝っている域に過ぎませんでした。そこで、今回の基本計画では、女性農業者が輝ける施策として、地域農業に関する方針等に女性農業者の声が反映できる

よう、市と農地プランを検討する場への女性農業者の参画を義務付けると共に、先ほどの農業委員会及び農業協同組合の役員等への女性の登用を推進しています。

そこで、まず、お伺いします。

本市の女性農業経営者と呼べる担い手農業女子はどれくらいおられますか。

○議長（市木一郎君） 環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君） 本市の女性農業経営者、ここでは女性の4人の方が認定農業者として認定を受けておられるところでございます。

○議長（市木一郎君） 北村議員。

○2番（北村五十鈴君） ちなみにその4人の方はいつから認定を受けられたんでしょうか。

○議長（市木一郎君） 環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君） 今、手元にいつからという数字はございませんけども、40歳代、50歳代、60歳代、70歳代、それぞれ1名ずつおられます。期日はわかりません。

○議長（市木一郎君） 北村議員。

○2番（北村五十鈴君） では、基本計画で推進している女性農業者の積極的な活用を図るための取り組みを本市ではされていますでしょうか。されていたら、内容を教えて下さい。

○議長（市木一郎君） 環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君） 家族経営協定というものがございます。家族経営協定と申しますのは、近代的な家族農業経営の実現を目指しまして、経営の方針や家族一人ひとりの役割、就業条件、就業環境などについて、家族みんなで話し合いながら第三者の立ち会いのもと取り決めをされることとなっております。これが家族経営協定というものでございます。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 北村議員。

○2番（北村五十鈴君） 女性農業者だけに限っては、何かありますでしょうか。

○議長（市木一郎君） 環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君） 女性農業者に限っては、今のところはございません。あくまでも家族経営の中での話でございます。

○議長（市木一郎君） 北村議員。

○2番（北村五十鈴君） また、女性が得意とするコミュニケーション能力を生かした新たな商品やサービス等を展開する農業女子プロジェクトの活動を、本市の女性にお知らせいただいているでしょうか。

○議長（市木一郎君） 環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君） 農業女子プロジェクト活動でございますけども、これは農林水産省経営局就農女性課に事務局を置いており、農林水産省のホームページ等で周知啓発をされておまして、市独自では、広報は行っておりません。

○議長（市木一郎君） 北村議員。

○2番（北村五十鈴君） これからは周知していただく予定はございますでしょうか。

○議長（市木一郎君） 環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君） そういったお問い合わせがあれば、個々に対応してまいりたいと考えております。

○議長（市木一郎君） 北村議員。

○2番（北村五十鈴君） 知らない方も多いと思われますので、対応があったらではなく、できましたらどこかでお知らせいただけたらと思います。

平成26年度から輝く女性農業経営者育成事業にある支援策の女性の次世代リーダー実践型研修や女性活躍経営体100選（WAP100）等の周知推進はされていますでしょうか。

○議長（市木一郎君） 環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君） 特に推進は行っておりません。輝く女性農業経営者育成事業につきましては、先ほどと同じでございますけども、問い合わせがありましたら個別に対応してまいりたいと考えております。

○議長（市木一郎君） 北村議員。

○2番（北村五十鈴君） こちらの方も、できましたら、問い合わせがある前にどこかでお知らせいただけたらと思っております。

先ほどの農業女子プロジェクトですが、研修に行ってきましたが、発足当時は全国で37名だったのが2年ほどで10倍になり、現在372名、民間参加企業25社、サポーターも265名、現在は47都道府県で誕生しています。

メンバーの年代別構成も7割が30代、40代です。プロジェクトから生まれた農業女

子パックのカラフルな軽トラや仮設トイレ、女子用トラクター等、多彩な成果が出ていて、女性農業者の存在感を高めて、職業として農業を選択する若手女性の増加にも一役買っていました。これからは農業にもイノベーションが必要だと考えます。食の一番近くにいる女性です。女性らしい感性ややわらかい頭で、農業を家業から事業へとつなげていくことが新規就農、経営継承や農政新時代の展開に向けて必要だと思います。私が出会った女性たちは、「私の仕事は農業です」と答えてくれました。

最後に、お聞きいたします。

本市にも専業で農業に向き合って頑張っておられる女性たちがいます。そんな農業女子が本市にもますますふえるように、行政からも発信、研修、検討、議論する場をつくってほしいと思います。女性農業者が能力を最大限発揮できる環境整備の具体的な市の方向性を問います。

○議長（市木一郎君） 環境経済部長。

○環境経済部長（白井芳治君） 男女を問わずして、農業後継者問題、担い手の確保の問題は、野洲市におきましても現在大きな課題でございます。新規就農者が少ない状況の中で、男女を問わず市としても相談を受けている状況でございます。今後も引き続き要請に応じた情報提供に努めてまいりたいと思います。

それと、先ほどご質問がありました女性農業経営者の認定農業者でございますけども、平成24年に2人、25年に1人、26年に1人の認定を受けておられるところでございます。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 北村議員。

○2番（北村五十鈴君） ありがとうございます。

続いて、次の質問に移ります。

私は、議員になった当初の一般質問で、女性管理職の登用拡大を問いました。ここにおられる部長クラスの半分が女性になったらいいのにと、そんな嬉しい第1歩が今定例会から始まりました。

せんだっての勉強会でも、前列に並んでおられた次長クラス6人中3名が女性でした。積極的な女性管理職登用の結果、本市の全管理職のうち女性管理職の占める割合は34.2%となり、女性それぞれにおいてリーダーシップと能力をさらに発揮できる環境を整える人事となった評価は大きいと思っております。

また、国も「女性の輝く社会を」と聞かない日がないくらい提唱しており、先般、女性活躍推進法も成立しました。

間違いなく、女性の社会進出は増加しています。しかし、そうかといって、女性のきのうまでの現実、家事や育児、介護の負担が減るわけではなく、どちらも両立させていかななくてはならないのですから、それはそれで想像以上に大変です。それに、女性は、とすると、自分のことは後回しにして家族や友人のことを先に何とかしなければと考えがちで、ついつい自分のことは我慢して、異変を見過ごしてしまいがちです。だから、社会的に女性の活躍を期待するのであれば、女性が輝ける社会を健康面からもサポートするのが大切だと思います。

そこでまず、現在、女性の健康に関して、本市に取り組んでいただいている政策等をお伺いします。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英君） それでは、北村議員の女性の健康を包括的に支援する方向に向けての1点目の、女性の健康に関して本市に取り組んでいる政策についてのご質問にお答えいたします。

本市においては、女性の健康に関して取り組んでおります事業の政策体系といたしまして、母子保健事業、生活習慣病予防事業、啓発事業がございます。

まず、母子保健事業といたしましては、妊娠期においては母子健康手帳の交付、妊婦健診、特定不妊治療費の助成、マタニティサロン、出産準備教室、妊産婦歯科個別相談訪問、妊婦訪問などの事業を実施しております。また、出産後においては、新生児訪問、2カ月訪問、未熟児訪問、育児サロンや個別健康相談、これはすこやか相談とか育児サロンなどの相談事業でございます。あるいは、乳幼児健診、これは4カ月から3歳半まで節目に行うものでございます。このときに子どもの発育や発達に関する相談支援と共に、母親の体や精神の健康、育児や家事などの子育ての相談支援を行っております。また、本年度からは、新たに、産後、育児不安や心身の不調等により家族等から十分な支援が受けられない母子が病院等で保護者指導等のサービスを受けることができる産後ケア事業を実施しているところでございます。

生活習慣病予防事業といたしましては、子宮頸がんと乳がん検診といったがん検診の他に、骨粗しょう症教室等の事業を実施しております。

また、啓発事業といたしまして、女性の健康週間として位置付けられております3月の

1日から8日の期間に各種検診や健康相談で女性の健康づくりのパンフレットの配布や健診の受診勧奨などを行っているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 北村議員。

○2番（北村五十鈴君） その中から、重なるかもしれませんが、女性疾病特有の検診受診率をお伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英君） 本市では、女性特有の検診といたしまして、妊婦健診、子宮頸がん検診、乳がん検診を実施しております。

平成27年度の実績でございますが、妊婦健診では受診者数528名で、母子手帳の交付時に妊婦健診の無料クーポンを配布しておりますことから、母子手帳の発行数が検診の受診者数に相当すると考えられますので、受診率は100%と推定いたします。

次に、子宮頸がん検診でございますが、これは20歳以上の女性が対象でございます、受診者数は857名で、受診率は16.1%です。また、乳がん検診は、40歳以上の女性が対象でございます、受診者数は651名で、受診率は14.0%でございます。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 北村議員。

○2番（北村五十鈴君） 今、答弁いただいたように、女性の人生各期においては、現在もきめ細かい対応があります。

しかし、包括的にはどうでしょうか。我が国には、いまだ生涯を通じて大きく変化する女性特有の健康に関する法律はありませんでした。そんな中、2年前に女性の健康を守る女性の健康の包括的支援に関する法律案が議員立法にて国会に提出されました。法案の内容は、そのタイトルどおり、女性の生涯にわたる健康を包括的にサポートするための法律です。この法律案を勉強してみて、私は、女性のヘルスケアのインフラが整うイメージに受け取れました。これまでは余り着目されてこなかったのですが、性差医療という考えが浸透してきたように、そもそも体のづくりが異なる男女では、生じてくる健康問題も全く異なってくるのだから、この考え方に基づいた法案はごく自然な流れに思いました。

提出された法律案概要は、最後のページに添付しました。この法律には、3つの提言として、1、生涯を通じた女性の健康支援、2、安全な出産環境、3、女性の健康を包括的に支援する政策を推進する法的基盤を大勢としています。

こうして改めて女性の健康を考えたとき、では、一体、女性の生涯を通じて、何が大きく左右するのか、その答えもここでははっきり整理されています。それは、女性ホルモンです。私たち女性は、このホルモンと一生向き合わないといけません。女性ホルモンは、女性の命を守り、長寿に寄与します。しかし、ホルモンの分泌量の影響で体調が大きく変わり、疾病を助長します。女性はこの厄介な自分の中に住む相棒と日々共生しています。

しかし、そんな大事な相棒のことを、自身も、家族も、社会もよくわかっていません。しかし、相棒の機嫌で女性は心身状態が大きく変化します。だったら、仲よく共生するための知識が必要です。我慢や辛抱ではなく、健康を科学で知る、要因を少年期から学び将来の自分に備える、そのために行政は医療、保健と教育を分けずに関連、連携して包括的に向き合う仕組みと情報公開が必要だと、この法律から読み取れます。

法案では、女性の生涯にわたるライフステージを大きく1、幼少期、思春期、2、活動期、出産期、3、更年期、4、老年期の4つに区分し、現行の主な施策、その根拠法、課題等について整理してあります。

それでは、このステージに合わせてお伺いします。

思春期、気になる数字があります。日本女性が初潮を迎える時期が低年齢化している一方で、初産年齢が30.4歳と上がり、1人当たりの出産回数も減少したので、自ずと閉経までの月経回数がふえています。この初潮の年代ですが、地域や食事の傾向で多少の違いはあるそうですが、本市の場合の変動も含めて、わかる範囲で教えて下さい。

○議長（市木一郎君） 教育部長。

○教育部長（藤池 弘君） 初潮の年代についてお答えをします。

本市におきましては、初潮の年代についての調査を行っておりませんので、もとの変動も含めまして、その数値を把握してございません。

ただ、わかる範囲でということですので、市内の小中学校におきましては、宿泊を伴う行事の前には安心して行事に参加できるように、子どもたちの個々の健康調査を目的といたしましてそういう調査を実施しております。特に小学校では、初潮の有無についても質問をしております。実施時期等は、かなりずれがございましたけれども、それと、個々の子どもたちの調査で、統計的な目的としておりませんが、その調査で把握できた一部の小学校の結果では、初潮の年代は5年生でおよそ7%、6年生で20%でございます。

○議長（市木一郎君） 北村議員。

○2番（北村五十鈴君） 全国的な数字が出ているんですけども、今のお知らせと大き

く数字が違うように私は思いました。それと、やはり、調べておられないということですが、大事なことだと思いますし、把握もされていないのでしょうか。

○議長（市木一郎君） 教育部長。

○教育部長（藤池 弘君） 個々の教職員が、個々の子どもたちの状況を把握して必要な対処をする、子どもたちに心配とか不安があれば、それを取り除いていくような対処が必要やと思っていますので、個々に調査の方はしておりません。

○議長（市木一郎君） 北村議員。

○2番（北村五十鈴君） 今、ここでは発表していただけないだけで、本来はわかっているということですか。

○議長（市木一郎君） 教育部長。

○2番（北村五十鈴君） 統計的な数字については、把握してございません。

○議長（市木一郎君） 北村議員。

○2番（北村五十鈴君） とても大事なことなので、わからないというのはどうかなと思うんですけども。

では次の、この時期に女性ホルモンについての女性の体への負担や人生の早い段階から将来出産に備える心得など基礎的知識理解を伝えた上で、希望や目標を設定する教育機会の提供が必要だと思いますが、何かケアはされているのでしょうか。

○議長（市木一郎君） 教育部長。

○教育部長（藤池 弘君） 教育機会の提供ということでお答えさせていただきます。

小中学校通しまして、保健体育科で思春期の心の発達と体の発育発達についての学習を行っています。また、命の誕生につきましては、生活科、保健体育科、理科、道徳などの教科で学習を行っています。

例えば、小学校4年生では、「育ちゆく体とわたし」ということで、思春期の体の変化について、また、よりよく体を発育させるためには食事、運動、睡眠が大切であることについての知識を習得しております。小学校5年生には、心の健康ということで、体と心の健康にはつながりがあり、不安や悩みへの対処の仕方について学習をしております。このような学習を通しまして、児童・生徒が命のとうとさを実感し、自他の心と体を大切にすることが育つよう、教育に取り組んでいるところでございます。

○議長（市木一郎君） 北村議員。

○2番（北村五十鈴君） 今お聞きしました女性ホルモン等について、何か子どもたちに

知識をお知らせいただいているということはありませんでしょうか。

○議長（市木一郎君） 教育部長。

○教育部長（藤池 弘君） 全てかどうかわかりませんが、私が見る範囲では、教科書の中にも一部コラム的にそのことが書かれておりますので、そういうところで学んでいると思っております。

○議長（市木一郎君） 北村議員。

○2番（北村五十鈴君） 先ほどの質問と今の質問と重なると思うんですけども、やはり、私も女の子を育てましたけれども、初潮のときはすごく不安もありますし、先生にもわかっていただきたいということもありますし、それに備えるということもあると思いますので、できましたら、それを、どんな形でとは言いませんけれども、把握していただくということにはできないものなんでしょうか。

○議長（市木一郎君） 教育部長。

○教育部長（藤池 弘君） 先ほどから申し上げておりますように、ただいま議員もおっしゃっていましたように、教職員の方がいろんなコミュニケーションをとる中で把握をしていきたいと考えてございます。

○議長（市木一郎君） 北村議員。

○2番（北村五十鈴君） 私が他のところからお聞きしたのでは、初産が30.4歳になった時点ですけれども、以前とは10歳ぐらい差がありまして、以前でしたら初潮があつてから結婚して子供を産むまでの間が、18歳であったとしたら24歳ぐらいの初産でしたので、今は10歳で初潮があつて30歳という、その間が20年という長い時期があり、そういう違いも生まれてきてますので、そういうところも含めて、子どもたちに何らかのお話をしていただけたらと私は思うんですけども、そういうことは何か不都合があるんでしょうか。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） まず、幾つかの質問の中で、1つは子どもの状況の把握につきましては、これもなかなか統計的なものはしておりません。ただ、担任とそして子ども、あるいは子どもと養護教員、そこら辺の連携をとりまして、男の担任にはなかなか子どもは言いにくいものですから、養護教諭に初潮があつたということは伝えていると思います。そんな状況での把握しかございません。

それから、初潮と出産との間が、随分と期間が長くなっている。これは現実的な問題で

ございます。そういったことで、実は、1日に、教育委員さんと一緒にたまたま中学校の学校訪問をさせてもらっておりました。わずかな時間でございましたけれども、中学校の1年生で妊娠と出産といった学習をしております、2、3分の時間でしたので、詳しいことは申し上げられませんが、その中では、妊娠中絶、そんなことでは大変なことになるんだという学習を男女が一緒に受けておりました。そういう学習を中学校でも実施しているということでございます。

ですから、時期のずれもありますけれども、学校では教科書等に基づきながら、できるだけのことは子どもたちの基本的な知識として身につけるよう指導をしているところでございます。

○議長（市木一郎君） 北村議員。

○2番（北村五十鈴君） 次に、出産期についてお伺いします。

この時期、妊娠、出産、子育て、他にも出産を望みながらつらい不妊治療等、この時期の女性は目が回るくらいに忙しい日々の中、一番自分のことが後回しになり、気付かない間に産後鬱等が発症すると言われてはいますが、この時期の女性にはどのようなケアが行われていますでしょうか。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英君） 出産期の女性に対するケアについてのご質問にお答えいたします。

妊娠、出産期におきましては、体の健康だけではなく、女性ホルモンが正常に機能している必要がございますが、女性ホルモンは生活習慣の乱れやストレス、病気などの影響を受けやすく、不調になりがちでございます。

本市では、妊娠、出産、育児を安心して過ごせるように、妊娠期から子育て期まで一貫した母子保健サービスの支援が重要と考えており、新たに支援の事業を拡大したところでございます。基本的に、この時期において、相談支援を主体とした中で、個々のケアが必要な方については適宜事業として持っておりますので、そこを補完して進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 北村議員。

○2番（北村五十鈴君） 続いて、更年期についてお伺いします。

閉経により、女性ホルモンの分泌量が急激に減少し、心身にさまざまな症状が発生する

時期となります。自分のこと以外にも、この時期は夫や親の介護等、家族の健康問題ものしかかります。ますます定期的な健康チェックが必要なのに、女性のがん検診の受診率は低く、また、要検診受診率も低い。

先ほどもお聞きしましたが、受診率以外に要受診率を教えてくださいませんか。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英君） それでは更年期の女性の検診の受診率、それとあわせて、要精検受診率と要精検率も含めてということでございますので、あわせてご回答させていただきます。

先ほどの２点目の質問の中で、一部検診の受診率をお答えしておりますので、重複するかもわかりませんが、ご了承いただきたいと思います。

まず、子宮頸がん検診の受診率でございますが、全体では１６．１％となっております。そのうち、要精検率でございますが、こちらが１．２％。それと、要精検者の受診率につきましては９０％でございました。このうち更年期、４５歳から６４歳とこちらの方で定義させていただいておりますが、この受診率につきましては３２．６％でございます。また、要精検の対象者はおられませんでした。

次に、乳がん検診の受診率でございますが、全体では１４．０％でございます。また、要精検率は１１．４％。このうち、要精検者の受診率については９７．２％でございました。また、更年期の方の受診率でございますが、２５．５％でございます。要精検率は９．９％、また、要精検者の受診率については９６．８％でございました。

次に、女性の胃がん検診の受診率でございますが、こちらは２．５％でございます。また、要精検率は１０．４％、要精検者の受診率については９３．９％でございます。このうち、更年期の受診率は７．０％でございます。要精検率は１０．５％、要精検者の受診率については９３．３％でした。

最後に、女性の大腸がん検診でございますが、受診率は１０．４％。要精検率は６．０％。また、要精検者の受診率については９５．９％でした。このうち、更年期の方の受診率でございますが、２５．９％でございました。要精検率については４．９％。必要となった要精検者、対象者全てが検査を実施されておられますので、要精検者の受診率については１００％となっております。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 北村議員。

○2番（北村五十鈴君） 4つ目の老年期についてお聞きします。

女性の健康寿命と平均寿命の差が約15年近くあり、配偶者を失うなどの孤立から来る鬱状態になる女性も多く、体調の変化と老化、機能低下が起こる時期です。丁寧な支援が必要とされますが、どんな支援がありますでしょうか。お伺いします。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子君） それでは、7点目の老年期の支援についてのご質問にお答えいたします。

本市では、介護予防事業の対象となる方を把握するために、65歳になられた方を対象に基本チェックリストの送付、回収を行っております。その中で、鬱状態と思われる方がおられた場合には、生活状況や精神状態等を把握し、必要に応じて医療機関への受診勧奨等を行っております。

また、高齢者本人や家族の精神的な悩みの相談につきましても、医療機関やサービスの紹介等の相談支援を行っております。

さらに、地域の高齢者を対象にした介護予防教室では、骨粗しょう症の予防や認知症の知識、栄養改善等をテーマに開催をいたしまして、高齢期の健康に関する正しい知識の普及に努めておるところでございます。

以上です。

○議長（市木一郎君） 北村議員。

○2番（北村五十鈴君） このように、女性は生涯を通じて女性ホルモンの分泌量が大きく変動し、それにより体調が変わります。生涯を通じた人生の各段階での健康支援という観点と、女性特有の心身、社会的な変化や社会全体の考え方を熟成していくことも重要です。

今回の法案は、全体で19条の小さな法律ですが、カバーされる範囲は非常に広く、将来的な広がりも大きいと、私は期待しています。女性の活躍、少子化対策を実効性あるものにするためにも、この法律が成立したら、ぜひ、市として講ずべき施策に本市ではいち早く取り組んでいただきたいと要望します。

子どもたちや高齢者福祉には手厚い本市です。それに、今回の法律は、多額な予算が発生する色合いのものではなく、どちらかと言えば意識改革です。女性たちが堂々と甘えることができる環境を整備するものであり、野洲市独自の条例にするに値すると提案します。

野洲市ですから、女性が休んでいい日、休める祭日等、全ての女性が笑って暮らせるま

ち、野洲を望みたいと思います。

では、最後にお伺いします。

法律施行後の本市の方向性、考え方、及び健康福祉部長として、野洲の女性たちに検診メッセージをお願いします。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英君） それでは、ただいまの女性の健康の包括的支援に関する法律施行後の市の施策の方向性、考え方と女性への検診メッセージでございますが、本法律（案）につきましては、現在国会において審議中ということで、法律がまだ成立していない段階でございます。また、国会での審議傾向を見ておりましても、ちょっと不透明な部分がございます。この法律施行後の市の施策の方向性についてはお答えすることができませんが、女性の健康づくりを考えるにあたりましては、女性の心身の特性を踏まえ、また、就業、婚姻、寿命（長寿命化など）など、社会的な変化にも対応していくことは当然必要であると思っております。また、この法案の理念の中に、議員、お示しいただいておりますが、自ら主体的に健康の保持、増進に取り組むことを基本としております。普段から食事や睡眠に留意し、適度な運動をするなどして、健康の保持、増進に努めていただくことが重要です。また、健康な状態を維持していくためには、意識して自分の体の状態を知ることが大切であり、その意味では検診は必要なものと考えております。

女性の皆様をはじめ市民の皆様におかれましては、積極的に検診を受検していただきまして、また健康管理に努めていただくようお願いいたします。

以上をもちまして、健康福祉部からのメッセージを兼ねさせていただきます。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 北村議員。

○2番（北村五十鈴君） 以上です。ありがとうございます。

○議長（市木一郎君） 以上で、通告による一般質問は終了いたしました。

本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明4日から6月20日までの17日間は休会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市木一郎君） ご異議なしと認めます。よって、明4日から6月20日までの1

7日間は休会することに決定いたしました。

なお、念のため申し上げます。

来る6月21日は、午後1時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

(午後5時33分 散会)

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成28年6月3日

野洲市議会議長 市 木 一 郎

署 名 議 員 岩 井 智 恵 子

署 名 議 員 高 橋 繁 夫